刑政第41巻第1号

矯正図書館

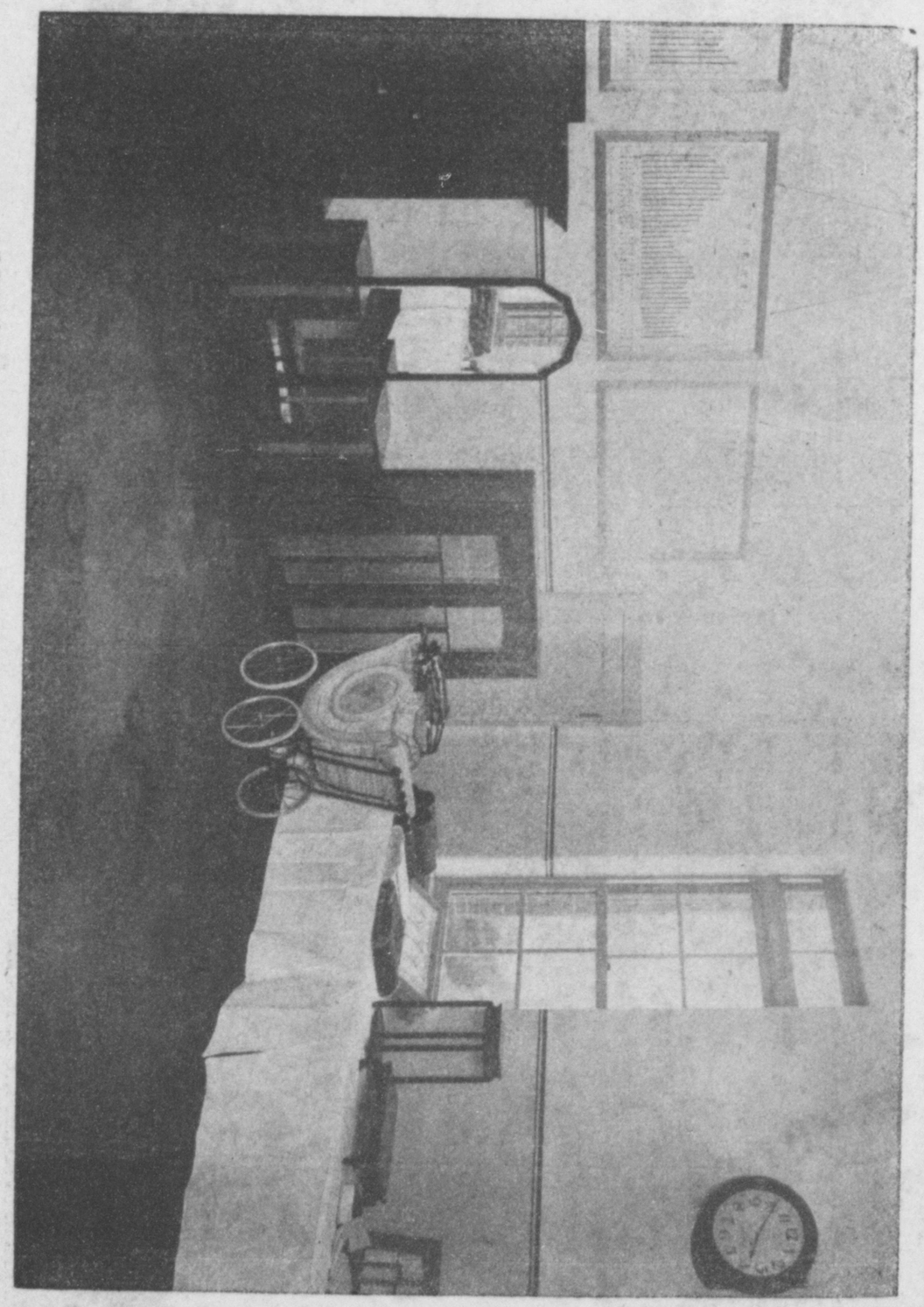
No.3126

刑政

第四十一巻　一月號　第一號

昭和三年を迎ふ	卷頭言	2
刑政時論	K生	4
天覽の光榮		26
主任制を論ず	有馬四郎助	51
獨逸人の觀たる日本刑法	時田常太郎	28
文學に現はれたる元日	橋田東聲	39
新坊ちやん物語	春日鹿二	33
十五年以上皆勤者の所感		7
外から觀た刑務所	石清水矢麿	74
英米に於ける刑務作業	ヂオン・リユウイズ・ギリン	59
太宰府に詣づ	安宅爾朗	46
拘禁生活の衞生學的觀察	芥川信	113
諸國行脚	E生	36
寶船・生きた教訓・指紋統計・或看守の手記・拷問廢止のころ・犯罪文藝 支那監獄を見る・讀者頁・家庭頁・短信・會報・叙任辭令・刑務令規・統計		

財團法人　刑務協會發行



（品製所務刑たゝき死陳に院訴控屈古名に會國・ヤ行方ゟ三尾）々品の陛天

新刊廣告

刑政研究資料の第三輯が出來ました
第二輯をお求めの方は更に第三輯を

米國紐育州刑務法 司法書記官 辻 敬助氏譯

佛國行刑法規 同 池田克氏譯

本書も本省の刑法並監獄法改正調査委員會の參考書として採用されるもので、新しい刑法監獄法の生れ出でんとする今日斯道に身を置く人々として是非一讀を要するものと考へます。

——菊版二百五十頁・クロース・金文字美裝——

實費頒布金壹圓貳拾錢（送料共）

刑務協會出版部

振替口座 東京二五〇五九番

矯正図書館

刑政

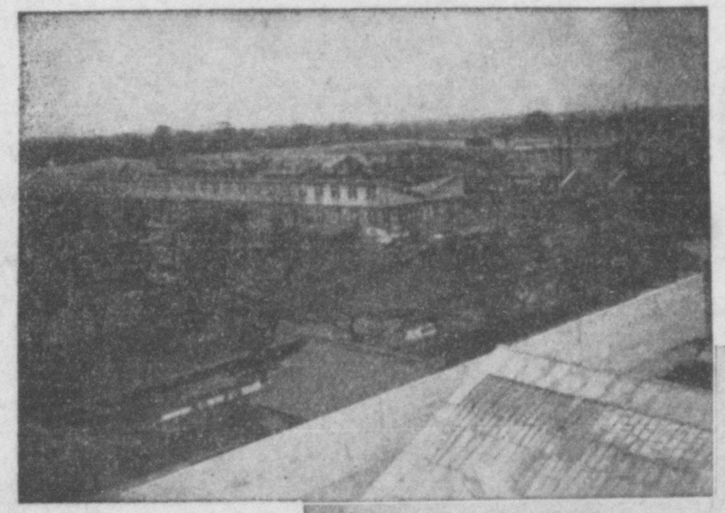


應擧筆屏風の一　　西本願寺藏

第四十一巻

第一號





上圖—昨年十月二十八日貴族院議員四條公爵等が小田原少年刑務所を視察した（記事參照）



中圖—新築されつゝある小菅刑務所

下圖—東京諸新聞司法記者二十數名が小菅刑務所を參觀した

昭和三年を迎ふ

新に昭和三年を迎へることとなりました。われわれは新春の芽出度さに醉ふ暇に玆に昭和三年に於ける行刑改良の方針を定めて置かねばならぬことであります。よりそ の方針が財政や政策の爲めに實現せられないまでもわれわれは夫れを今後に對する努力の指針として年頭に於て意見を定めておかねばならぬことであります。

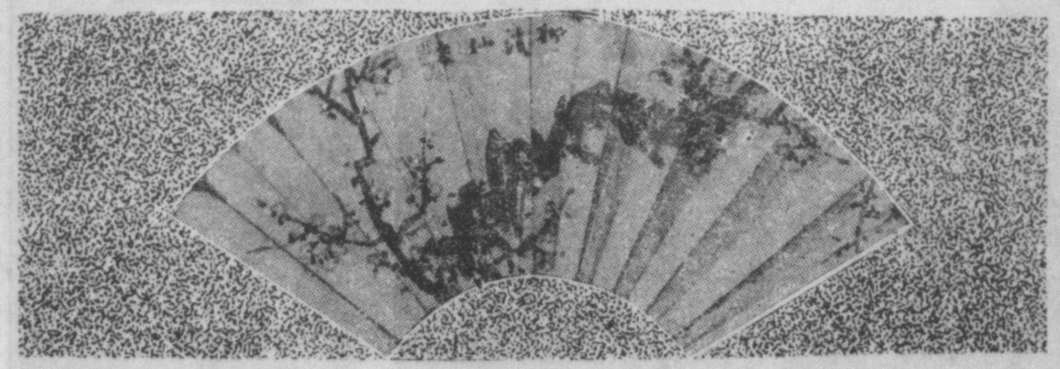
顧みれば昭和二年までに行はれた行刑改良の足跡は蓋し數へきれぬほど澤山ありました。わたくしはそれらの改良に對して多大の敬意と讃仰とを表することに躊躇するものでありません。

けれども、それらの改良の總てを通じて見るとき、またそれらを部分的に觀察するとき、その改良に果して行刑の最後の目的たる「良民を作り上げねばならぬ」根本問題にどの程度まで觸れたことでしようか。榮養はたしかによくなつたに違ひありませんん。國民として必要な知識はたしかに向上したに違ひありません。また作業技能と能率とはたしかに助長されたことでありました。しかも、それほどわが國に於ける累犯率を減少せしめたでしようか、その向上やその助長が果して疑ひのないことであります。けれども、もしもかゝる向上や助長のみに力を注いでそれで一人前の人間が出來上るとされるならばそれは竟に画龍點睛の恨みを買はねばなりません。

例令技神に入つても眼を画かざる龍が龍としての價値を存しないと同じように例令榮養をよくしても知識を啓發しても乃至は仕事の腕前をみがいても彼に人たるに値する存在を與へないとき、どうして良民たるの資格を得せしめることが出來ましよう。

昭和二年までの行刑改良にはその「人たるに値する存在」といふ問題に觸るることが少なかつたようであります。

「人たるに値する存在」とは簡單にいへば人が生れ乍らに享有する權利であります。その權利あるが爲めにわれわれは奴隷の上に立つことが出來、禽獸に優越することが



出來るのであります。さうして、その權利はとかく刑なるが故に犯人から剝奪されがちであつたのであります。さうすることが刑罰の本質だとされて居たが爲めに囚人の權利といふことは觸れないで過ぎ去られたのでありました。

今日の行刑に於ては此の點から改良されねばならぬ幾多のものが殘つて居ります。わたくしは今玆にその一々を數へ上げやうとは思ひませんが少くとも作業上の權利はその一つに數へ上けることが出來ます。

一九二六年故人になられたかのモットー・オスボーン氏は權利なき(賃金請求權)行刑作業を評して奴隷作業 slave labour だといはれましたが、ホブハウスのイングリッシュ・プリズン・ツウデーにはその言葉に大にお太鼓をたゝいてあることであります。

しかり、諸君が眞に良民を作り上げることが行刑の目的だと考へられるならば囚人に權利を與へてごらんなさい。アブラハム・リンコルンの言葉のやうに彼が鞭の强制の下に僅に五十ポンドの大麻を切り得るに反し權利の前にはよく百ポンドを切るやうになります。其眞面目さはやがて累犯の防止となり良民への復歸となるのであります。

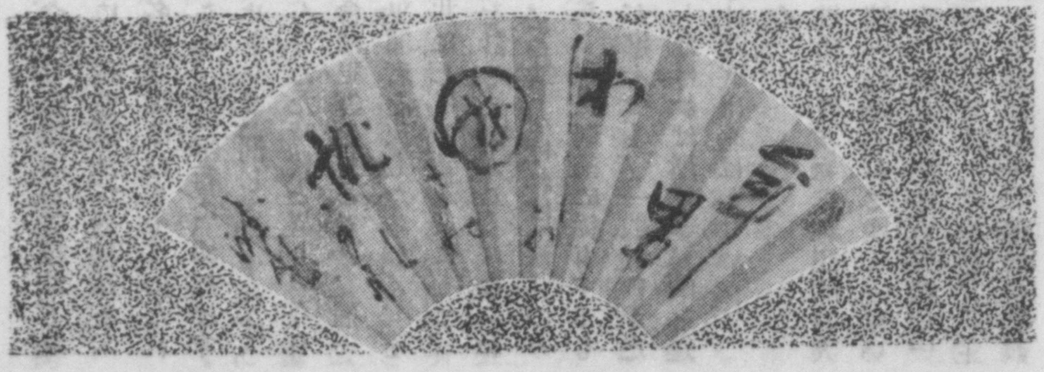
囚人に權利を委ねるとき彼等は權利の前に不紀律無節制になるやうに考へる方があるかも知れません。けれども、その繁雜は目的の前には洵に些細なことだといはねばなりません。何んとなればわれわれは事務の處辯の爲めに行刑を取扱ふためにあらずして目的の爲めに行刑にたづさわらねばならぬ任務をもつて居るからであります。

行刑の事務的の改良は昭和二年までに洵に順調に取運ばれたことであります。さうして、その爲めに行刑の實質的改良への礎もあらかた出來あがつたことであります。

玆に於て、われわれは行刑に於ける所謂「囚人の人たるに値する存在」を保障すべく昭和三年を用ゐねばなりまん。

ドイツ憲法第百五十一條は苟も人たる以上總てその保障を與へたことでありました。さうして、その思想は直ちにソヴイエトロシヤの勞働改善法(監獄法)にとりいれられたことであります。おそらく改良手段にゆきつまつた各國の行刑立法にはやがて此の問題が問題とされることでありましよう。

わたくしは昭和三年に於ける行刑改良の目標として此の問題が選ばれることを特に要求するものであります。(あき緯)



刑政時論

◆

悪いことをしたものがあると、これをお白洲へ引出して吟味する。そして相當の刑罰を與へる。定められた通りの掟に則つて刑してゆくのだから、わけはない。犯罪の原因がどうの、還境がどうのと云ふ厄介もない。本人の性格がどうの、犯罪時の精神狀態がどうのと云ふ調べもないで、偷盗は苔二百主殺しは引廻しの上磔付獄門と判で押したやうな時代ならいざ知らず、今日のやうに假りにも、しらうとでさへ刑事政策がどうの、犯罪の社會的原因がどうのと云ふ世の中になつて來たんだから、世人がみつちり社會と犯罪との關係を考慮し、よりよき社會の顯現のために、いまわしい犯罪の絶滅を期すべく刑事政策の徹底的遂行をやる氣になつて貰はねばならぬ。

◆

話は少し古くなるが、今の刑法が出來た時には、世界に比類なき大法典だと稱せられ、中々新學說のもられた立派なもので、云はば「理想的」であつて、少年法や、保安處分、保護施設を豫想したものであつたそうだが、もう今日になつて見れば、所謂「新刑法」も新の字があやしくなつて、今度は不定期刑だの、保安處分だのいろんな新說がもられ「明るい習練場」に一變したこの實際上の推移、八王子の特設少年刑務所や、濱松の特設い刑法が審議中で近々提案され、又それに伴つて、監獄則が監獄法となつたやうに、現監獄法が刑務法と云ふ新しい名前で現はれるやうになれば、それこそ、刑は奉行に、牢屋は牢番にまかせきりで、罰しさへすれば、それで濟んでゐた時代と異り、今日の如く社會は犯罪を見ること、猶一家中より犯罪者を出したる如く、その憂ひを共にしその苦を共にして、その善後を計ると云ふことにならねばならぬ。それでなければ、法律のみ立派になり、司法刑務に從事するものゝみ頭が進んでも、一般社會が之れに共働しなければ所期の目的を達することは到底出來はしない。

◆

小菅や巢鴨、豐多摩と理想的の大刑務所が續々建築されてゆく「暗い煉獄」の感じから「明るい習練場」に一變したこの實際上の推移、八王子の特設少年刑務所や、濱松の特設

老年刑務所の出現も、新しく進んでゆく刑事思想の具体化であり、小田原少年の漁撈船の試みも、到底在來の監獄觀念では了解出來ないほど進んだものである。

本號に掲載した論文の中に獨逸のゲンツ博士が日本の行刑事業のすばしく立派なことを賞揚してゐるが、さう外國と比べて遜色はないと自認していゝ。

偶々舊冬司法記者の一行が小菅刑務所を視察したその參觀感想記が各記者の筆によつて各新聞に出たが、中にも秋山辯護士の文が法律新聞に掲げられたものを讀んだが、その中にも「余は今日に至るも依然刑務所と云ふ所は國家の權力を以て犯罪者の權利と自由を剝奪し壓迫的に懲戒を加へつゝある所と思ふてゐたが、事實は之と異り、大いに改過遷善主義の溫情の跡が見ゆる、是は時勢の流れと共に刑政の施設も決して後れてゐない證據で余の最も愉快とするところである」と書いてゐるのを見て、もつともつと行刑事業の社會化をやらねばならぬと思つた。刑務所でやつてることが世間に洩れるのを大變にいやがつたのは、刑務所がこの世ながらの地獄であつた時である。――いや世間の方でも監獄と云へば身ぶるいするほどいやがつた。今でも地方の刑務所長の中には、新聞記者に會ふことをいやがる、否恐れる人もあるやうだが、それでは仕樣がない。刑務所には比較的緣故のある辯護士である人でも、視察して見てなるほどと感じるのだから、社會の普通の人々が、「赤い煉瓦の中」をどう想像してゐるか分らぬ。……これがひいて保護思想の普及に邪魔になる。ある地方の檢事に「司法保護つて何のことですか」と聞かれたのには一寸まごついたことを思出す。遠慮なく云へば、本誌上でも叫ばれたことのある刑務委員會――松井局長によつて實現しようであるが――などにも、社會の名士を入れて、うんとこの社會化をやらねばならぬと考へる。多少は都合の悪いこともあるだらうが、そこは議會と同じことで、文句を云ふものがあればこそ發達するのである。

◆

建築と云へば、舊臘開催された全國刑事課長會議に內務省の諸問事項として、警察留置場の改善が提出されてゐたが、實際の話が留置場と云ふところは幾多の弊害を生むこと驚くばかりで、普通の人々にも意外に思へる位であるから、衞生上からも、刑事上からも是非、もつと改善し、出來得べくんば獨房式に改めたい。これと同時に刑務所の刑事被告人拘

置場も、現在の如き雑居房を改める必要がある。刑事政策上是も厄介な犯罪性の傳播と云ふ點から見ても由々しいことであり、更に初犯者改善――累犯防壓の上から見て急がねばならぬ施設である。聞くところでは、當局に於ても十分その必要を認められてゐるが、豫算の關係でいつも遲延されてゐたのであると云ふ。今回警察留置場の改善と共に、改造さるゝことを得ば事業界の慶びであらう。

◆

更に一言したきは市谷刑務所に毎日面會を求めて集る人々を觀ての筆者の感想である。彼等の中婦人はいづれも美衣によつて着かざり、男子も亦相當の服裝をしてゐる。そしてその面情には何等の憂ひもなく、普通の面會訪問と異るところはない、この光景は何を語るか。

一家の主人、若しくは親戚の者が刑法犯として刑務所に拘禁されてゐる、それを訪ねる人々の心は少なくとも痛められてゐなければならぬ。社會に申譯がない。懺悔に堪へない。この心と又一面には囚はれてゐる人々の上を案じて又惱むこゝろとで滿たされてゐるべき筈だ。それに一向平氣でゐる。これが社會道義の衰頽を物語り、人心浮薄の反映と見ても間違ひはなからう。又その服裝を見ても、まさか當人が貧困の結果せつば詰つて犯した罪でないことは判りきつてゐる。何を職業としてゐたか判らないが、相當の生活をなし得る能力を以て、一歩あやまれば刑辟に觸るゝやうな不純な際どい仕事をしてゐるとは何と云ふ圖々しい生活態度であらう。正常な常識を持ちながら、然も法網をくゞる輕業稼業の人々の心事を責めなくてはならぬ。

近來知識階級の犯罪が增加して來たが、かうした刑法も刑事訴訟法も承知で、ずるい仕事をやる連中の刑事處分はよほど考慮しなければならぬと思ふ。米國邊りの話を聞くと、この種犯罪者の取締は全く手がつけられないほどであるが、刑を言渡すのも涙でするやうな可憐な犯罪者のある一方に――社會的その他やむにやまれぬ原因のために犯した被告の、刑執行以前にすでに改悟したしほらしい姿と、かうした無反省な鉄面皮な人々の態度とを同じ刑務所に見ることは、確かに刑政上の問題とするに足り、否社會問題の一つとして考へていゝと思ふ。

十五年以上勤續者の表彰

家重代の家訓に則りつて皆勤の家

光榮と慶福に輝く人々

皆勤者の感想發表

御制定最初の明治節の佳辰をトし、皆勤十五年以上の奇特の刑務職員方が本會總裁たる司法大臣より表彰されたお芽出度さを紀念し且つこれを讃仰する意味で、表彰された方々に對して、

一、表彰を受けられたる感想

一、皆勤せられるに就ての座右銘又は信念或は皆勤心得

一、皆勤上の挿話（又は皆勤を思ひ立たれた動機）につき原稿を求めたところ（皆勤美談として同僚の執筆も可）以下の如く多くの人々から回答を寄せられたので、これを吾々の勤務精勵の範とし、且つ參考としたい意味で茲に掲載發表することにした。

いつも云ふことであるが、一日も休まず仕事に出ることは、實際生きてゐる人間としてまづ不可能のことである。風邪を引くこともあらう、腹の痛むこともあらう、又家事上にいろ〳〵と起る用務のため、缺勤の止むを得ざる場合も起るのは、寧ろ當然のことである。それも一年とか二年とかなれば押通しも出來るだらうが、かりにも十五年と云ふ長年月を無缺勤で通すことは余程の健康と、一種の精神的なあるものがなくてはならぬのである。

こんな風に考へて來ると、皆勤と云ふ特殊事情をもたらすには、その人自身のみならず、その家庭に負ふところがなければならぬと考へる。本人は健康で、職務第一主義で勤めても、家族に始終病人があつたり、缺勤せねばならぬやうな事情があつては自然皆勤は出來ないことになるのである。否そればかりでなく、本人一人が勤務第一主義であつてもその配偶者たる人が、一向その精神

のない場合には、それに引かれてつい休むやうなこともあり得る。

早い話が、子供の愛に溺れた母が、子供が朝少しグズ〳〵して身体の調子が悪いと、「ぢやお休みなさい」と云つて休ませてしまつたり、又今日は寒いから風邪をひくといけないと云つて子供を無理に休ませたりするやうでは、子供は學校を怠けつゞけるやうに、家族の心次第で影響することもあるだらう。

かう云ふ點に眼をつけて、感想錄を讀んで見たところ、果して皆勤者自身の健康及信念のみならず、家庭揃つての勤勉家であり、親も子も皆勤と云ふ事實が現はれたので、私は頗る會心に堪えなかつた。家族全般の心が一致して互に勵まし合ひながら質實剛健精神の發揮に努める——こんなうるはしい結合はない。例へばある人の記事中にあるのを紹介すると、その人の老父の代から毎月一回家族全体が佛前に集まり、そこで家長から家訓代の遺訓を傳達する。

(1)家庭円満タラシメヨ
(2)衛生ヲ重ンゼヨ
(3)適當ノ運動ヲ爲セ
(4)無爲徒食ハ絶對スルナ
(5)以上ノ傳達ハ佛前ニテ爲ヘコト

そして互に信念を深めてゆく、老父なきあとはその人自身が子供にこれを教へ、自らも守る、かくして今日まで皆勤をつゞけて來たと告白されてゐるのは、非常に感動を深めたことであつた。

又ある佛教信者の人は佛陀の金言

汝等比丘若シ勤メテ精進スレバ則チ事トシテ難キモノナシ汝等勤メテ精進スヘシ譬ヘハ山水ノ常ニ流レハ則能ク石ヲ穿ツカ如シ若シ行者ノ心數々懈廢スレハ譬ヘハ火ヲ鑽ルニ未タ熱ヲサルニ而モ息メハ火ヲ得ント欲スト雖火ヲ得ヘキコト難キカ如シ之ヲ精進ト名ク

を信奉してこれを實踐する人のあることも、矢張生活の基調としての信念の強さを思はずにはゐられなかつた。

更に今回の皆勤者の中に婦人のあつたことは、他に稀なるところで婦人事務員がせい〳〵二三ケ年の勤續年限の程度であり、生理的其他の關係にて出缺の定まらざることが常例で、世間ではそれを普通のことにしてゐるにもかゝわらず、わが刑務界にこの異例を見たことは、何と云つても誇るに足るものと思ふ。

蓋し吾々は前年來實行されてゐる皆勤並勤續者の表彰から推してわが刑務界に奉職する人々が、質實剛健の精神を体し、床しい信念を抱いて勤務されると云ふことに敬意を表すると同時に云ふ可からざる愉悦を感ぜずにはゐられないのである。

己を責め人を責めず

山形　渡邊長八

過ぎ行く歩みの早いのに前途十五年間の重荷と思へば、到底行け様もないが過ぎし後を顧みるに、光陰矢の如く瞬く間でありました。（中略）

拝命當時不肖の事とて、淺學菲才世事に乏しく、況んや刑務の事に付て然る可きであつた、故に學科並に實務の始めに付ては行務の務めは難中難事なる事を精神的肉体的に身に泌み感して、一時は引込思案に打たれしも此に奮起するに、職業に貴賤なし二心こそ大切なれ、吾が二心は職責上違戻たるのみならず、吾身を創け延ては家業を亂すと共に、吾身終生の恥不幸なるを醒り、玆に上司の教を受け至誠以て職務を遂行するの肝要なりと決心する處でありました、然るに世事辛き世とて一度遂行す可く立てたる永遠の目的の中間には、或は病魔や經濟上の苦痛或は感情の衝突や義理人情の差障り等障害物は次より次に、現はれ來るものでありますから、玆に己を責めて人を責むるな心一つの置き處、上司の教や名論卓絶格言等の上には、自己の修養を縱に自己の反省を横に日常の行ひに注意の要を以て、終始一貫する事に務めたのであります、中にも在職中最も修養の基礎を強めしは在所者修養のために掲け又奉讀したる周訓や今日一日の教訓でありました。其中に今日一日の存命を喜び家業を大切に務む可き事之を其日其日一日の務めの大切なる事に換へて、一攫千金を求むるが如き貪欲なく二心なく務め心を一となし、一日一日の務めを大切にし益々勉勵して、始めて永續するを得るなりと信ず、又譬にも塵も積れば山となる、大海の水も一滴より始まるとかや、味ふ可き事僅か一日と雖も、之を大切にして着々進み行きてこそ始めて彼の岸に達するものと感ぜざるを得ず、蛇足を逃て擱筆の失禮を乞ふ。　以上

これ厚情と健康

豐多摩　栗原要助

不肖看守拝命勤續拾五年七ケ月皆勤成し得たるは僚友諸氏の厚き情と感謝し、一面衛生に注意を

なし、健康を保持したる賜物なり。何等の功なき不肖に計らずも、昭和二年十一月三日第一明治節の嘉日に、表彰の光榮に浴したるわ誠に望外の至りにて感嬉に堪ず、只此後は上司に感謝致し、益々努力して至誠奉公するの

感謝に堪へませぬ

巣鴨　吉田嘉之助

昭和二年十一月三日畏も明治大帝の佳節に於きまして、特に總裁閣下より表彰せられましたる事は、不肖なる私の身に餘る所の光榮で有りまして之れ誠に、感謝に堪ざる次第であります。付きましては、今後共尚一層の勤勉と努力を以て聊か、君恩に酬いねばならぬと思ひます。儀は心中滿々として止まざる次第で有ります。

夢の如く過ぎた

巣鴨　皆藤寅次郎

明治四十三年十月三十一日當巣鴨監獄看守拜命月俸は十圓でありました。當時典獄は藤澤正啓殿戒護主任は坂井洌殿、第一管區長は藤居虚殿、第二管區長は結城冬榮殿、第三管區長は島崎哲馬殿でありました。今日に及んで回顧致しますれば、滿十七年有餘の星霜恰も夢の如くに過ぎました、其間に於て幾多人事の異動其他　官制の改革により監獄が刑務所となりましてから。總て制度が一變したのは著しきものでありました。尚腦裡に勞ざまれて忘れ難きは大正十二年九月一日の大震災であります。私は斯る天災を經て昭和貳年十一月三日明治節の御芽出度き日を期して、今回偶然十五年皆勤の爲め過分の賞狀及び銀杯一個難有拜受致し感極はまりて落涙に嗚咽するのみであります

所謂四恩による

大阪　重光篤人

其皆勤するに付ては、只誠心誠意職に從事したりと云ふより外なく信念も心得もなし、余幸に性強健なり恒に節制を重んじ常に美食なりとも一片の食一盃の酒も過食せず、珍果ありと雖食前食後

にあらされば間食せしことなく、宴會も一年に四五度あれども因より酒を嗜む酒量約二合程度にして絶對長座せず、隨て宿醉せしことなく平時十時に就寢五時起床と定め概して、規律的起居をなし比較的無事平隱なるを得たり、然れども其跡を辿れば幾多の波瀾なきにしもあらず、大正七年十一月には愚妻年來の婦人病其れに加へて流行性感冒に罹り肺炎を併發し危篤に陷り、父も又流行性感冒にて十二月一日死去す、妻は幸ひ數月後にて全快するを得たるも、自分は文字通り其間不眠不休看護し共艱難辛苦たるや筆舌に盡し難し、又吾々の戒護勤務たるや直接間接を論ぜず日勤晝夜勤を問はず、其の苦辛慘憺たる余の贅言を要せず斯道の人知悉せり。其中に處して大過なく無事皆勤十五年を越へ表彰を受くることは、佛教に所謂四恩と唯感謝と歡喜あるのみ。

教訓の資とす

千葉　山下久市郎

（上略）此の佳品をば家寶として、又教訓の材料として子孫に傳へ永久に保存せしめ、勤勉精神を養ふ資と爲さしむる考へであります、然して微力をば刑務のため可及的精勵する心底であります。此得難き賞狀並に銀盃を拜受したるに就きまして過去十五年の後を追憶しまして、單に自己の健康のみでは到底此皆勤を全ふすることは出來ません其間幾多困難なる場合もありましたが、要するに歷代の所長殿を始め各主任其他の方々の懇篤なる指導訓練の然らしむる處と同僚各位の庇護に因る賜と我刑務界の上に協會ありて、各方面の奬勵其他に就て大に盡力せらるゝ結果に外ならぬのであります、故に吾々刑務の職にある者は益々奮勵努力しなくてはならぬと考へます。私として此得難き紀念品を拜受したることは、返す〳〵も無上の光榮とするところで感謝の念止まぬのであります。終に臨んで目下各地にある先任の各上司に付し本誌上を拜借して厚く御禮申上げる次第であります。

精進あるのみ

宇都宮　關　直衛

（上畧）熟々惟ふに月日の經過するは、白駒の隙を過るが如く、又矢の如しとかや、眞に其迅速なるに驚かざるを得ず、指を折り數へて靜に過去を追想すれば明治三十八年四月秋田刑務所看守拜命爾來二十三星霜を經今日に至る其間明治四十五年二月急性腸加多兒症に罹り二日間病氣缺勤せしことありしのみ、不肖元來佛教を信仰し座右の銘として遺教經に汝等比丘若し勤めて精進すれば則事として難き者なし、汝等勤めて精進すべし、譬ば小水の常に流れば則能く石を穿つが如し、若し行者の心數々懈廢すれば譬ば火を鑽るに未だ熱せざるに、而も息めば火を得んと欲すと雖も、火を得べきこと難きが如し之を精神と名く、と事の成否は全く勉强不勉强に在ることにして、修養上眞に妙味ある教訓ならずや、又嘗て之を師に聞く「槌にして止まざれば、磐石も粉碎すべしと又彊不息ば愚公もよく高山を移すと」不肖固より學識なく且才氣あるにあらず、顧みて二十三星霜斯く長き年月只茫然として、徒に年のみ重ね行きし自己が淺學短才職務に足らざるを常に 忸怩として 感ずるのみなりき、然るに今日に及びたるは實にこれ國家社會に奉仕するに、何業何職に拘らず一意專心其職責を盡すにあるのみと、思惟して他を顧みざりしによるならん、又これ上長恩師の懇篤なる訓諭と佛教の旨趣とを遵守奉體せしことを併せて同僚各位の深厚なる同情熱烈なる愛情の賜なるを確く信じて疑はざるなり。

これ天職

福島　戸田八郎

（上略）回顧するに刑務の職を希望し奉じて玆に十五年有餘職を求め刻苦精勵するは、建國上且つ吾人の生活上必然の義務にして人生の道程なり古諺に「二兎を追ふものは一兎を得ず」とやを玩味し一度定めし職は天職なりと思惟し銳意職分を遂行すべきを、四時念頭に而して休まず勉むるの精神を涵養し是れを生命なりとの信念に汲々しつゝ聊か初志貫徹十五年皆勤に及びたるに、恐れ多き極みなれど英帝明治節に此の尊き恩惠に遭遇し得たるを歡喜躍如只感涙に咽ぶのみ、この光榮の本旨を奉体し永へに子孫敎養の龜鑑に資する一大紀念とし併せて遂年多事多端な斯界に寵れて後止むの赤誠渾身の努力を爲し以て貢獻し、御高恩の萬分の一に酬ひ奉らんことを誓ひて筆を擱く。

冷汗背を濕す

長崎　原寅次郎

（上略）私は大正元年九月始めて職を長崎刑務所に奉じ、而して同年十一月佐世保出張所勤務を命ぜられ、大正六年二月本所勤務となり爾來あらゆる配置の勤務に就きましたが、上司の御指導と同僚各位の御援助とによりまして、幸に大過なく、所謂正直の頭に神宿る、又曰く勤勞は成功を生む母と言ふ、格言を坐右銘として一意專心職務が大切と心得歲月流るゝを覺えず駑馬に鞭うち每日相變らずやつて行たのであります、然るに大正十二年十月平凡無爲の私に異數の拔擢を以て部長を命ぜられましたので、倍々感奮し家事一切は殆ど家族に委せて勤務致しつゝありましたが、圖らずも去る十四年四月當島原出張所勤務となり本年丁度十五年以上皆勤が出來ましたが、偖過ぎ去りし後を顧みますと徒らに星霜を經たるのみで何等効果を擧ぐるを得ない事が腦裡に浮んだ時密かに冷汗脊を浸す樣な感を、覺ゆるのであります、然るに今日の擧に遭ひ、實に赧顏の至りに堪へませぬ（下略）

其日の責に遑はる

松江　古川重助

（上畧）顧みますれば、大正元年八月の頃病魔に冒され其後日ならずして出勤し、今日に至る十五年四ケ月の間殆んど夢の如く經過し、其間行刑の事業は世相の推移と共に、年を追ふて刷新改善せらるゝと同時に總ての事務亦漸く多事多端ならむとし、從て倍刑務官吏の責任は重且大なるものあるに拘はらず、何一事として行刑上に貢献する所なく徒らに年月を累ね身を以て唯其日の責を塞かむとするに、過ぎざりし極めて暢氣なる不愍者に對し、今回意外にも斯の如き鄭重なる表彰の恩命に浴するに至りたるは、寔に慚愧に堪へざる所であります。（下略）

何糞つの力

熊本　清水德太郎

私は十五年皆勤の廉を以て今回刑務協會より表彰に預りました、此上もなき光榮と存じます、私共官吏たる者が職務に精勵するのは當然の義務でありまして表彰せらるゝなどゝは夢にも思はなかつたことであります、私は明治四十四年四月に看守を拜命致しましたから教習卒業は夏の盛でありました暑い日に毎日の立番勤務には閉口致しました遂に八月には二日間欠勤するの止むなきに至つたのであります其欠勤中色々なことを考へました罷めやうかとも思ひましたが不圖頭に浮んだのは小學校時代によく先生に訓へられた（苦い時には「何クソッ」と下腹に力を入れよ）と云ふ言葉であります、考へて見れば勇氣の足らないことに氣が付きまして三日目の朝は例の（何クソッ）で出勤致しました私は身体は強い方だと思ひます、それでも時には感冒に罹ることはありまして立てば頭がふら〳〵する樣なことも度々ありましたが（何クソッ）で押通して來ました、とは申しましても比較的達者であると云ふの外他に一つの取柄のない私が今日の榮譽を荷ふことは全く上司の御指導と友僚諸賢の御援助の賜であることは申すまでもないことで只感謝の外はありません而も僅かに官紀を守り大過がなかつた丈で寸功もないことは省みて衷心慚愧に堪へぬ次第であります、此上は不肖駑馬の身に鞭ち一層奮勵以て恩賞に酬ひねばならぬと覺悟して居ます。

武道の賜

山形　佐々木　久

上略回顧すれば明治四十四年一看守として拜命せしも覺束なき決心なから何とかして誓約の年限を首尾良く勤め度と他念もなく一路向上の希望を抱きつゝ恰も長い梯子を一段一段と曉に星を戴き夕に月を踏んで通勤幾星霜はや誓約の年限も過ぎ去つて見れば歲光如流水との感一入深く其頃より種々煩悶を抱き私とても如何に低級の一看守なりとはいひ當時物價は極めて高くして祿五斗米に過ぎざりしも精神的には職務上國家社會に寄與する工夫の途あるべく其處に尤も尊ぶべき何物かが存在するものと信じ暗黑の幕より光明の世界に躍つた時他を比較すれば自身より後に拜命せし人にしても已に部長に或は任官して得々として榮冠せる姿を見ては切齒扼腕實に慨嘆せざるを得なかつたのであります其後は文に武に勵み何とかして資格を得んと欲し玆に資格の關門たるべき處の刑務官練習所に入所の熱望を抱き大正九年に應試せしに結果は見事失敗となりて一時は氣力沮喪せるも此儘にて已みなば一層の恥辱の上塗たるに勵まされ來年の希望を抱きつゝ不斷の努力に練達を加へ翌十年再度應試せし所幸して其目的を達し翌十一年には宮城にて施行せられた特別任用試驗にも及第の席末を汚す等稍希望も達し順境に向ひたれば之れにて人眞似も出來ると安心せしも東の間同期生は續々任官榮譽を荷うに引換て自身は更めて一難關の到來は晝餅同樣皆家庭關係其他の事情に由つて希望を中廢するの運命とはなりぬ如何に向上心あればとて現在は一身上の事情詮方なく其日其日を職分に追はれ玆に勤續十五年の星霜を過ぎ大過なく別段何等貢獻すべき處なきに不拘今回表彰を受くるが如きは實に慚愧に堪へぬ次第であります（中略）現今各種の運動熱の旺盛なる今日運動の何れを選ぶも可なるべきも職務の關係上より見るも日本古來傳はる處の武道に如くものはなかるべし精神上將た体育上非常に効果あるは明瞭なり私の如きは此武道練習以來醫藥に親しむこと皆てなく其結果は今回不圖皆勤の榮譽を荷へるものと思はる故に武道を離れて皆勤は困難なりと迄武道を謳歌するものであります看守の職責を全ふせんには是非共劍道なり又は柔道なりは自他相俱に鍛練致し度ものと存じまして今日自身が此光榮を荷うに就て此感を一層深くする次第であります。

上司先輩の恩

水戸　川尻　光

（上略）明治四十四年十一月拜命以來何等功績もなく平凡裏に今日に至つたので茫として夢の如く唯上司先輩の恩を知るのみであります、元來私は信仰と云ふ程ではないが常に神佛を崇め職務の大切と服務規律の遵奉を念とし自己の失態は卽ち上官の失態となる事を感じ上官の注意訓戒は自分を教育して下さるものと思ひ亦上官の日夜頗る繁忙の狀を見て吾々は安閑たるべからずと自己を激勵し苦樂は畢竟精神の置き處に在りと信じ時に或は風流に心を寄せ「人もかくあれかし月の清き道」と一入興味を覺え、亦心神の鍛鍊には武道最も適切なりと信じ平素練習する劍道の賜として病氣にも罹らず卽ち身体の强健は今日此の光榮に浴した所

以であると深く感ずる次第であります。（下略）

強壯第一

小倉　原田忠吉

（上略）回顧すれば官吏服務規律第一條に凡そ官吏は天皇陛下及天皇陛下の政府に對し忠順に勤勉を主として云々と有て苟も官吏たるものは皆勤する事は當然の義務にして皆勤して初めて官吏たるの本分を盡し乃ち職務に忠實と云ふ事が出來ると信じます而して私十五年以上皆勤する事を得たる力に就て沈思默考追懐するに身体の強壯なる事第一の原因にして次は少しも家庭に内顧の憂なく其他周圍の事故なかりしに起因するの外なし是一重に皇恩の廣大なると親の恩神佛の恩社會の恩並に刑務協會諸賢の御指導と御援助の賜と深く肝銘仕り尚將來一層忠實に勤勉斯道の爲益々奮闘努力以て皇恩其他の御恩の萬分の一に奉ずる覺悟で有ます

（下略）

希望から希望へ

市谷　上田勝

（上略）過ぎ去りました十五箇年の歳月を追想致しますと隨分長い事でありますが。この間には幾度か御暇を頂きたいと思ひました事もありましたが一日終れば今一日と希望から希望へと遂に十五年になりました。私の様な弱い而して不行屆なものがかゝる光榮に浴せしめて頂くことは決して私一人の努力でも。又幸ひに惠まれた健康の賜物斗りでもありませぬ　是れ全く上官の方々の御懇ろなる御指導と同僚の方々の御親切なる御力添と今一つは日頃雜誌刑政を拜讀して色々と啓發させて頂いた御蔭に外ならぬ事を深く考へさせられます

（下略）

忠實恪勤の他なし

松江　前田顯治

（上略）顧れば奉職以來長年月の星霜を經過候も何等淺學非才黄口の小生得る處も爲す處も無く只頑健の故を以て奉職を繼續仕り誠に赤面の至に不堪候願はくば偏に將來の御指導を垂れさせられん事御願申上候就ては賜はりたる賞狀並に賞品は家寶として子孫に傳へ御思召の難有を思はしめんと存候然る處授稿の御下命に接し恐縮仕候只勤續して皆勤爲し候は奉職したる以上は上司の訓授命令に從ひ法規の定むる處を遵守し忠實恪勤なる意志の外何者も無之候單なる一語を並べ洵に恐縮の外無御座何等思想の披歷も仕る處無之候も小生の始終し居る一念に御座候間不悪御愍憐を賜はらん事を奉願候恐々

恐怖心から同情へ

栃木　笠原まちの

私が初めて此栃木支所へ奉職しましたのは長いことながら明治天皇陛下の御代の終に近い明治四十五年五月十日のことでありました初めの中は唯々恐い人々の群へとのみ思ひ込で居りましたが一月過ぎ一年と經つ中に恐ひのは聞いて居つた時のことで實際親しく接して見れば此人達も誠に可愛尊い魂の持主であると云ふことを悟らせられたのみならず圍圍の身となるには其人自身に何等かの心身欠陷に基因せる者なることを見出すと同時に非常に同情心を呼び起しまして最初の恐怖心から安心、安心から同情に變り其間職務上に趣味を感じ刑務所が自分の家庭の如く收容者は自身の姉妹の様な强い感じがしまして讀らず讀らずの間に過ぎ去つて今過去十五年を顧れば何等の功績がないのみならず寧時々過失事故のみを出し居りましたのですが皆様の御親切なる御指導と御庇護に依つて今日迄年月を送らせて頂きましたと言ふこと洵に限りなき有がたきことと痛切に感じて居りましたところ斯様なる不肖者に對して厚き御言葉の下に賞品の銀杯を賜りましたのは誠に歡喜と滿悦に堪えません此上は彼等不幸にして同情すべき者の爲めに生命の續く限り職務大切に御奉公致し皆様方の御恩の萬が一にも御報申度き考であります。

至誠の二字

横濱　池田詮季

（上略）回顧すれば今日迄永年奉仕し得ましたについては座右の銘として居りました至誠の二字の然らしむる處と信じます艱難汝を玉にすの古語がありますが今日の意義ある光榮も前辭を如實に表現せられたものと信じます

吾人の職務は階分激務でありますれば轉職の意の萌芽するものであります、だから餘程強固なる精神と努力を要しますするは申す迄もありませんが自己と一家族の健康保持が大いに影響致します、軀あつての物種です健康は悪魔を拂ひ福を招きますそして嗜好するものに精進して樂安をし健康を増進するが肝要と思ふ而して職務を執る場合は何事も言行一致であり實踐窮行でなければなりません。

刑務官は之れを己れの天職と心得道徳を重んじ業に安んじ責任を重んじ嚴正公平且つ利己的觀念を避け他愛心を涵養し陰忍性の言行なく機械的に働かず自己的精神を以て邁進しましたなれば刑務所に於ける行刑の効果を幾分なりとも納め得らるゝことゝ思ひます。

不休の教訓

宮城　高橋武雄

（上略）其歳月想ひ浮べますするに幾多の艱難蹉跌ありまた長官を始め各位の御援助を得た事は多々ありましたが、第一親の恩と上官の御教訓であります。如何なる財産にも優るところの健康なる身體の授かつた爲めと彼の山間僻地の生家を出る際兩親の誡めに曰く『此山中部落より役人は一人も出て居らぬ行つたらよく上官の命令を守り休まずに務めよ若し半途に歸る樣な事あつては此家の笑い草になるぜ』と戒められましたが拜命して見ると中々の劇務で親の休まずの誡めは愚か一ケ年位の間ボツ〳〵欠勤しました、翌年十月分監勤務を命ぜられ其赴任に際し當時の二課長杉本雄太郎氏の教訓に曰く『分監は本監と異り少人員であるから欠勤すると忽ち配置に困る些々たる事で欠勤しない樣に眞に不。眠。不。休。軍人の戰場に立つと同樣だ君は身體極めて頑丈であるから一日も休まずに務め給へ』と懇切に勵まされ此處に强き信念を抱き赴任後は堅く此不。休。の教訓二字を常に座右に幸い大なる病故もなく今日あるは偏に親の恩と上官の御教訓の賜物であります唯此上は益々努力致しまして御棄詞の存る所を體し此御恩に酬ゆる覺悟であります

祖先の遺訓

三池　松本政吉

私に十五年皆勤が出來ましたのは完く僥倖で有りました實は私が皆勤は私が皆勤したと曰ふより寧ろ私の家庭が私に皆勤さしたので有ます元より私とても欠勤が人樣に迷惑懸る許で無くして職務に不忠實を表明する事になる故欠勤してはいけないてふ事は寸時も念頭離れた事はありませぬ併し皆勤爲す事の出來得る健康体と心底から欠勤してはいけないと云精神を私に養成して呉れたのは確に家庭其のもので有ります之の意味に於て私は家庭が私を皆勤さしたものと信じて疑ません、去れば私の家庭は怎んな風に出來て居るかと申ますと人樣に御話して誇る事の出來る樣な立派の家庭では有りません誠に御恥かしので有ります併し私の皆勤が家庭に在る事を申上る爲には少し許り申上けぬ事は出來ない樣で有ます故少し許り申上けます私の家庭は古き昔より今日に至る迄祖先の遺訓として毎月一回位は必ず子供を佛樣の前に座らして遺訓の傳達を行つて居ます私の父は大正二年十月十日に死亡致しましたが死ぬる前の月迄祖先遺訓の傳達を行ひました其れは如何な事を話すかと申しますと昔の人の事とて殿樣の務が大事で有つたと曰ふ事で有ります其れから殿樣の務が大事と想ふなら先以て衛生を心に掛けて健康体となる事を忘れてはならぬ健康体となるには適當の運動を爲す事が最も必要である無爲徒食は大禁物だ併し如何に健康体でも家庭が不和であれば殿樣の勤めも武術でも又は手習ひでも自然欠勤する事になる夫が祖先の遺訓と云ふのは

（1）家庭圓滿たらしめよ
（2）衛生を重んぜよ
（3）適當の運動を爲せ
（4）無爲徒食は絶對するな
（5）以上の傳達は佛前で爲す事

之れ祖先の遺訓だぞ必ず勵行せよとは前にも申ました通り大正二年の九月迄父から佛前で聞かされました私も其の遺訓傳達を毎月一回は必ず佛樣の前に子供を座らして實行致しますが扨て其の効果は如何かと申しますと一寸申上兼ま

すが私の子供は能く私の申付けを守りますので極めて健康であり隨て何事でも無爲に食爲す事なく野とか山とかに行きて適當の運動を爲します尙ほ月下中學校に通つて居ますが尋常一年に入學以來只の一日も欠勤は致しません此の九年七ケ月學校を欠席しない事より想像しますと祖先傳訓の傳達が精神及肉体にも幾分の効果が有りはせぬかと想ひます私の家庭はこんなもので有まして之の家庭に生育した私は名譽心に驅られて皆勤したり又は何時から皆勤して親ようとの考へから皆勤したのでもありません又私の子供とても成績を能くする爲に欠席せないとか又は學校から褒美を貰ふ事を目的として精勤するのでも有りません詰り何時となく仕事を休む可からずと曰ふ事が頭に染み込んで居ると思ひますこんな工合で私の皆勤は出來たもので有りますが今度我が國に始めて設けられた明治節祝日の當日に總裁閣下より表彰狀や銀盃等を頂きまして一層深い感にうたれましたと曰ふのは是れ名譽を産んで呉れたのは祖先の御蔭だと曰ふ事であります尙ほ私を何時迄刑務所に御使ひ被下かは知りませんが兎に角御使ひ被下迄は必ず皆勤します。

時は生命なり

長野　平田均

（上略）明治四十五年二月看守拜命以來職務は天職なり時は生命なりといふ堅い信念の下に精進し來た結果今日ありしことゝ思ひます。

職務の天職であることは今更くだくだしく述べぬが時は生命なりとのことについて少しく自分の考を說明しますれば一体時とは今日までタイムイズマネー即ち時は金だといふ思想がある時間は金だといふのはそれは人間が金を命と思ふから起つた思想であらうと思ふ時間は時間で決して金の有する本質とも違ふ時は金とは逆に宇宙一切の存在を支配する時を無視し時を歿却したならば自分の生命は無論のこと宇宙そのものゝ存在も消滅する一切の存在は時の力であるからととれる、それ故に時は生命だといふことが眞であると思ふのであります

あまり余白がなく且つ文が拙ひので十分に思想を發表することのできぬことを多謝致します。

回顧

前橋　酒井彌太六

私の職務たる看守之れは私の天職であると云ふ事は決して私の儀禮上の空言ではありません全く私は拜命の其當時より一貫して居る私の信念であります、ですから何時も此職の爲めに倒れるのは當然のことゝ思惟し今日迄終始勤務させて貰て參りましたそうして此十五年口では單なる十五年でありますが春風秋雨隨分永かつたのであります從つて此間私自身の身體上にも又家庭上にも相當悲慘極まる樣な場合も數度ありました。

或年の如きは流行性の感冒が猖獗で職員中欠勤するもの數十名を算しました私も矢張り其內の一人となりました早出で出勤仕樣としましたけれども身體中の關接部が非常に痛んで如何しても床から離れられません漸く前の障子に攝つて起き妻に身仕度をして貰つて出勤しましたが三町計の道を四五回も休みつゝ漸く點檢に間に合ひましたそれから休憩の時に診察をして貰つたら體溫が三十九度八分もありましたが未だどうにか起きて居られますし其上工場增當であると云ふ責任を自覺して居りましたから醫師に相當の手當をして貰ひ怎ふやら其日も勤めましたが翌日も亦同樣の狀態で三日間と云ふものは全然夢中の樣でありました併しどうにか我慢しつつ欠勤もしないで濟みました當時自分としましてもまあ良かつたとホツとした樣なことがありました

所で今から七年前大正十年の七月に末子が出產する時の事でありますそれが朝の七時三十分でありましたから長男や次男子供等の皆學校へ出掛けた後で誰も居りません妻は頻に陣痛を起して最早程なく分娩するかも知れないと云ふ騷ぎ妻は私に產婆を賴む都合もあるから一時間計出勤時間の猶豫を只管嘆願したのでありましたが私事の爲めに公務を缺くと云ふことは出來ない然し困るだろーから隣の人でも賴んで產婆を賴めと言ひ置て昇廳しましたが此時は日頃氣丈夫の妻も兩眼に一杯の淚を溜めて居りました之を看た私は平素の自分の信念を生一本で退けて出勤はしましたものゝ私でも木石ではありません既に愛兒の三人もある糟糠の妻でありますから嗚呼困るだろー怎ふするだらー可愛想だ何卒無事であれかしなどゝ念じつゝ種々に物思はしめられました一時間經過した頃女の兒が生れたと云ふ知らせが役所に來まして玆に初めて噫よかつたと安堵した樣な事もありました。

更に本年の六月下旬から持病の慢性腸胃加答兒を起し非常に苦しみまして出勤早々保健技師の診斷を受けました而して二日分の藥を貰ひ服藥して見ましたがどうしても痛苦が

去りません且つ飲み喰ひをしますと尚ほ痛むのであります仕方がありませんから食も復夕食も喰はないで勤務しました翌日からは粥食にしました無論服薬はして居りましたが痛みは更に減退しないのであります仕方がありませんから今度は全く絶食しました毎日白湯位で七日の間勤務しましたが痛は依然として居りますいや今度は更に眩暈を催す様になりました爲めに自分の執務も殆ど出來ない様になり一町許の隔りである官舎から出勤するのに三度も休まなければならないと云ふ狀態になりました然し倒れて而已むの平素の覺悟で何に屈せずにやろうと思ひましたが八日目には遂に起つことが出來なくなり止むなく休暇を願戴して療養を致しました御蔭で全快になりましたが全く回顧しますれば恁した事に當面しました時は矢張り辛ひと思ひました全く生身の身體を持つて居るのでありますから此職を全ふ仕様とするのには云ふに言はれぬ程の痛苦も永ひ年月の間には度々ありました。

拜命當時の辭令書

網走三浦亀助

（上略）私は元郷里で村役場の吏員を勤め庶務に從事して居ました抑々之が役人としての振出であつたのです併しながら内心では何時か官途に就き度いとの志望もありました

折柄友人の勸誘もあり旁々退職して始めて北海道集治監看守を奉職致す事になりました實は採用試驗を受けるにも恰度地方の郡役所に所用があつて出張を致した時で看守募集の廣告があつたのを見て何等の準備もなく漫然と試驗を受けたのでありますそれが幸にも採用せられ十勝分監勤務を命せられ而も其地までの旅費まで支給せられたのです今思ふと全く似付かぬ服裝をして出勤致しましたが同僚の中には舊友も既に奉職して居たので幾分心強き感がありました故に刑務所の内容を聽きますと職員の權勢は薩摩と宮城の出身が多く爲めに此所は薩城監獄なる評ありとの氣焰を上げて居る受刑者は申すまでもなく各地より護送せられた徒刑囚が最も多數を占め其大部分の者は廣漠たる原野開墾伐木事業に就業せしめられ居る狀態にして處遇の方法は教養感化と云ふよりも寧ろ懲戒威嚇の方らしく規則に違ふものあれば直に引致して懲罰申請する前に其方は不都合であると怒氣を含みて取糺し彼是陳辯すると鐵拳が見舞をするそれで低頭平身して謝罪致せば看守限り若くは部長まで位にして許す事なしとせず即ち弊害もあつた樣に思はれますさすれば上司の方々も之を如何にして矯正しやうと始終苦心を重ねられ時には呆れ返る樣な事も尠からずあつたでせう又彼等の中には奸惡にして服從心がない動もすると反抗的言辭を弄し或は不遜の態度に出で始末にいかぬ者が可なり居ました隨而逃走なども類出し中には捕拿を免かれんとして

憐れ果敢なくも刀の錆と消えて行く者もあり或は逮捕せられて兩足又は片足に鐵丸を施れ命綱を張つた分房に拘禁せられる抔何となく可哀想にも感じられた看守の勤務方法は晝勤夜勤の二部に區別せられてあつた内工は至つて少數で前述の通り外役戒護が主で草鞋脚袢で外套を斜擔し交代なしの終日立番勤務で僅か晝食時三十分の休憩併し夜勤者には交代員もあり相當休憩を與へられました十勝の冬季間となつたら寒氣凛烈降雪多く有名な十勝風は遠慮なく吹雪くと云ふ有樣で勤務は却々辛かつたので永くは勤務する所ではないと考へた人の心は樣々で隨分職務の抛棄者もあり種々に轉職した然れども每度斯るときには拜命當時の精力絶倫なる典獄より威風凛々として次の如く申聞けられました事を思出しては忍耐を續けたものです。

『君は此度一課長の推薦で當監の看守に採用する事に致したが看守と云ふ大役を何うして勤めますか能く考へんければならんよ勤務したる後の歡は眞の歡なり隨而眞の樂もあるではないか若い元氣で警察や監獄と職を轉々し何時も心が浮々して居ては成功は出來ない人は忍耐が大切である又堅實でなければならぬ懶け心が起た時は拜命した當時の辭令を出して再拜するものですそうすると又心が新になつて眞面目になる必ず固い決心で眞實にやれ』之れが當時の典獄よりの御諭である至誠にして動かざるものは之あらざるなり如何に横着な私でも深く肝銘し懶け心の起りたる際は

拜命當時の辭令を出し禮拜し繰返す事數度其内段々と勤務に興味を持ち勤續して遂に現在に到りたるまでになり要は忍耐にあり何等御參考になる事の書けざりしを慚入ります

今日の勸め

松本千野頌晴

回顧すれば余が斯界に孤々の聲を揚げしは、隔世の感ある實に廿有餘年前なりき。監獄は紀律の府にして紀律亦生命を嚴稱し、萬般嚴正なる事、無比、膝下の放悖生活より紀律萬能的境涯に急轉せし爲單に痛苦の念に襲はるゝのみ「思ひしよりも聞きしより勤め憂き看守哉」の駄句禁じ難く、時には薄志を憾みつゝ二兎を思ひし事あるも、玆に再慮し職位低しと雖も意義深高、乃ち薄志、過心等より來る犯罪者を指導、感化、矯正任者たる尊き責務を自覺し餘念を排し奉仕を標榜に世人滔々として名利に走り華奢亦極みなきも敢て之に非ず、祿薄く蝸廬に細煙も之皆天賦とし「積二万金一為不レ動心如二大山一」而して身は倒れて後止むの覺悟を持し時に病あるも醫意に反し、豫後を思はず忍び勤むるを常とし、又身邊に起る種多の事故も公務の貴重を說き之を排する事に努め人或は之を

領とせず無仁無義と評賤の聲あるも、「彼忠是不義　是義彼不忠。」を自任し敢て之に忍受する所以のものは何ぞ、素と譏劣菲才、何等盡職の才資なく、元來綿糸は絹布成り難く、向上進歩欲せんとして亦難し唯綿布なりと雖も取瑾なきを得ばと、二宮翁の歌はれし「此秋は雨か嵐かわからねど今日の勤めの草を取る」を信條に勤めの糸を放たさりしに過ぎざるに慮外にも意義深き明治佳節に於て、表彰を賜はりしは余の光榮之に過ぐるはなし爰に貴會の吾人刑務職員の愛撫奬勵の美志を感謝すると同時に之を唯一の源泉とし一層努力以て倍〻御期待に副はんとす。

忍耐力と道義心

松本　今井安藏

（上略）吾人は須く健康を保持せさるへからす。何れの事業と雖も健康ならすして何そ其目的を達し得ん。況や刑務の職に於てをやである。刑務事業は特殊人間の改造事業にして、人類生活史上斯かる貴い、尤も有意義なる事業何れにかある。然れとも此反面に於て寃難苦痛の伴ふ事業たること免るゝを得す。吾人か其職責を全ふせんと欲せは、常に攝生を重し、健康保持に努むること肝要なり。而して自己の職責に滿足し、趣味を有せさるへからす。吾人刑務官吏中動もすれは自己の職業を卑下し、長年刑務に職を奉するを羞恥とするか如きものなきにあらす。之何たる誤解そや恥へきか、否寧ろ誇とする所ならん。刑務官吏程高尚な神聖な職はないのである。吾人か眞に其職責を自覺したなれは、玆に於て自己の職に滿足か出來、從て趣味を有することゝなり、愉快に活動の出來得ること疑ひなかるへし。而して忍耐力の養成と道義を尊重せさるへからす。人如何に健康体と雖も、時に病に罹さるゝことあり、其他自己の故障あり、又家族及身邊に種々様々の出來事か生し、欠勤せねはならぬ場合にも遭遇せさるを得ない。玆に忍耐力と道義を重んする必要か生する。刑務官吏は、何れも切り詰めたる定員を配置せられあるか爲に、若し一人の欠勤あらは直ちに同僚に其迷惑を及し更に進んて、行刑上多大の影響あるは免る能はさる所なり。然るに苟しきは自己の不攝生の爲に健康を害し、欠勤を爲すも敢て意とせさるものあるは、刑務界の爲遺憾とする所なり。吾人は玆に忍耐力を養成し、道義を重し、斯かる惡弊を除去せさるへからす。余は玆に當時思出の儘を記し、之を記念として更に堅實なる歩調を以て精勵し、微力なからも、刑務事業の發展を期せんと欲す。幸に諸賢の御同感を得るに至りなは、余の幸甚とする所なり。

生きた教訓

妻の眞情

更生の後半生

夫が入獄したゝめにいまゝではたゞ普通の妻、世間並の主婦としてしか夫の眼にうつらなかつた妻が夫が入獄したその動機がきつかけに世にも珍しい貞婦であることを知らしめ、そしてそれが動機となつて夫を發奮せしめ以前に劣らぬ社會的地位をかち得せしめた哀話があります。

× ×

井坂鐵郎は社會的に相當の地位を占めてゐたが、ある事件のために入獄する身となりました。この家庭には

△女子大を卒業した妻うめと子供二人があつたのです。うめ女は夫が入獄してからは堅く家を守りひまを見ては夫を慰めに刑務所をたづね、あるひは手紙に熱い情を披れきして兎角沈み勝ちな夫の生活に一道の光明をなげかけてゐました。そしてそれはある

△冬の寒さに向ふ時に妻から夫宛に一本の手紙が來たのです。その手紙の文面は

寒さがます〳〵きびしくなりましたが刑務所の中には火の氣がないことです

と記されてあつたのです。それを井坂に讀ますと、彼も感激して

△男泣きに泣き

妻や子供がそんなに自分のことを思つてゐてくれるかと、それからは一生懸命に規則を守つて期限よりも早く自由人となり、いまでは一家むつまじく以前にまさる生活を營んでゐます。これなどは夫が入獄すれば、やれ

△離縁だ再婚だと騒ぐ薄情な婦人の多い世には珍しい貞婦美談であり、また處刑以前までは宴會だ、二次會だと常に夜遅く歸宅して妻の心持を少しも察してやらなかつた主人に對しても、處刑といふ

△一つの動機によつて妻の實際の眞價を知らしめ妻に對する尊敬の念を起さしめた尊い教へとなつたものです。（女中A名全部假名）

——報知新聞——

刑務所製品天覽の光榮

感激すべき空前の新記錄

昨秋尾三平野に於て陸軍特別大演習が行はれ、天皇陛下には之れが御統監の爲め愛知縣下へ行幸あらせられた、陛下はこの機會に各所を御巡幸になり名古屋控訴院も臨御を仰ぐ光榮に浴したこの事を豫め拜聞した名古屋刑務所では、畏き事乍ら一には收容者の作業狀態を天聽に達しその作品を天覽に供へ、二には收容者の敎化上貴重な資料として殘したく考へた處から、收容者の製品中より左記の六十點を嚴選して、同控訴院刑事部判事室に他の統計圖表などと共に陳列した。

天皇陛下には十一月十四日午後二時、控訴院へ臨御あらせられ司法關係者に拜謁を賜ひ、次で控訴院長代理三宅部長の司法上に關する言上を聞こし召され後同部長の御先導にて陳列室に成らせられ陳列品に對して一々お目を留められ、同部長の御說明申上ぐることに就て御傾聽あり、就中久留米絣等の織物に特に御注目遊ばされた、これ洵に空前の事であつて、陛下の御仁慈深き受刑者の上にまで大御心を注がせられる御聖德の程、ひたすら感激に堪えない次第であつて、刑務職員幷に收容者の深く〳〵感銘すべき事柄である。この事に就て三宅部長は語る

拜謁幷に言上を終りました後、陛下には特に玉步を陳列室に運ばせ賜ひまして、民事刑事及行刑に關する各種の統計幷受刑者の製作品をみそなはせられました。

天皇陛下親しく受刑者の製作品をみそなはせられましたことは洵に空前のことでありまして、御仁慈が罪ある者の上に及び、彼等の勞作にまでしたしく大御心を寄せさせらるゝ御聖德の廣大無邊なること眞に感泣の外ありませぬ、全國四萬の受刑者がこのことを傳へ承りましたならば如何ばかりの感動を受けることでありませうか、彼等を改過遷善せしむるに、これほど尊い機緣はなからうと存ずるにつけても、御思召の程洵に畏き極みであります。

天覽品目錄

品目	數量	單價	價格	備考
飾棚	一個		三〇、〇〇	官司業製作品
化粧臺	一〃		七〇、〇〇〇	同
書箱	一〃		四〇、〇〇〇	同
丸卓子	一〃		二〇、〇〇〇	同
花臺	一〃		三、〇〇〇	同
同	一〃		二〇、〇〇〇	同
深護謨靴	一足		三、五〇〇	同
短靴	一〃		一〇、〇〇〇	同
印刷物名古屋市例規類集	一冊		、	同
同清酒釀造法講義	一〃		、	同
同中京財務一覽	一〃		、	同
同監獄の菊	一〃		、	同
同電報着信紙	三〃		、	同
同電報頭信紙	一〃		、	同
同名古屋電氣鐵道電車乘車券	各種		、	委託業製作品
陸軍下士卒靴下	四足		、	同
同作業衣袴	一組		、	同
同夏襦袢袴下	一組		、	同
海軍下士卒靴下	二足		、	同
久留米絣	一〃		、	受負業製作品 愛眞入野口喜市出品
同	二〃		、	同丸山車吉出品
同	二〃		、	同丸山善太郎出品
白絣	五〃	六、〇〇〇	三〇、〇〇〇	同伊藤角右衛門出品
結城絣	五反	一三、五〇〇	六七、五〇〇	同野々垣耕逸出品
羽織紐	五組	三、〇〇〇	一五、〇〇〇	同青木きん出品
提灯	七個		、	同扇野鈴次郎出品
乳母車	一個		三、〇〇〇	同虫鹿芝一出品
漁網用麻繩	五〃		、	同和田竹三郎出品
スリッパ	二足		、	同江黒孝太郎出品

刑政第41巻第1号
矯正図書館

獨逸人の觀たる日本行刑法（上）

時田常太郎

最近我國の行刑に於ては多方面に亘りその改良の必要を認め政府草案の刑務法の脫稿を見目下その研究討議に斯道の學者實務家を煩はしてゐるのである。此の我草案は世界各國の粹を集めたものであることは勿論である。然るに獨逸人ゲンツ博士は日本行刑法と題して現行法に關する興味ある意見を發表してゐる、（註 Ztschr. f. 37 2—330: Das japanische Strafvollzugsgesetz. 1927.）我國實務家及び學徒が師事し常に範を之に求むるに汲々たる際如何に獨逸人が我が現行行刑法を觀じてゐるかを省るは又已を知る一の手段として興味ある方法であり行刑改良に際し他人により己の長所短所を知る便法でありやがて焦眉の刑罰執行法改正に何等かの參考となるべきを思ひ私は此處に之を紹介して大方に訴へ度いと思ふ。

ゲンツ博士は目下キール大學に行刑法の講座を擔當してゐる、プロイセン管內大學に於て行刑の講座が刑事訴訟法講座內に新設されたのは一九二六年四月のプロイセン文部省令によりキールを嚆矢とする。而してゲンツ氏はキール大學部長ラードブルツフの紹介により就任したものである、ゲンツ博士は先にシュレスウツヒ、ホルスタイン州（プロイセン新併合地）の控訴院行刑部長をしてゐられた人であり實務にも充分なる經驗を有し夙くより眞面目なる行刑研究家として實務家の間に嘱目せられてゐた、今度キール大學に故クリーグスマンの後を追ひ行刑改良に努力せられつつあるのは氏の最も本懷とするところである、猶最近雜誌『行刑』（Der Strafvollzug. Heft. 8. 1927. S. 321. ff.）の報告によれば本年九月十三日には『カールスルーヘ』開催國際刑事協會に於て『獨逸行刑草案の刑事政策的根本思想』につき報告をなし所々我が行刑法の思想を土臺として獨逸行刑法草案を批評してゐるのを見る、又歐米心醉者の三省すべきところである

□

行刑法政府案の理由書は次の如き臆說を以つてその出發點とする、草案を以つて立法的に新領土は開かれる、何となれば外國にはその前例を有せざるが故なり（Begr. z. amtl. Entw. e. Gr. v. G. p. p.）然れども此の言は當らず、最近多くの見地に於て興味ある行刑上の立法をなしたソビエット共和國が是に屬するものと謂はねばならぬ、勿論ソビエットの立法は多くの架空的な一人よがりの規定はしてゐるけれども大いに刑罰及び行刑の育成性を高調してゐる。而も尙東に向つて眼界を轉ぜよ其處には大日本帝國がその立法の名譽こそ我ものなりと訴へてゐる、實に日本は形式的法律の方法を以つて全然刑罰執行を制定した最初の國である。

日本の刑罰執行法發布の日は既に一九〇八年三月二十八日に遡る。同法は七十五條よりなり尙千九百八年六月十六日廣大なる行刑法施行法百八十二條により補充せられてゐる此の立法は全然近代的立法で全刑罰執行を規定してゐる、日本刑法及び刑事訴訟法に又行刑法に於て西歐殊にプロシヤの法律形式の影響の大なるは之を看過せんとするも能はない。然し乍ら此の影響の外に驚嘆せざるを得ないのはその內に獨創の嚴然としてゐることである、此の驚く可き順應性に富める國民（日本人）はその歐州法（abendlandisches Recht）の多大なる採取の中に自己獨得の國民性を保持してゐる。

此の種の法律的研究の最初の試が普遍性を見ないことは明瞭である。而して又二十年前に斯くも日進月步して行く行刑の上に投ぜられた立法が今日それ自體改正を必要としてゐることも當然のことである、此の新法律の制定に關する準備は日本に於て數年來進行中である、然し如何に日本の立法者がその職務を解してゐたか又我々が目下政府草案の形で我々に呈示されてある行刑法草案の爲に日本から何かを學ぶことが出來るかを比較衡量して見ることは興味ある問題である。

打ち見た處行刑法施行規則に相應して行刑法典の容量は比較的少い、之は刑罰執行の原則丈けでも法律と謂ふ嚴重な甲冑で身を固めさすべきものなりとの立法者の愼重なる思慮によつたのである、立法者の豫見の缺欠の爲

め並に刑罰執行を行政命令と謂ふ容易に定め得る方法で實務上の變遷して行く必要に常時何時にても適應し得る樣にとの希望の爲めに非常な愼重な思慮が拂はれてゐる。又施行規則自體に於ても實務を出來る丈け少く制限しやうとの努力が見られる、之は屢々『其他』又は『能ふ限り』の如き言葉が繰返されてゐることで知れる、其他施行法は全然行刑法に併行し次の十三章に分ち總則、收監、拘禁、戒護、作業、敎誨及び敎育、給養、衞生及び醫療、接見及び信書、領置、賞罰、釋放、死亡、に關し規定する。

行刑は刑事訴訟手續の一行爲として——組織的に正當である——日本に於ては千九百年以來司法行政に屬せしめてある、强力なる行政の中央集收は……之は日本の特質的のものであるが……又行刑に於ても現はれてゐる、各刑務所は直接に司法省の監督を受くる、又、我々の解釋する處による第二義的の機關內に於ては司法大臣は屢々決定的地位をなしてゐる、凡て受刑者の逃亡及び再逮捕は司法大臣に報告せらるる、司法大臣は刑務所內に施行する作業の許可をなす、彼は各々の場合に作業の採用を請負業者に許容せねばならぬ。受刑者達が如何なる物を個人的任用の爲に拘禁中保持し得るかを決定する樣に彼に保留されてある、凡て受刑者の傳染病凡ゆる病人の病院への移送及び武器使用等の各場合々々につき彼に報告すべきである、(監獄法施行規則五十一條、五十七條、五十九條、六十五條、八十九條、百十三條、百十四條)

日本の刑罰執行が實務上單に自由刑の一種即ち日本では懲役刑のみ問題となつてゐることは獨逸の行刑にまさつてゐる。懲役は勞働强制に伴ふ自由剝奪と解せらるる、實は日本刑法は名前の上から謂へば又禁錮刑を規定してゐる、之は勞働强制を伴はざる自由剝奪とせらるゝ然し禁錮は刑事政策上第二義的意義を有する比較的僅少の犯行に對してのみ定められ尙懲役刑と選擇的に規定せられ甚だ稀に執行さるゝのである。拘留刑は我國(獨逸)に於ける如く輕微なる犯罪に對する刑罰方法としての役目をなしてゐるのみである。

拘禁組織には獨居と雜居とが交互に用ひられてゐる(監獄法第十三條以下同法施行規則第二十七條以下)然し獨居は長い間獨逸行刑の理論(Dogmatik)に於て有してゐた如き壓倒的な影響を絕對的には維持しなかつた。此の外に註第三に述べた飜譯に附屬せられた日本の監獄の圖取が之を示してゐる。——獨居拘禁には先づ最初に短期受刑者から靑年囚。初犯者並に長期受刑者の最初の二ケ

月間拘禁すべきものとする、獨居拘禁に對し規定された最長期は二ケ年に制限されてある、而して單に重大なる理由に基きて此の二年迄の內六ケ月づゝ繼續することが出來る(監獄法第十三條)

獨居拘禁に對する受刑者の選擇の原則は育成思潮を指示してゐる、此の感化思潮は全日本行刑に非常に明瞭にその特徵となつてゐるのである、先づ最初に受刑者の雜居收容の場合にはその犯罪行爲。性向。前科。年齡が顧慮せられねばならぬ(第十三條)——此の意味に於て監獄法は少年囚に特別の注意を拂つてゐる。滿十四歲の刑罰能力の開始は我國に於ては初めて少年法の齎らすところであるが日本に於ては既に千九百七年その刑法に負ふてゐるのである(註 ins Deutsche uebersetzt von Oba (Beiluge zu Bd. 28d · Ztschr.) 少年に對する自由刑は特別の刑務所又は刑務所內の特別區劃に於て執行せられなければならぬ、未成年者(十八歲より二十歲)及び二十三歲に至る成年者の刑罰は特別刑務所又は刑務所內の特別區劃に於て執行することを得る。日本は此の爲に四個の特別少年刑務所を設けてゐる、(註Nach Freudenthal, Gefangnisrecht u. Recht der Fürsorgeerziehung in Kohler-Holtzendorff: Encykl. d. R. W. Bd. 52, S. 101.) 然し亦少年が斯くの如き特別刑務所又は刑務所內の特別區劃內に拘禁せられない所に於ては彼等は全ての執行に於て成年囚から嚴重に隔離されてゐる。——監獄法は此の規定を理の當然の如く全て次の如き受刑者に及ぼしてゐる即ち齡は少年囚以上であるに拘らずその心身の發育に依り前述の受刑者達に加算せられなければならぬ者達である。

少年の「敎育」は監獄法第三十條が明らかに刑罰執行の任務として規定してゐる。十八歲以上の受刑者に對しては敎育處置は單に『許容』(任意)として述べてある。然し日本の行刑が如何に力强く此等敎育目的に從事してゐるかは監獄法施行規則第八十五條の規定が證明してゐる。即ち敎育を受けさせてゐる受刑者に對しては每日四時間の小學校の敎科目殊に修身、讀方、算術及び書方の敎育を小學敎育を經へた受刑者に對しては每日二時間の適當なる補習敎育を規定してゐる——之に反し我々が獨逸の刑務所に於て受刑者に與へてゐる否——姑息なる財政の爲め止むなき敎育力の缺除がないならば單に與へることが出來得るべき敎育の量が如何に貧弱なる效果を齎らしてゐることぞ。

又其他感化思潮は多くの規定の中に見ることが出來る、その要求は例之少年の作業從事に際しても考慮が拂

はるべきものとする（監獄法第二十四條）特に少年は拘禁開始から卒先して農業上の野外作業に從事せしめらるべきものとする（同法施行規則第六十三條）少年は（必要なる場合の例外は許されてゐるが）六ケ月以上獨居拘禁をなすことは出來ない（施行規則第二十七條）少年囚は亦成年囚と衣服の色を別異する（施行規則第九十一條）然し乍ら殊に倫理的文化的價値の高調が日本監獄法の感化的傾向を表示してゐる、此の根源は敬親に對する日本人の強い傾向に存し我々が我々の官吏生活の無味乾燥の中に居て美望に堪へないところである。日本の家族はその閉鎖性と共に多くの點に於て古代のローマ法の家族を思はしむる。家族團体は血族關係以上に及ぶ法的共同團体である。家父は或る地位を獲得する、此の地位は家父に彼の家族團体に對する公法的權能及び義務を賦與する。

——親族（Familie）家族（Hausangehörigen）は受刑者が危篤に陷りたる時又は死亡したる時はその通知を受領する（施行規則第百十八條同第百七十八條）又家族親族等は死亡受刑者の物を請求することを得る（監獄法第五十三條）受刑者がその父又は母の死亡報告を受取つた時は三日間その作業を休むべきものとす（法第二十五條）その受刑者は毎日精神的教訓を受け且つ此の休み中その宗派の經典を死亡者の爲に誦することを得る（施行規則第八十二條）父母又は祖父母の高齡又は癈篤疾にして侍養の子なきことは刑罰停止の理由として法律に認められる（刑訴第五百四十三條）受刑者はその作業賞與金を特にその兩親その妻又はその子孫の爲め有利に利用することを得、（施行規則第七十三條）（つづく）

新年川柳

藪入のうち母親は盆で食ひ

孝靈の御代から夢にあてが出來

猿と虎渡らぬ先と唐で云ひ

光陰のめぐりはじめは車井戸

年禮を一軒ふやす俄雨

新坊ちやん物語（一）

春日鹿一

親讓りの無鐵砲で子供の時から損ばかりしてゐる、小學校に居る時分、學校の二階から飛び降りて、一週間程腰を拔かした事がある。なぜそんな無闇をしたと聞く人があるかも知れぬ。別段深い理由でもない、新築の二階から首を出してゐたら、同級生の一人が冗談にいくら威張つてもそこから飛び降りることは出來まい、弱虫やーい、と囃したからである。小使に負ぶさつて歸つて來た時、おやぢが大きな眼をして、二階位から飛び降りて腰を拔かす奴があるかと云つたから、此次は拔かさずに飛んで見せますと答へた。

これは夏目漱石の「坊ちやん」の書出の文句であるが、自分も今先生のまねをして、自分がいかめしい刑務所——そこには山嵐も赤シャツもゐるであらうところ——の門をくゞつてからの話をぼちぼちやらうかと志した譯である。漱石のやうにうまい文章を書くのには、漱石のやうに胃病になる必要があろが、自分はあいにくと胃は至つて丈夫ではあるし、と云つて正月の餅で無理に胃をこわして、ひよつとケイレンでも起すと、毎日一人づゝ出來るやうな日本の醫學博士では一寸まさかの時には不安心でもあるから結句、まづくてもそこはお馴染甲斐に我まんをして貰つて、まづい話を聞いて頂くこととしやう。

さて……誰だ氣をつけをしてゐるのは、何も自分の話は戒護主任の命令とは違ふから、さう硬くなつて貰ふと却て困る。…さて自分が刑務所へ職員として入るやうになつたのは、丁度中學校を卒業して間のない時のことであつた。御他分にもれず、現代の青年の一人であつた自分は青雲の志か何か、ともかくボーツとした雲のやうな考へで宇頂天になり、何でも高等學校か外國語學校かの試驗をうけるのだと、一生懸命になつて勉强したのならいゝが、勉强しやうとする志をもつて一ぱいになつてゐた時だので、すこぶる鼻息があらかつた。そして同じ志を抱く友人と「バット」を燻べては、やれあの學校は受驗が厄介だの、やれあそこで受かつても他に廻されゝば同じだから、なるべく田舍のお客の少なさうな方へ行つて受けやうではないかと、毎日毎日、丁度バットの煙のやうにもうもうと論じ立て

間に、段々受驗期が迫つて來て、はゝゐる つと氣がついた時にはもう手遲れだつた。
そんな工合でイカンやるせなく、そこはバ ツトと運命を共にして蝙蝠のやうに屋根裏 の二階にちつ居して、徒らに花の散るのを ながめてゐた。

その時である、自分の母の兄にもたる人 ——つまり早く云へば伯父がきて、「中學 校を出て、まだ上の學校へゆくとお前はが ん張つてゐるが、よく考へて見い、お前が こゝまでになるには、お母さんが、どれほ ど苦勞をしたか知つてるか、そりや父親が 死くなるときには、少しばかりの遺産は あつたが、何しろそれからは減る一方のこ ゝの財政だ、現在ではこの先まだ五年もお 前を學校へ出すだけの金はないのぢや、だ がわしは學問に熱心なお前の精神はよいと 思ふ、何も學校へ出ねば學問が出來ぬの ぢやない、働きながらでも勉強は出來る、 一つ苦學する考へで、何處かへ勤めながら 勉强しなさい」と云ふ意見をされた。およ そこの叔父とか叔母とか云ふものは、とか く詭辯を弄してかれこれと申出るために存 在する人物のやうで、時には馬鹿に有難く てその頭上から後光がさすやうに思へる時 と、また逆も屢し難い唐變木のやうに思へ る時とある。今の場合、場合だけに この範疇にあてはまらず、伯父の云ふこと に道理があるやうに思へたので、即答して もよかつたのだが、何しろ一身上の大問題 なので「よく考へておきます」と返事した が、今日までに主任や所長に何か申出でる とこの「考へておく」を用ひるが、大概の 場合、それつきりになる、いやこの「考へ ておく」にかゝつちや、議會の審議未了より みじめである。大概の場合に自分らが何か を順序をわきまへて主任にまで申出でる すると主任が、所長へ傳へて「どうかお考 へおきを」とやる、「どうでせう」とか「や らして見ませうか」とは云はない、だもん だから所長はいゝことにして「うむ、まあ 考へておかう」とやつてしまふ。これで握 りつぶされる。

それはとにかくとして、屋根裏の二階か ら「落花無情」と觀じるにも、すでに花は なし、ぼんやりと隣の物干のおしめの數を よんでゐても、考へが定まらず、と云つて あの時にはまだこの、考へておく」のこつ を知らず、また政府のやり口のやうに調査 會もこしらへられず、正直に何とか返事を せねはならぬと思つたから、全くさんたん たるものであつた、が一夜夢の告げがあつ て、お前も男なら、お母さんや伯父さんの 云ふことを聞いてやれ、中學さへ卒業して ゐれば、後はいくらも獨學の道があるでは ないか。とこれで吾輩いゝ氣になつて幡隨 院の親分見たいに大きく出て、

「伯父さんのよろしいやうに」

とやつたから、今度は伯父の方であはを 食つて、バタ〳〵した結果、

「監獄署に雇の口があるんだが」

との話、つら〳〵案ずるに生來短慮では あるが馬鹿正直な自分は所詮、悪いことを して監獄へ這入れるやうな身分ぢやないか ら、せめて雇にでもなつて監獄へゆからと、妙に殊勝な心持になつてオーライと來 た、でオーライと來れば大概の場合馳け出 すことに相場がきまつてるが、自分もこの オーライですぐ、その足で刑務所へ行き、 首實驗をした、

地獄の門とその名も恐しき鐵門のところ でトン〳〵とノックすると看守がひよいと

顏を出す、これを見るとあはてた奴が、監 獄と云ふところはエライものだ、劍をつつ た囚人がのぞいてゐると云つたさうだが、 全くあの小窓からひよいと覗かれると、役 人が囚人に見えるから不思議だ、でまあ用 向をのべるとギイとあけて呉れた。ギイと 云ふ音は櫓の音もさうだが、同じギイでも 櫓の音は趣味があるが、このギイはあんま り唄にもなりさうにない、

受付で、實はこれこれと話をすると、受 付先生が、それを前にゐた先生に話す、と 又その先生が横にゐる先生にブツ〳〵やる かくして禍助たびの電燈廣告のやうにそん なに早くはないが一つ一つ通してゆき、し まひにゝん中にゐる大將らしい肩章の立派 な先生に通じた「うむ、うむ」ときいてゐ たが、「それは○○君にきいて見イ」

と云ふ仰せだ、でまたコツ〳〵と靴音勇 ましく傳令が飛んで待たされてゐる自分の 足が棒のやうになつてゐることなどはお構 ひなく受付の先生平氣なもので、もう自分 は用事はないと云つたやうに、國民中學會 の講義錄か何かを讀んでゐる。

「あゝ、君かね」

大分待つた後チヨビ鬚の先生がきてさう 云ふから多分自分に云つてるのだらうと思つ

「はあ」

とあいまいな返事をすると、一寸こちら へ入つて來いと云ふ。で入つて見るとその 先生が例の肩章の立派な先生の脇に自分を 坐らせて頗る御丁寧に、履歴書と自分の顏 を等分に見ては、下らない質問をする

「君は兩親はあるのか」

「いゝえ父はなくなりました」

「ぢや母だけだね」

「はいさうです」

「君の長所は」

「身長が長くて足つぎがゐらないこと位 です」

「ぢや短所は」

「短氣でそゝつかしいところでせう」

こんな口述試驗の後で、

「ともかく、明日も一度、所長さんに會つ てからきめることにしやう」

と申渡された。就職する者の弱味で、ま さか、序に今日の中に會つて貰へないでせ うかとも云ひ兼ねて、そのまゝ御歸館、寺 小屋の源藏なら、常にがはりて色青ざめ、 腕こまねいで花道にかゝるのだが、脉がき また當時中學を出たホヤ々々の元氣のよさでヘコたれるやうなことはない。明日を待つて所長へ面會に出かけた。

今日もまたコツ〳〵ギイで中へ入り、受付子へ、「やあ所長さんへ願ひます」と昨日の馴染甲斐に刺を通すると、にこりともせず面倒臭ささうに取次ぎにゆく、所長は昨日の肩章の立派な先生よりはもつと立派な金ピカを著て、立派な部屋にがん張つてゐた。まあ昔の大名が、家來を引見するやうな態度である。

昨日と同じやうな質問もあつた、がそれでも、所長だけに俸給のことや、服務規律のことや多少しつかりしたことをきいて呉れたが、結局

「いづれ一兩日の中に沙汰をする」

と來たまだ一兩日かゝるのかと少々フンガイしたが、何となく金ピカの威におそれてゐたのか、默禮をして引き下がつた。

その後で呼鈴がなつて文書主任が呼び出されて

「短氣な性分ですから戒護方面は今少時適しません、幸ひ青が高くて棚のものを取るのに都合がよいから、文書の雇にしては如何でせう」とでも意見をのべたのであらう。も一度沙汰があつて、その時に辭令を貰つて文書係雇と云ふことに身分がきまつてしまつたのだ。

矯正図書館



〔諸國行脚〕その一

丸之内

丸橋忠彌と伊豆守

帝都のまん中に大野原

今は一分間の通行 二百餘人

帝都の復興も兎の寢寢か一向進まなく巡禮記者もバラック建築の土地には飽き々々したので、今年は旅へたつの年と諸國行脚をする氣になつた、ところで振出しは昔は日本橋ときまつて居たさうだが、それにも及ぶまい、又これから先も汽車あり飛行機もある時代だから何處に現はれるかも分らない。

◇

丸橋が　堀の深さは
幾尺あると　ためす折柄

伊豆の守
「そちや何者なるぞ」
「チユチユ忠兵衛と申します」
「行け行け」

南無三しまつた地點はどの邊であつたか、その邊は分らないけれども若しやここかと足を止めたのは、行幸道路口の進め止れの交通標がガタンガチヤンと働いて居る下であつた、それには理由がある、去る關東大震火災に際し眞つ先に祝融子に見舞れた警視廳の殘骸を一切洗ひ淺ひ打ち込んで埋めたのがこの道路で、當時根搦みの十間杭を五本も呑んで平氣で居たといふから、この御濠も隨分深かつたものに相違なかろう、丸橋もそれでこそ石を投げてドドドと太鼓が入り煙管?をとつてキツとなるとイヨー高島屋アと來るあの一幕を出したものかも知れないとまアかく考へたまでのことである。

◇

さてこの丸の内であるが四十年程前は一面の草原で、帝都の中央に七萬坪の原野があり、晝は近衛騎兵が練兵をやり、夜はホントの狐があつまつて嫁入ごつこをして居たと云ふと今日からはそれは實際かと誰しもあきれるであらうが、それが嘘でないのであるから一層あきれよう、舊幕時代には今の邦樂座あたりから大手町邊へかけて十萬石以上の大名が堂々邸宅をかまへ大名小路といはれたものであつたが、大政奉還、藩籍返上となり、世は明治と改まり、その五年二月馬場先門内の會津邸の留守居侍が枯れ草を燒いて居たのから火を發して、今の東京驛を中心とする各藩の邸宅を燒き盡し、外濠を越えて西紺屋町から銀座、築地鐵砲州より佃島まで燃え擴がり、東は芝區宇田川町、西は日本橋三丁目まで一晩中燒けた、この火事によつて二重橋から外濠まで、數寄屋橋、有樂町、鍛冶橋のあたり一面だゞつ廣い野原を現出しその儘狐狸の荒すに任せた、さうして日比谷の原の名と共に練兵場に使はれて居た、三條、岩倉、大久保の諸公も宮城前を荒野で捨置くのは畏れ多い事だと腐心しつゝ過したが、明治十年西南戰爭が終つて岩倉右大臣が、

「岩崎も今度の戰爭で大分儲けたさうだから一つ罪亡しに三菱に拂下げを命じては」

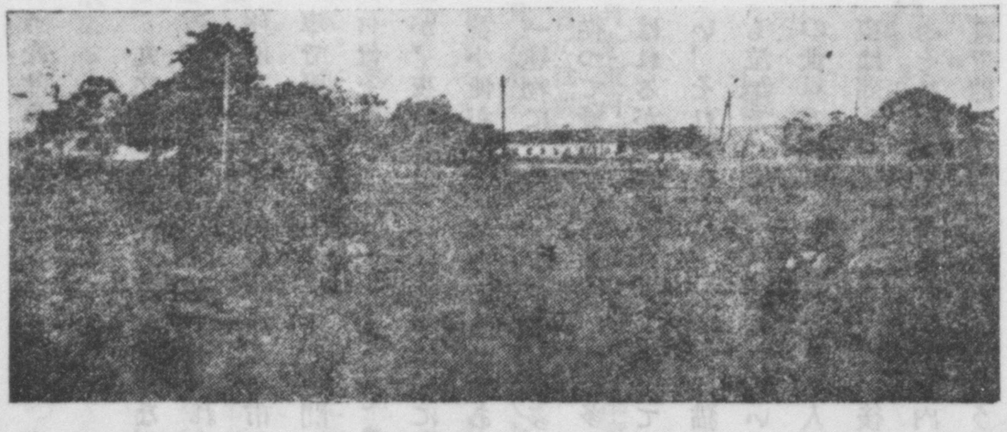
と云ひ出すと三條太政大臣も、

「それはよい處へお氣がつかれた、岩崎も御奉公に引受けてもよろしかろう」

と贊同した、それで早速岩崎が召出されて、

「宮城前七万坪を買受けなされ」

との仰せ畏まり奉つて坪二十五錢で澁々引取つた、後日比谷の原は三菱ケ原と改名して相變らず繼續した、一說には陸軍が澁澤、大倉、岩崎、三井等を說得して無理往生に入札させ、岩崎が坪九圓五十錢、三井が九圓、澁澤が八圓五十錢、大倉が七圓五十錢で岩崎に落札となつたとも云ふ、が何れにしても今日の丸之内は假りに坪三千圓に見積つて二億一千萬圓であるから何んと驚くではないか。



演習する日比谷の原

あるから寧ろ物凄いといへやう。

◇

その後地方裁判所が建ち、警視廳が出來た、大正三年の春、工費三百万圓で以つて東京驛が設けられた、當時の乘降客は僅かに一万にも滿たなかつたが、それが漸々發展し、西洋建築物が櫛比して三菱ケ原も「一丁倫敦」の名稱を戴く有樣と變つた、この地内で一日の迷子三百は四角四面なボックス丸之内案内所三ケ所で叮嚀親切に道を敎はつて行く。

現在の東京驛は、六百三十二名の大家族で、それに十二の高壓電話を使つて毎日長幼男女十三万といふ素晴らしい人數を乘降させて居る、その中には毎朝毎夕丸之内の諸官衙、商會へ通勤する詰襟の給仕諸君、モダンガールの女事務員を始めとし男事務員、官員がありその數は何といふても市内で當驛が最高位三万人を占める、ラッシュアワーの混雜は想像に難くあるまい、しかもそれが驛前通行人一分間二百三十三と人いふ中へ交るので

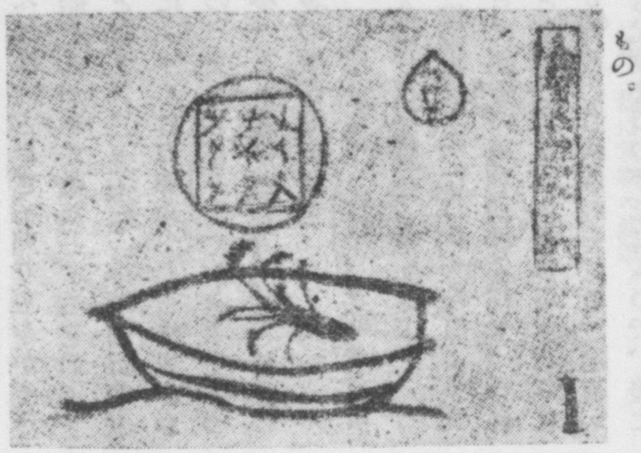
◇

鍛冶橋門内に今は東京驛構内になつて居るが、警視廳のあつた時代に備

際しては、うらなひをやつた、一家のことは勿論のこと、國家の政治の上にも用ゐられた、人智の進んだといふ今日でも迷信もあり、この易占のことも廢らない、お正月の寶船はこのうらなひの一種である。一年の計は元旦にあり、正月は事始めで万事を重大視した、それで夢占も行はれた、その夢は初夢を以てする、卽ち正月となつて初めて結んだ夢で判斷する、であるからその夢は吉いものでありたいと願ふことは人間の淺墓さであるが、一富士二鷹三茄子、吉夢を得やうと寶船の繪を購ふて、枕の下に敷て寢るといふことになつた。

◇

さてこの初夢の日に議論がある、イヤ古來區々になつて居る、節分の夜の夢だと云ひ、又除夜から元朝までの夢だとも云ふ、現今は二日の晩の夢といふことになつてゐる、この三つとも行はれて居たもので何れが本當だとは云へない、それはその根源が迷信で、何時行ふも勝手である、只論ずる點



京都五條天神から出る日本最古のもの。

代人は、蓬萊といつても何のことかわからぬであらうが、これは、三寶に海老、昆布、橙などをのせて作り、蓬萊島にかたどつた正月のお飾りである。めでたいもので、俳人はよくこれを材として句をつくる。かの芭蕉の

蓬萊にきかばや伊勢の初便り

が最も有名である。一寸わかりにくい句であるが、私はこれを蓬萊のおかざりのしてある元日に、神々しい伊勢からのたよりを聞きたいものだ、と解してゐる。或人は蓬萊に向つてたづねる心だといつてゐるが、私はこれを蓬萊のある日に、或は蓬萊のある室で、位の意と解するがよいとおもふ。「に」がむつかしいために異說を生ずるが、私は右の如くでよいと思ふ。これは芭蕉晩年の作で、當時、彼は上方へ旅行したい下心をもつてゐた。しぜん、正月になつて、故郷のたよりを聞きたいといふやうな氣持になつたであらう。この句が出來てから、彼は幾年も生きてゐなかつたのであるから、さすらへる魂がいつか故山を夢みてゐたのかも知れない。

元日にきかばや伊勢の初便り

と意は同じであるが、「元日に」では淺くていけないのである。

二

伊勢太神宮の宮司であつた荒木田守武に

元日や神代の事も思はるゝ

といふ句がある。平凡なやうにも見えるが、神主であつた作者を背影に

して考へると、なかなか、いゝ所がある。何人も經驗するやうに、元日といふものは、すべてのわづらはしさ、あらゆる面倒から遮斷されて、身も心も清淨無垢である時である。過去をすて去つて、これから新たに出發せんとする意氣を湛へて、心は希望の光にみちみちてをる。改造といふよりもむしろ創造の心持である。訪ねて來る人もなければあたりはたゞ靜寂である。靜寂のうちに希望の光ををさめて、人々は唯だしづけさにある。

遠い神代のむかし、そのしづけさはこのやうなものではなかつたかどこかにいゝ所を持つてゐる。

——さう作者は想像したのであらう。わかり易い、通俗な句であるが、

元日や家にゆづりの太刀佩かむ　去來

×

去來は向井氏、長崎の人であるが、父が侍醫であつた關係から京都に移りすんだ、長じて飛鳥井家に仕へたが、夙に儒學を修め、馬術射術に長じ、又軍學曆學に通ず、と年譜にある。蕉門の俊才で、嵐雪と伯仲の間にある人だ。つまり彼は武人である。武人にして俳事に通ぜるの士であつた。これは彼の俳句を味ふ上にきわめて大切のことであつて、こゝにあげた太刀の句の如き、雄勁なますらをぶりの句は、彼にしてはじめて詠み得るところである。同じ彼になほ

秋風や白木の弓に弦はらん

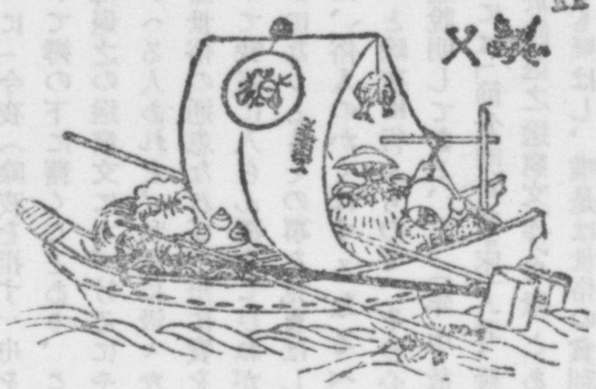
といふ句もある。佳句であるが、たゞ前句といひ、この句といひ、今日

は初夢の初一字が問題なのである。

〔嬉遊笑覽〕に「節分の夜鬼は外へ福は內とおさめ煎り豆をかぞへ船をゑがきて敷などするを云々」となり又、〔夫木集〕中の西行の歌に「年くれぬ春來べしとは思ひねの、まさしくみえてかなふはつ夢」とあるのから考へると節分の夜の夢占である。

〔日次記事〕には「凡初夢者自大晦日夜元旦曉之夢也」とし、〔俳諧歲時記〕には「大晦日より元日に至るの夢を初夢と稱す、されど今俗に二日の夜に寶舟をしくなり」としてあるのを見ると除夜から元朝までの夢を云ふので、後に二日の晩の夢といふことになつたやうである。

二日の晩の夢を初夢とするのは近代に始まつたに相違ない、〔愚答



禁裡御所から出たもので獏字は宸筆、繪は宮家の眞筆。

集〕にも「世俗の所爲に正月二日の夜獏或は寶舟といふて舟に色々の寶を積みたるを画て床下に藉くことあり、節分の夜に行ふことならむ」と、二日の晩に行ふことと

からみれば、多少古臭い感じがせぬでもない。それは太刀や弓を見ざる今日の時代のためであつて、作者の罪ではないが、たゞ藝術も時代を超越することの出來ぬゆゑんを暗示する。

かような句をよんだものは古來決して多くない。たゞ與謝蕪村は相當に多く武事戰闘に關するますらをぶりの句をよんでゐる。

鞘ばしる友切丸やほとゝぎす
烏羽殿へ五六騎急ぐ野分かな
日は斜關屋の槍に蜻蛉かな
寒月や衆徒の群議のすぎて後

の如きであつて、これは異數である。餘事ながら、一寸しるして置く。

×

蓬萊の齒朶踏みはづす鼠かな　子規

蓬萊の說明を前にしてをいたので、もはや解を要しないであらう。蓬萊かざりの中の餅をかぢりに、夜、ひそかにやつて來た鼠がおかざりの齒朶の葉を踏みはづしたといふのである。鼠も斯う詠まれると、憎くなくなる。句によつて美化されたともいへやう、面白いものである。

子規は正岡氏、伊豫松山の人、東京根岸に住んだ、大學を中途でやめて、「日本」の記者となり、結核性脊髓炎を病んで、悲慘なる六年の病床生活の後、明治三十五年九月十九日、わづか三十六で死んだが、その俳句和歌文章の改新の上に、なし遂げた貢獻は眞に劃時代的の大業であつて、少くとも和歌と俳句については明治時代中興の偉人といひ切ること

が出來る。

三

以上俳句についていつた。まだしらべれば幾らもあるとおもふが、轉じて歌を見やう。

新年の歌といへば、私はすぐに、萬葉集第十九の

新しき年の始めに思ふどち、親しい間のものの意、嬉しくもあるか、は疑問を思ひだす。思ふどちは思ふ友どち、親しい間のものの意、嬉といふ歌である。

新年がうれしいといつても、ひとりではつまらない。やはり一家眷族打ちそろひ、健康であり、そこへ日頃親しくしてゐる、心のをけない友達が子供でもつれてやつて來る、そこで團欒してたのしむといふので、新年がはじめて、生きてくる。この心持を一千年前の無名の一貴公子がいみじくも詠みのこしたのが、この歌で、作者は天武帝のおん孫にあたる道祖王（フナドノオホキミ）といふ人である。

言葉は至つて平坦である。しかし、その內容が、萬人に普遍の眞理であるがため、今日に於ても少しも古いといふ氣がしない。きわめて、平氣に、しみじみとよんでゐるが、比類罕なる傑作である。

×

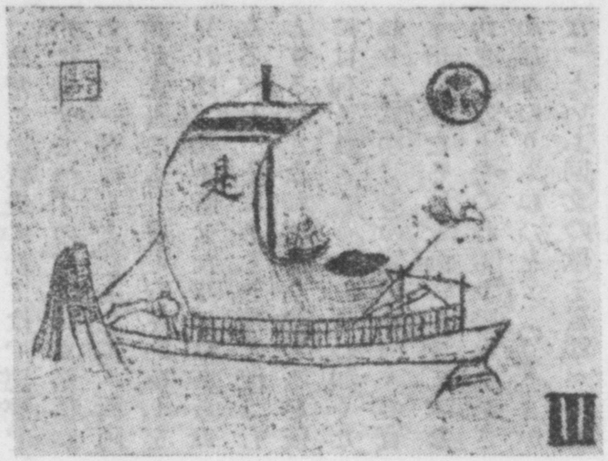
新しき年のはじめのはつ春のけふ降る雪のいやしけ吉事（よごと）

これは萬葉集二十卷四千六百首の結尾をかざる一首で、作者は萬葉集の撰者大伴家持（やかもち）、彼が因播守となり、その翌年の正月に、國守郡司を集め

を述べて、これは又節分の行事であることを裏書して居る。

尚ほ之を詮索すると〔日本歳時記〕に「今夜（除夜を指す）舟を画いて褥の下に藉くことあり、これ韓退之の送窮文に本づけるにやといへる人あれど、私慾に汲々たるは世俗の通患なれば、舟に寶を積みて我家に入らん事をこひねがひ夢になりともその事を見まほしさに、俗人のかくはするなるべし」と除夜に行ふもので、その心理迄說明してある、又、〔年中故實〕には「節分画ノ舟敷ニ床下ニ者、疑原ノ於韓退之送窮文ニ作ノ舟敷とあれども疑はし、唯是は世俗の貪利私慾を思ふ事に舟に寶を積む如くわが家の榮えんことを願ひて、夢にしも如ノ是吉夢を見まくほしさにすることなるべし」とこれは節分のことにして說明文は同じである。然らば送窮文はといふと〔續唐宋八家文。〕所載の一節で

天和六年正月乙丑晦、主人使奴



星結ノ柳作ノ車、縛ノ草爲ノ舟、載ニ瘦與ニ粮、牛繫ニ轅下ニ、引ノ帆上ノ檣、三揖ニ窮思ニ而告ノ之曰云々

徳川將軍家から出たもの。

て宴を開いた時の歌である。歌意は、新年早々からこの雪だ、しかし雪は豊年の兆であるといふ。さらば、今年は大によき事があるやうに、雪よ、降れ〳〵といふのである。いかにも初春らしい氣分のゆたかな歌で、それが降りしく春の雪を背景として、いかにも韻律高くうたはれてゐる。之を以て萬葉二十巻のしめくゝりとしたところは、大に、家持の意のあるところで、又得意でもあつたであらうと思ふ。佳作である。

×

ずつと飛んで、明治の薄幸歌人石川啄木の元日の歌をあげやう。

何となく今年はよきことある如し元日の空晴れて風なし

元日の氣分については前にいつた。神代のこともしのばるゝ位、しづかな、のびのびとした世界である。病氣つゞき、失敗つゞき、ゆふべまで債鬼に苦しめられてゐた貧乏詩人も、一夜明けて元日となれば、さすが、明るい、晴れやかな氣分である。今年は、何となくよい事がありさうだ、と思へる。（その裏に去年のみじめさがある）おまけに、今日の空のよく澄んでゐること！枝を鳴らす風さへもない。

啄木は、かうして、今年は、來年は、といひ〳〵遂に永年わづらつてゐた肺患のために死んだのであつた。明るいが、あはれな歌である。

×

おそれ多いが、歌に於ても近世日本の　英帝明治天皇の御製から二首を謹抄して、この文の結尾とする。

あたらしき年を迎へて富士の嶺の高きすがたを仰ぎ見るかな

明治大帝は歴代の帝王中の富士の嶺におはします。この大帝が新玉の年のはじめに、殿上に立たせ給ひ、はるかに、玲瓏たる富士を御覽じ給ふさまを、吾々は想像しなければならぬ。何といふ雄大壯嚴なる趣であらう。作者と自然と渾然一致して、朗々の調をなすものは、この御製である。

明治九年歌御會始に詠ませたまへるものである。

×

新玉のとしを迎へて萬民ひとつこゝろに國いはふらし

新年歌御會始の御製である。「寄國祝」といふ題である。年が明けて、初日がさし上つた。今こそは日本國民こぞつて、はれやかに年ほぐ歌をうたつてゐるであらう。津々浦々まで、日の丸の旗をかかげ、三尺の童子までが、まはらぬ舌で君が代の歌を唱へてゐることであらう。と御想像あそばされたのである。想像といつても深く疑ふのでは、固よりない。單に言葉のあやのうへに「らし」といふ想像の助辭を用ひたまでである。年あけて、同胞一齊に君國の賀を高唱することは今も昔も、又將來といへども、異なるところは無い。

萬民一つこゝろに——と仰せられ給ふところに、有難き大御心のあることを、吾々は拜察しなければならない。

明治天皇は文學に於てもまことに古今に類なき英帝であらせ給ふた。それは、たゞに、この二首の御製を拜誦するだけでも、直ちに了解されることである。

刑政第41巻第1号
矯正図書館

とあつてこれに依れば、節分でも、除夜でも亦二日でも無く正月の晦日の事である。

◇

まだこの寶舟に就ては、悪夢を舟に乗せて流すのだといふ俗信がある、一書にも之を論じて「異阿彌が覺書にも、舟とのみいひしを見れば、物を載せた事にはあらぬなるべし、そはあしき夢を流さむとするわざなればなり、さるを後には何くれと書そへて今の如くなれりと見ゆ、この寶舟は種々の寶を舟に積たる所を画にかきて、(なかきよのとをのねふりのみなめざめなみのりふねのをとのよきかな)といふ回文の歌を書添へて元日か二日の夜敷寢に悪き夢を川に流す呪事なりとぞ云々」と見えるけれども之れは矢張、前にあげた吉夢を見る爲と解した方がよさそうで、初夢とて必ずしも悪夢に限らない、これでは吉夢であつても流してしまふことになると思ふ。



現今民間に行はれるもの、回文の歌が載つて居る。

その寶舟の構圖が何れも皆縁起のよい福の神とか寶物ばかりを画いてあるによつても知られる。

梅か香幽しき 筑紫の太宰府に詣づ

安宅爾朗

◇

我國に神社は、たくさんある。官幣大社だけでも五十八程ある。國幣大社が二十四ある。國幣大社が五つある。だが、數多い神社のうちで、臣下にしてもつとも高い社格をもつてゐるものは、菅原道實を祀る北野の天滿宮と太宰府である、共に官幣中社である。藤原鎌足を祀る談山神社、和氣清麿を祀る護王神社、楠正成を祀る湊川神社など、國家の爲めにつくした忠臣か殆んど別格官幣社に列せられてゐるのに菅公だけが官幣中社に列せられてゐるのである。その築紫の太宰府の天滿さん……は、博多驛から九哩余、二日市驛から東北約廿五町のところにある。電車が通じてゐるその終點でをりると、廻り八尺五寸もあるといふ柱の銅の大鳥居がある。まづ初めに尊崇の篤いことにしかるべきをうなづかせる。

それから石疊になつて兩側に宿屋と寶店がずらりと並んでゐる。

いづこの遊覽名所地と、大したかはりはないが、きれいに化粧をこらした娘さんが、こつちそつちの店頭で燒餅をうつてゐるのが、人の目を引く。

やがて、太宰府都督大江匡房卿のつくつたもので「浮殿」の筆額は歐陽恒善の敬書だといふ浮殿の前を通り池の邊の太鼓橋に出る。千歳を經たやうな老楠が、いとも幽寂に、繁つた姿を池の上に蔽ふ

てゐる。

◇

右側の壁をめぐらせた邸宅は、西高辻男爵邸であるが、これが維新史の策源地でも名のある延壽王院だ。

維新の元勳三條實美、西三條季知、東久世通禧、壬生基修、四條隆謌の五卿は、利あらず、幕府の壓迫にたへかねて都をおちのび三田尻にのがれて來た。時に福岡藩主は、勤王の志があつく薩長の聯絡をとつてその初志を成ぜんとつとめてゐたので直ちに五卿をこゝに迎へ、その身邊を守備した。かくて、三年の間、五卿はひたすら王政復古について密議をこらし終に薩長の提携も實現した。西郷隆盛なども、竊にこゝにその大きい體をみせてゐたのである。

これが、時代を動かす力となり、遂に、慶喜公の大政奉還、明治維新の鴻業の轉開となつたのである。

維新の策源地として、吾々のわすれることの出來ない地である。

五卿がこゝにつくや二月十七日から二十三日までの七日間、身を淨めて參籠し、所願成就を祈願したときに神前にさゝげたといふ歌句が今も殘つてゐる。

◇

二つの反り橋を渡ると、繪馬堂がある。古い繪馬が多く集つてゐるので好事家に有名である。櫻門は、慶長三年石田三成が、楠一本で建てたのが明治三十七年燒失して、いまのは大正三年の再建であるさうだが、仲々結構である。

本殿は紫震殿風で、繪のやうな姿を、うかばせてゐる。小早川隆景の造營で、黒田長政が、中門廻廊をつけたしたといふのである。

一体この附近の山は美しい。森も落ちついてゐる。丁度はきよめられた奈良の感じに似てゐる。

この社殿などもその背景をもつて、正しく人間と自然とが協力してつくり出した傑作である。それだけ又この社前に詣づるもの〻心に、或る肅とした淨められた崇高の感をうたずには居られない。

◇

寶舟もこの頃では無意氣な汚なげな女子供の商賣になつて有難く感じなくなつたけれども、江戸時代には若旦那やお店の番頭又は職人などが道樂に賣つたもので、自然其の服裝も股引腹掛の上に藍の香の高い印伴纏を重ね、その上に唐棧の羽織を引かけ、豆絞りの手拭を吉原冠りといふ五分の隙もない姿、それに聲も自慢で「おたからゝゝ」と呼んであるいた、であるから買人を捉えても「緣起のいゝ處を一枚」と賣付けてその代は「おひねり」で濟ませもしたものである。之れを買つて敷て寢る、その夜の夢がよかつたならばその寶舟の繪は大切に藏つて置く、若し惡い夢だつたときはその繪を川へ流す、惡夢をつんで流すといふのはこれから云つたものであろう。

◇

太宰府神社は、菅原道實が、配流されてから三年の間、さびしい月を眺め悲憤の涙をわきたゝせ乍ら終に、延喜三年、淨明寺でなくなるときに安樂寺に葬るやうに遺言した。その廟に、延喜五年八月十九日、つねに道實公につかへて身の世話をしてゐた味酒安行が神殿をつくり天滿大自在天神といつた。

それが神にされた初めである。爾來多くの他の社寺の如く、神佛混交してゐたのを、近年神社にしたのである。菅公は儒家に生れたのであるけれ共、佛の道を信じ、造詣もふかゝつた。今寶物として、法華經その他の直筆が殘つてゐる。

配流の淋しい浮身を送つてゐる間にそのやるせない心ばせは、自然に、佛の溫い調和の世界に、安住を求めたのであらう。

ことに傳ふるところによると、公は一男一女をともなふてこられたのであつた、が共に夭死せられた。般若寺にある辨女姫の墓は、その小女のそれであり、男は末子の隱曆で、延喜二年病歿した。

床頭農轉夜深更　背壁微燈夢不成
早雁寒暮關種　唯童無識書聲

の詩は、そのときの哀しい情を詠ぜられた詩であるといふ。

身は大臣の榮位に居し乍ら、貶せられて築紫に下り、加之愛もいとしい幼兒を失つたこゝろもちは、この地上の救濟に絕望の悲しみを感ぜすにはをれなかつたにちがひない。

◎

社前の右に有名な「飛梅」がある。これこそ菅公の梅の代表的なものである。京を出發するときに公が、

東風吹かは匂ひをよこせよ梅の花主なしとて春なわすれそ

と咏んだ、その愛慕の情が通じて梅が飛び來り花をさかせるに至つたといふ傳說をもつた神木である。

左にある和魂漢才の碑は、薩摩其の他の勤王の志が我が皇國の精華を發揚せんとして菅公の遺戒を刻んだものである。

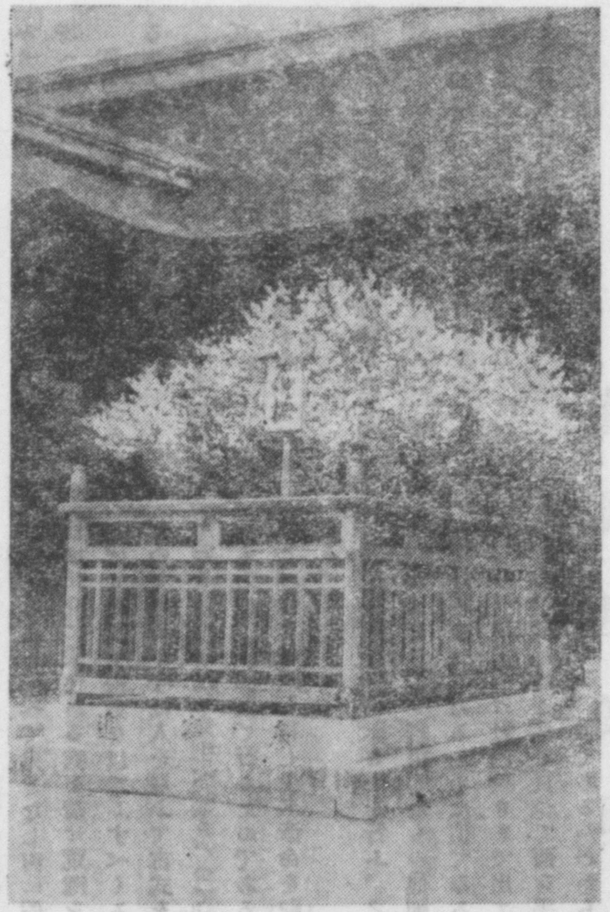
凡神國一世無窺之玄妙者下可敢而窺知雖學漢土三代周孔之聖經革命之國風深

◇

寶船の圖繪は、有名な神社や佛閣から出もしたし、京都では五攝家といふ近衛家などの名家とか、有栖川家などの宮家からも出た、江戸では將軍家を始め大名からも出し、肉筆もの、錦繪等立派なものがあつた、町へ賣りに出たものは粗末な墨刷りものが普通であつた、好古家の蒐集品中には素的な珍品も尠くない譯である。

◇

寶舟を用ゐるのは前述べたやうに近代では正月(一月)二日の晩であるが、京都方面では節分の夜に用ゐて居るところもある。按ずるにこれは本家が支那で、支那は節分に日本の正月の如くする、立春を年の始めとする國であるから、夢占も節分に行ふ、さうして支那では窮鬼、日本で云ふ貧乏神を船



太宰府神社飛梅

可加思慮也
凡國學所要雖論涉古今究天人其自非和魂漢才不能闚其閫奧矣

外國の文明が滔々と流れ、今や拜漢熱が熾盛となつてかの國の風に化せられやうとするのを慨し日本の國華を明にしたものである。

菅公と梅——これにはきつてもきれないふかひむすぼれがある。

これは菅公がいたく梅を愛したことによるのであろう。けれど又、菅公と梅とは、どこかにしつくりとしたある調和をもつてゐる。

◇

梅にはわか〳〵しさがない。否あつてはおもしろみが少ない。

に乘せて追放する風習がある、これが日本へ傳來した、それで支那その儘に節分に行ひ、それが其儘まだ殘つて居る土地もあり、一方では除夜から元朝に行ふことに和製した、その後商賣人などは除夜は實際徹夜するから夢は見られない、それで元日はゆつくり休養し二日事始めの晩を初夢とするやうになつたものであろう。それで二日の晩となつたのは江戸時代以後それも新しい方である、寶舟の最初は京都將軍時代に既に行はれたといふから、それよりもつと古い時代に渡來したものらしい。寶舟の圖繪は數限りなく今でも殘つて居る。その多くは帆かけ舟に寶物、福神等が書かれ、中にはさうでないものもあるがこの說明はおくことにする。（完）

老い木の、痩せこけた仙人の手の如うな枝に、花をさかせる——その姿にこそ梅の生命がある。

だから又、梅樹にふさはしいものはすみきつた夜の寒空に、凍つたやうな月の冴へることである。

世を拗ねたやうな老人の、物しづかなるおとづれである。

白いひげを撫し乍ら、漢詩でも獨岑してゐる風情である。

全て、現實の世界を超越しなくては梅は、生命を、あらはさない。

そこに又梅のゆかしい雅味がある。

◇

祭典は、いろ〳〵あるが、殿ふのは、九月二十二日から二十五日までの秋祭りと正月七日の追儺祭である。

秋祭は、菅公の築紫下向をふかくあはれんで懇ろに奉仕した淨妙尼訪問の形をとつたもので御託宣によつて堀河天皇の康和二年大江匡房が勅を奉じ初めてからいまにつゞいたもの。

榎寺は後一條天皇のとき都督帷憲愼古の情にたへず加藍を建立した。これが榎寺で淨妙寺とも稱す。

追儺祭は、寛和二年、都督輔正卿がこれを初めたので正月七日の朝、安樂寺の前を通行する人を捕へて鬼となし面に假名を覆はせ身に朱色ある衣を着せ荒繩を以てしばりあげ生松葉を以てふすべくるしめたのであるが今は人を雇ふて古式を行ふてゐる俗間には「鬼すべ」といつてゐる。

もとは、藥師殿で行ふたのであるが今はこの堂を祕殿と稱し少名彦命を祀つてゐる。

又同夜鬪替といふことを行ふ。之は木で鬼の形をつくり彩色したもの他國で倒り掛けと云つてゐるものに似てゐる。これをうり出す店は社内狹きまで出て軒をつらね、群集はこれを買つて面を手拭或は頭布でつゝみ、誰であるかわからない樣にし互に袖のなかでとりかへるのである。少さいものを大きなものに替へ粗なものを精なるものにかへたものを勝とし、其人その年の吉兆なりとよろこぶのである。

主任制を論ず（三）

有馬四郎助

作業主任

行刑上に於ける作業の價値は今玆に論ずるの要はないが、而して之れが主任者たるもの、又如何なる心得を以て其の衝に當る可きかを論ずるを其の目的とする。

夫れ刑務所の、作業の種類より云へば雜多なる混合作業場であつて、之れを普通の專門的經營の夫れに比して、先づ其の管理法の面倒なる、到底同日の論でない。普通の單なる製作工場としても、先づ夫れに相應せる獨特の智識と才能を有するものにして之れが支配人たるに非ずんば、到底經營の出來得るものでない事は既に世評の定まる所、然るに刑務作業に於ては前述の如き事情なるに拘らず、極めて其の智識に乏しき、其の向きの仕事に不馴れの役人に任せて置いて、然して世間並に其の效果を收めやうとするのであるから、頗る無理の沙汰たるを免れない、殊に作業そのものゝ利益を目的とすると云ふよりも、寧ろ行刑の目的たる收容者の訓練の方を重しとするのであるから、單に此の主なる目的よりしても、實に容易ならざる工夫と努力とを要し、その意味に於ける特別の才幹を必要とするので、從つてその經營の困難なる又決して尋常一樣のものでない。今日の實際に徹して論ずれば、果して斯る見地の上より經營せられつゝありや否や、聊か疑ひなきを得ない、蓋し當局者に於て玆に氣

矯正図書館

付かれない筈がないのであるが、豫算其他の事情に於て許さゞるものあるを遺憾とせらるゝことも推測に難くない、故に根本的の解決は制度の上より改めてかゝらねばならぬ事であつて、今直に理想論の實現は暫く之れを措き、先づ現在の儘にて推し進め行くものとして論ずるの外はない。

刑務作業は、行刑の主なる要素の一つとして此れを科するのであるが、さりとて經濟の方面を無視する譯にも行かないので、如何にしても生産上の利益を計算の中に入れずして、之れを經營することは許されない、故に如何に行刑の作業場と雖、普通の工場經營の原則と相背馳することの出來ぬものがある。詰り工場は何處〳〵迄も工場として生産上の利益を收め得る樣に經營す可きが當然である、卽ち之れが主任者たるものは、所謂一生産會社の支配人格に於て管理の責任を負はねばならぬ、如何にも之れは難きを責むるやうではあるけれども、勢ひ此處に到らねば其の根本義に於て失脚たるを免れまい。玆に於て乎、益々作業主任に其の人を得るの困難を加ふるのみであつて、之れは人物なきを困難とするのでなく、人物はあつても之れを採用するに適當なる位置でないことを困難とするのである、幸にして今日斯る困難な位置であるに拘らず、適當なる人を以て其の衝に當らしめてあるとすれば、夫れは其の人の大なる犧牲心に依るものと見るを至當とする、吾人は斯る犧牲者に向つて、猶不足を謂ふの勇氣を持たないのみならず、敬意を表するにも吝ならざるものである。故に玆に論ぜんと欲する所のものは、只單に理想として作業主任は斯くある可きものとの所見を述ぶるに過ぎない。

◇

抑々刑務所の作業主任は、技師又は工場長と觀る可きものに非ずして、前にも述ぶるが如く工場の支配人格に相當するものと謂はねばならぬ、何故なれば、作業主任は工場全体の損益勘定を目論まねばならぬのみならず、工場管理の主要目的たる訓練事務、言ひ換ふれば人件事務の擔任者である、單に技術や機械の教師又は設計者に非ずして、之れも人を是れを許してゐた觀があつたが、左樣な時代に於て執れの主任も然うであるが、中にも作業の主任たるものに其の責任を盡し得たもの、恐らく無いであるまいか、吾人は玆に大なる惑を有するものである。

一体人の才能には、自ら仕事を爲すに長する人と、人を使つて仕事をするに長する人との區別がある。苟も主任と云ふからには、人を使つて仕事する所の能がなくてはならぬ、人を使つて行くには、部下に分配する事務の分量の過不及又は適不適等を常によく睨んでゐなければ、全体の能率も上らなければ又纏まりもつかない、然るに自ら一事務に沒頭して傍目もふることが出事ないやうであつては、玆に主任者の本分は盡くされ得ないこと一目瞭然である。此點よりして宜しく主任者の本分に立ち返り自ら改むる所なくんば、今日の要求に應じて成功ある職分は果たせない。凡そ支配人の格に必要なるものは該博なる智識である。言ひ換ふれば常識に富んでゐることである、更に碎いて云へば世間の事情に通じ世間が廣くなければならぬ、斯くして當然眼識高く智慮に富み、然も贍大に思密に成り得るので、所謂眞個經營の才能は此處等より可能性を發するのである、若し夫れ高塀内の事務室内に籠居して筆錄に忙はしき日送りのみをなして、眼界狹く思慮淺く然も頭腦偏固なるが如きは、作業主任と云へる權威ある名目も、殆んど有名無實に終らない事はない、此の一事は往昔の經驗に顧るならば何人にも思ひ半に過ぐるものがあるであらう、斯の如くにして世間なみに作業經營に成功を望むが如きは、之れ所謂木に倚つて魚を求むるの類でなからうか、矣止千万の事と謂はねばならぬ。

◇

刑務作業は實に今日の趨勢に鑑るも、行刑の大要素として決して輕々に附す可らざる事は最早議論が無い、殊に我國家經濟の上よりして今日は特に玆に重大意義を有するものとなつたのであつて、當局者の苦心も思ひ遣られて氣の毒な位であつて見れば、單り作業主任のみが之れを引き受くるものでなく、全責任者たる刑務所長が甚大の力を是れに傾注して、而して當該主任者に十分の手腕を振はしめねばならぬ事は論を俟たぬ。

而して作業主任も亦其の心して刑務所長の手足となり。切言すれば之れに同化して經營の衝に當る可きである、若し所長の心玆に在せず單に一作業主任に打ち任せる等の事もあらば、如何に作業主任が手腕を振はんとするも、此の行刑の一大要素たる作業の成績を擧ぐる可く餘りに貧弱である。宜しく作業主任としては自ら玆に悟る所あつて然る可きであるまいか、或は其の打ち任せられたるを之れ幸に、恣にせんなどの野心に驅られ盲動を敢へてする等の事もあらば、必ず其の結果は良好なるを得ずして、或は醜態百出拾收す可らざる事にならんにも限らない。是れは杞憂と云へばそうかも知れぬが、併し乍ら豫め此の邊には頗る注意の必要がないであるまい、要するに作業主任としては素より活動は必要であり最も望む所のものであるが、併し乍ら悉く所長に諮り所長の意を享け、互に心を懲し燃されつゝ打つて一丸となつて働くことを忘れてはならぬ。吳々も單に自己の賣名の爲め、若くは之れに類する等の觀無きを必要とするので、詰り眞の成功を見るには斯る不純の動機よりしては到底不可能であるからである、猶具体的に謂へば製作品の品評、評價、素品製品の賣買法、等級工錢の量定等の事務に於ても自らの意思を以て之れを取扱はしむるのみならず、一面專横に亘らざる様自ら愼み、而して之れを關係主任は勿論所長に謀り其の裁決を經ることに注意す可きである。就中外部交渉の事務に於ては何事も自ら之れを專斷する事なく、其決定權は如何なる場合にも刑務所代表の所長に在ることを標榜して、而して他をして規律の嚴明

なるを仰がしめることを念とせなければならぬ、念ふに是等の場合に最も望ましきは其の德義心の鞏固なることであつて、自らの行動を抑制して分を越えず、權限の所在を明かにして、濫りに之れを侵さゞる事を務むることそ彼我の德を樹てる所以であり、同時に事務の進展を期し得る所以の途でありと知らねばならぬ。

◇

作業主任は前にも述ぶるが如く最も常識に富む可きであるは言を俟たぬが、殊に各作品に趣味を有し市中一般の嗜好如何を察知し、同時に作品の趣向意匠並に其の賣價等に就いて精通する所がなければならぬ。若し迂遠にも世間見ずの獨りよがりで自畫自讃の弊に陷るが如きは、宣傳のためなりとは云ふものゝ、夫れは却つて我が不利を宣傳するものである。口癖のやうに刑務所の作品は頑固で丈夫であり、お安くなくとも材料が善いとか云ふ事を耳にするのであるが、最早今日の世間はこんな事でいつ迄も通る可き時でない。玆に自覺する所なくんば、時世遲れとして贏ち得る所のものは、只人のもの哄ひとなる事のみである。

今日は行刑そのものが既に社會化して來つゝあるのであるから、況して其の作業の如きは、之れが急先鋒となつて其の橋渡しをせねばならぬ役目を有するのである。されば右に述ぶるが如き點に就いては、夙に注意して改善進歩する所がなければならぬ、然るに兎もすれば未だ外部と折衝の多い作業掛員に於て官僚主義がとれず、動ともすれば横柄なる態度を以て外來人に接し、殊に商人等に向つては輕蔑の言動を以て對する事など、其の持ち前を脫脚せぬのが刑務所の役員であるとまで謂ふ者がないでない、その當否は別として、我と刑務官の役柄から考へて尠くも其邊の危險ある事だけは否むことが出來まい。其の邊に鑑みても、作業主任たるものは聰明なる頭を以て時世に順應する所の智慮を要するであるまいか、外部の人と接するについては、有形無形に刑務所を代表するの意味に該る場合が些くない。

故に單なる小役人として止まることの出來ぬ責任を辭し能はぬ事が多い、恰も刑務所の威信を標榜する大使節の如きものであるから、其の品位識見等に於て庸劣でなく、成るべく高邁なる所がなくてはならぬ。其の身は縱令小役人であつても、其の態度識見に於ては凡庸ならざるものを有してゐることである。例へば物品の賣買の場合等、低級にして老の足らざるものと、思慮才略ある

ものと折衝するものとせば、數に於て既に勝敗は決まるが如く、何と云つても安いものを買はんとしても亦高く品物を賣らんとしても到底してやられぬ譯には行かないのである。此の事實は如何ともすることができない、若し強てペコ〳〵頭を下げさせたと云ふ丈けが勝利であるとするなら格別、正味の取引に於て結局不利を招いたのが負けであるとするならば、夫れは幼劣なるもの丶失敗であることは否むことが出來ないであらう。

◇

作業主任としては、計數に明かにして損得利害の鑑別を誤らざる能力が必要である、夫れと同時に良心に於て正確なる可き事である。此の二點に於て欠くる所あつては、到底其の任務を果たす事は出來ぬ、先づ其の計數や利害關係に關することは差し措き、良心の正確なる事に就いては蛇足乍ら一言せざるを得ない。夫れは餘事に非ず卽ち作業主任そのものが、種々の點に於て一種の誘惑多きものであるからである。或は受負人との關係あり各商人との關係あり又各註文者との關係あり、旁々利害關係に於て色々なる折觸を保たねばならぬ、夫れが爲めに世俗の所謂交際道に於て、自然に相親しみ相狎れ情實に絡み、遂に自制心を保ち難く不知不識の間に不覺をとり、失態を餘儀なくせらるゝに至る場合も些くない。さればといつて自ら清くせんとして餘りに世情と沒交渉であつても、到底其の事務の進展を画る事は出來ないのであるから、所謂虎穴に入つて虎兒を得るが如く、道德上から謂へば多少の危險を冒す所も或は無くてならぬかも知れない。斯樣なる事情であるから只其の心底固く把持して、共の定規を蹈み外さぬ底の堅固なる良心を失はぬ事である。

斯くして執務上の便宜とよくその調節を保ち得ない事はない筈である。殊に又實權の伴へる位置であるが爲めに、他方面より爲めにする所あつての尊崇を受けるは自然の數であつて、夫れがためにいつの間にか自惚れの根性を起し、その結果は無理な請託にも應じ其他專橫なる不當の振舞をもしかねまじくもなる。是等の弊を防ぐには彼の德義心に訴へ、その制裁を借りて自ら防がしむるの外、他の何ものを以てしても之れを防ぎ得る道とてある可きでない。「小人玉を懷いて罪あり」と謂ふが、作業主任の位置に於ても、小人ではあるまいが玉を懷いてゐる點に於ては是れと似通ふてゐる事を否むことが出來ないであらう、されば罪の出來ない先きに賴む所のものは只良心の正確なる事である。

要するに作業主任の任務は、單に算筆のみの主任に非ずして作業全体の主任であつて見れば、作業全体の經營者の主任として、大きな度量と識見を有する事を忘れてはならぬ。此の達觀的責任感を以て其の事務に執掌するを本領と心得ることである、故に事務の才ある可きが作業主任にとり最も必然的の要求であらねばならぬ。吾人が膽大に思密なる可しと謂つたのも卽ち之れがためである、頭腦の狹小なるは他の主任にとつても大傷であるか、取り分け作業主任の位置に對しては頭腦は極めて大でなければならぬ、否頭腦のみならず腹が大きくなければならぬ、仕事に依つては膽玉の小さい事も必要の事もあるが、作業經營を爲すに當りては膽が小さくてはどんな才子でも事務家でも大局の成功を收め得るものでない。今日は法律規則の世の中で、之れを尊重するの餘りに一面には事務者をして只小心翼々たる、極めて小なる人物と化せしむるの傾もないでない。吾人は敢へて法規を輕視せぬ、況して無視もせぬ、乍併之れを死守することをせずして活守することを務めよと謂ひたいのである、夫れは卽ち積極主義にして法規の節圍内に於て出來得る丈け發展を期する事である。尤も發達は死守退嬰の如く只安穩なる事勿れ主義でないから、努力奮鬪の勞苦を伴ふのであつて、孰れかと謂へば餘り人好きのせない主義かも知れない。然れども苟も責任の本義に省みて是非とも此處に出でねばならぬ事は、改めて謂ふにも及ばぬ次等である。

◇

矯正図書館

刑務作業は、成る可く簡單なる手續に依るを善しとするの傾は、從來より絶えざる所のものである。之れには相當の理由も存するであらうかなれども、乍併結局退嬰主義より出發したる立論でないとは謂へまい、又今日の時代順應の必要からして、最早斯る議論にては立ち行けなくなつた事も明かである。如何にしても今日は積極的に前進する外は途がないのであるから、吾人は今後の刑務作業は、出來る丈け受負主義を止めて直營主義に出でねばならぬ事を高調せざるを得ない。時に或は是れが爲めに民業壓迫など徹の生へたる議論等を憚面もなく吐く手合もないで無いが、今日の時代に於て斯る愚劣なる不條理極まる暴論には、耳傾けるすら野暮の骨頂であることを思はしむる、よもや我同僚中斯る議論に顧慮するが如き、萬々之れなきを信ずるを以て、是れは餘談として因に玆に之れを一言したるに過ぎない。少くも作業主任たる當面の人々に於ては、斯る愚論に顧慮せらるゝなきは素よりの事であらうが、今玆に積極主義を主張するに當り、婆心乍ら其の妨げを爲すことなきやを懸念して言及したるを諒せられたいのである。

偖積極主義に出づるからには、差當り機械作業に依る事を餘儀なくせらるゝのである。故に作業主任としては機械工業上の概念を有するの必要がある。機械工業と謂へば素より多種多様にして範圍の廣いものであるから、其の概念即ち常識を得るには、成る可く廣く見、廣く識る事を前提とするのであつて、前にも述べたる如く之れが爲めには一事務室内に蟄居せずして、内外廣く實物教育を受けるのつもりにて成る可く實地見聞を廣め、而して研究心を熾ならしむる覺悟が常にあらねばならぬ。

以上述べたる主任論は、素より今後の作業をして世運の進歩に遲れざらん事を期したるものにして、其の概様に過ぎないが、今日に於ける現在の論點の主要なる部分に就いては、之れを盡くしたる事を信じて疑はない。若し夫れ細目に亙りては之れを論ずるに他に其の人ありと思料し、吾人の主任論は玆に是れを止むることにする。(未完)

Prison Labour in England and America

英米に於ける刑務作業（上）

米國ウイスコンシン大學教授
ヂオン・リユウイズ・ギリン

刑務作業（Prison Labour）の問題は制度創始の當時より頗る普倒な問題であつたのである。往時拘禁といふことが第二次の刑罰として用ひられし以前に在つてさへも、イングランドに於て負債のため又は審理中ヂエール（刑務所）に投せられし際、其人々に科せられたる强制的の無業は精神墮落の主たる原因の一つで、ヂオン・ハワードをして深く憂へしめたものである。

ブリズンに於て受刑者を勞働せしむるといふ問題には五箇の異つた觀念が包含されてゐるのである。即ち（一）作業の手段によつて拘禁生活の倦怠を緩和しようとすること。（二）犯罪を防遏するの手段として苦役（hard labour）を科すること。（三）刑務所の維持費を減ぜんがため經濟的貨物の生產に受刑者を勞働せしむること。（四）改善の一手段として勞働を用ふること。（五）刑務所の秩序を保つの一手段として勞働を用ふること。是れである。

英國に於ける作業制度の發達

ハワード John Howard (1726—1790) のプリズン・リホームに志して以來、苦役 (hard work) はプリズンの紀律維持に欠くべからざるものとして認められるゝに至つたのである。然しながら、十九世紀の初頭までは、普通の陪審官、刑務官、又はかんごく改良家ですらも、作業の種類の間に防止上並びに改善上の性質の差別の存するなどゝいふことは、大した問題としてはゐなかつたのであつて、刑務行政にたづさはるものは、主としてプリズンの紀律の維持並びに刑務所維持費の輕減のために、受刑者をして斷えす働かしてをかうと思つてゐたに過ぎないのであつた。一八〇五年頃、ローカル・プリズン(地方刑務所——地方行政廳の管理に屬するもの)の一部に於て、女子受刑者は靴下を編み、麻布を織つてゐた。改良せられたるヂュールに於ては種々の手工が行はれ、その中の或るものは多くの室を有つた作業場となつて、利益も見ることができたのであつた。作業は男子は裁縫室で衣服を製り、女子は洗濯と編物をやつたのである。

此等の初期のイングランドのプリズンに於ては、刑務作業の主たる動機は、その施設の維持とその紀律とに在つたのであるが、當時の一部の改良家は、プリズン・レーボアの中に感化の問題の解決法を見出してゐたものもあつたのである。已に、一八二一年頃、刑務所の維持のために作業から利益を上げようとする動機は刑務所の紀律により救ひ日々の作業によつて彼等を改善しようなどゝの念慮は毛頭なく、只だ己に利であれば可いといふ目的で

(1) Webb, English Prisons under Local Government, P. 83

收益の爲めに物品を製造するといふ主義によつて作業の行はれた結果、此等のプリズンの典獄に負ひかゝつて來た責任は非常に重いものとなつて、終に一七九二年には作業を擧けて一切受負人の手に委ぬべしといふ議論が主張さるゝに至つたのである。『受負——當時の語で "farmer"（フアーマー）（取立受負人）といふ——は別に受刑者を懶怠仕事を與へたので、この受負制 (Contract system)（コントラクト システム）の下に在つて、此等のインクランドのローカル・プリズンに於ける紀律は全く破壞されてしまつたのである。此等の獄を司るもの (Jailor)（デエーラー）も作業で利を占めようとするのに專らで、受刑者相互の感化影響などには頓着なく、男女少年の別なく同一の作業に驅使して顧みなかつたのである。』とは、ウヱツブ氏の「地方行政治下にあるイングランドの刑務所」(前揭（一）) 中に述ぶる所である。

受刑者にして熟練の職工で嘗て多くの賃金を取つてゐたもの、又は他の受刑者の敎習に有用であつたものは、犯罪の輕重に拘らず、特權として典獄 (Governor)（ガヴナー）の殊寵を受け、之に反して、職工として腕のないものは典獄にとつては經濟上何等の價値もないので、なるべく刑期を短縮しようとし又は看守 (Wardsman)（ワーズマン）とかコックとして使用されたのである。これぱかりではない、更らに時の經るに從つて受刑者のために斷えず仕事が見出さるゝに至り、外部の自由勞働者は反つて職を見出すに困難となり、且つ、自由勞働者は如何に出精して働いても屢々生活に必要な衣食住すら欠くといふ處のあるに反して、受刑者には衣食住の心配がないので、プリズンに於ける勞働は犯罪を防止する效力がないものである、と主張せらるゝに至つたのである。加之、傭主としての資本家は外部から刑務所の競爭に反對を唱へるに至つたのである。此の時までは、刑務作業の競爭について自由勞働の側から故障の申立てられたことはなかつたのであつて、かゝる故障は比較的近代になつて起つて來た現象なのである。

有利な作業に受刑者を使用するといふことについて種々の方面からの故障の起つた結果、一八一八年より一八二六年に至るイングランドの行刑當局者は、一八二四年に出た刑務法 (The Penitentiary act) により受刑者には必ず苦役を科する必要があるので、一つは外部の反對を和らげ、一つはこの法律に背かないための一手段にしてトレッドホヰール (Tread wheel)（ふみぐるま）——又はトレッドミル (Tread mill) とも云ひ、水車に似だる踏車——を採用するに至つたのである。この踏車は一八一八年頃バリーに於けるサツホーク・カウンテイー（州）のカウンテイ・ヂ

エール（County Goal）に使用するためキリアム・カツビットなる人によつて發明されたのである。これは廣くイングランドで行はれたもので、時としては、穀類を挽くために用ひられ、受刑者の勞働は穀屋（ミラー）に貸し出されたのである。然し多くの場合に、之れは生産の目的に使用されたのではないのである。たゞこの踏車の簡單で設備に費用の要らないために、産業革命（Industrial Revolution）起つて手工業を壓倒し且つ製造家が刑務所製品の競爭に反對し初めた時までは、一箇のタスク・ワーク（勞役）として廣くイングランドのプリズンで採用されてゐたのである。尙ほ、このトレッドミルは實際苦役で、犯罪防止策としては他の生産作業よりも一層有効なものとせられてゐたのである。受刑者はいつれも皆この勞働を厭ふてゐたので、其の當時の思想からすれば、その點だけでこの種の勞働を刑務所に行はれしむるに十分の理由となつたのである。

當時のイングランドに於ては、この種の勞働の妥當なることについては異論を挾むものとてはなく、只だトレッドミルの回轉數の多少について議論が闘はされてゐたのである。典獄の中には受刑者に朝から夜まで車を踏ませてゐたものもあるし、又は、一日三時間乃至四時間なりの健全な運動としてトレッドミルを使用してゐたものもあつたのである。當時に在つて、二三の視察者はトレッドミルを受刑者の健康に有害なりとし、また或は受刑者の改善には何等の効力なしと嘲るものもあつて、終に使用以來三十年後には、女子には余りに殘忍なりとして廢止せられたのである。刑罰として勞働せしむるにはこの種の勞働は最も簡易な方法ではあつたのであるが、種々の事實に徴して、女子には非常に有害なもので、男子にとつても決して無害ではなく、且つ精神を墮落せしめ、職業の訓練又は改善の手段として何等の價値もなきことが分明になつて來たのである。當時イングランドに於てもアメリカに於ても、刑務勞働の問題の難點といふのは、犯罪防止並びに改善の方法としての調和を見出すに在つたのである。(二)

（二）ウエツブの「イングリシュプリズン」九十六頁以下參照

一八四六年に、ペントンヴイル・プリズンのギツブスといふ人によつて「クランク」（crank―曲柄）が發明されたのである。これは脚の据つけになつた鐵の鼓形の施盤（ドラム）に取りつけられた曲つた柄で、旋盤の內側には幾箇かの廻轉するカツプ（杯）があつて、盤の廻轉によつて箱の中の砂をすくひ上げては空け、すくつては空ける仕組になつてゐるのである。この機械には指針面がついてゐて、廻轉度數を記すのである。普通の速度で、八時間二十分に約一萬回廻轉できたのである。後になつては、砂の代りにブレーキがとりつけられ、之に由つて抵抗力が其人の力に從つて平均させられるようなつたのである。骨折わざ（task work）がプリズン・レーボアの唯一の方法であつた時代には、この機械は廣く用ひられたものである。

一八五〇年にチヤールス・ピーアソンは、受刑者のために農作勞働の採用されんことを主張したのである。彼の主張の論據は、農業は學ぶに易く、作業の變化も多く、受刑者の健康にも宜しく、且つ、必要な用具も僅かですみ、加ふるに所得が多い、といふに在つたのである。然し、當時はかゝる主張に耳を傾くるものはなく、相變らず踏車やクランクや其他の無益な勞働が適用されてゐたのである。(三)

一八四九年に至つて、前きのチヤールス・ピーヤソンはロンドンに開催されたかんごく改良家（プリズンリホーマー）の會議で、改善を目的とする刑務作業（プリズンレーボア）の一案を提唱したのである。氏の主張する所によると、受刑者の刑期は年及び月で算する代りに、一日十時間として勞働時間で算せらるべく、而して一時間の勞働は半ペンニーに相當する食糧を以て報ひらるべし、といふに在つたのであるが、此の案は容れられなかつたのである。同氏はまた同じ會議で、從來の制の如く政府の事業（Government's undertaking）――官司業（コントラクトアウト）――として受刑者を使用するよりも、むしろ民間の製造業者に受刑者の勞力を貸出するにしかずと主張したのである。勞働によりて刑期を計量せんとする案に

似たものは、曾てオーストレリアのコロニー（受刑者の殖民地）ノーホーク島の島司たり、會議の當時は英國バーミンガム刑務所の所長たりしアレキサンダー・マコノキー氏によつて同じこの會議に提議せられたのである。しかし、マコノキー氏の案によれば、作業制度は彼の有名なマーク・システム（mark system—賞表制度）と結びついてゐて、作業成績により賞表即ち貸方記入號（クレヂイット・マーク）を與ふることになつてゐるのである。このシステムは已にオーストレリヤに於ては採用せられてゐて、アイルランドの一部にも行はれ、マコノキー氏がバーミンガムの所長となつたと同時に同刑務所に採用されたものなのである。然し、バーミンガムに面白からぬ風評が立つた爲めに、氏は辭職し、從つてこの賞表制は自然廢止の姿になつてしまつたのである。一八九四年及び一八九五年にブリズン・コムミツシヨナー（日本の行刑局に當る）の主義及び事務遂行に關する調査委員（a Committee of inquiry）が設けらるゝに至りて、この委員會は、トレツドホイールやクランクや其他之に類する刑務勞働の廢止、と同時に從來の如く國家の利益を謀るためにせず、受刑者の精神上に及ぼす影響を顧念した、生産的（プロダクティヴ）な勞働（レーボア）を採用すべきことを提議したのである。次で、一八九八年に刑務法（Prisons act）の制定せらるゝに至り、終にこの委員會の提案を採用し、全く刑務所よりトレツドミル及びクランクを撤去し、入所の第一月を獨房に拘禁したる後集團作業（Work in association）に就かしむるの制を定めたのである。(四)

(三)及(四) 前揭ウェブ著「イングリシュ・プリズン」參照

アメリカに於ける初期の作業政策

イングランドに於て刑務作業の政策の發達する以前にも、已に合衆國に於てはこの問題は攻究せられてゐたのである。合衆國に於ける行刑制度の初期（一八三〇年）に於て、フランスのド・トクヴキュ—Alexis de Tocqueville (1805—1859)（「アメリカに於けるデモクラシー」（"De la Démocratie en Amérique"）の著を以て有名なりーがド・ビュウモントと共に官命を帶びてアメリカの行刑制度を視察した當時は、アメリカの刑務作業は事實上受負人によつて管理されてゐたのである。受負人は自由勞働の賃金の約半分を支拂つてゐたのである。契約期間は極めて短かく、大抵は一年に限られてゐたのである。各プリズン共、契約數甚多く、受負人の間に競爭の生じた程で、刑務所は非常に有利な取引ができたのである。(五)ド・ビュウモントもド・トクビュも將來刑務作業と自由勞働との間に競爭の生ずべきを感じてはゐたのであるが、自由勞働ばかりでは滿たしきれない程の生產品に對する需要があつたので、たとへ競合の危險はあつても、それは合衆國の遠い將來の事だと斷定を下だしてゐたのである。(六)

(五)(六) de Beaumont and de Tocqueville, The Penitentiary system in United States and Its Application in France, Philadelphia, 1833, P. 81

十九世紀の最初の三十年の末、トクビュとビュウモントの視察した當時に在つてさへも、イングランドに用ひられてゐたような、たゞ受刑者をして徒然たらしめないためのドレツドホイールやクランクの如き機械はアメリカには見出されなかつたのである。二人の觀察者は「勞働は怠惰の反對であるために健康にするものとせらるゝばかりでなく、尙ほ受刑者をして釋放後身を支ふるための職業を習得せしむるの目的を以て科せられてゐる、是に於て受刑者は有用なる職業のみを授けられ、特に最も利益多くして製品の販賣の容易なるものが選ばるゝのである。」と曰つてゐる。

已に一八〇一年、ニューヨーク州に於ては官司業によつてニューゲート刑務所に作業を科すべき法律が可決され、且つ製品には「州立刑務所」（"State Prison"）なるマークを入れなければならないといふ規定が設けられた

のである。然るに、已に早く一八〇四年には、刑を受くる以前に職業を有つてゐた男女を除き、製靴の業に就かしむべき受刑者は受刑者全員の八分の一に過ぐべからず、との規定を設けた別箇の法律が可決された位で、(七)已に刑務所製品に對する反對が感ぜられ初めたのである。一八三〇年代及び四〇年代の初期にはニューヨークに於て經濟上の立場からの反對がかなり激しくなつたのであるが、尚ほ事實上には大した結果はもたらさなかつたのである。然るに勞働組合（トレード・ユニオン）の前身たる、當時カニツクスと呼ばれたる團体は、刑務勞働は物價を低下せしめ、或る工業に於ては、供給過多を來たし、不正なる競爭をかもし、勞働者の多くをして職業を轉ぜしむるの已むなきに至らしむ、との理由を以て刑務作業に反對を唱ふるに至つたのである。尚ほ、同時に、受負制によつて受負人が不當の利益を占むるの事實に注意を促し、且つ更らに、受刑者に職業を授くるは、犯罪者の階級より徒弟を作るの疑ひを自由勞働者に抱かしむるものである、との抗議が出たのである。(八)

一八四一年のニューヨーク州下院の立法委員會は、州に於ける刑務作業に對する同州の職工團体（The Mechnics of New York State）の反對のために特にプリズン・レーボアの問題を考慮したのであるが、同委員會は彼等の抗議に反對し、下院（レヂスレーチユア）に提出せられたる彼等の請願中に示されたる條件を却下して了つたのである。

然しながら、一八四二年に至り、前年職工の抗議を具体化せんとせる法案を提出した下院議員（アッセンブリーマン）・ウイヤー氏は、州立刑務所に關する下院委員會の委員長に指命せられ、此の委員會の報告は、ニューヨークのプリズンに於ける「緘默制」の下に在る受負制を攻擊し、刑を科するの場所なる刑務所は自由勞働との競爭によつて維持せらるべきものでなく、須らく一般の租稅によるべきである、と主張したのである。しかし、この報告は受負制に代るべき他の方法については別にまとまつた案は提出しなかつたのである。

しかしながら、この報告は刑務作業に關する二箇の重大なる問題を初めて提唱した點で注目すべきものがある。

即ち、此報告では、

（一）プリズンを感化施設（Reformatory agency）としては之を非難し、感化事業の主として行はるべきはかんごくにあらずして、むしろ犯罪の生ずべき社會の生活條件に存することを提唱し、生活條件を改良し、勞働者に公平なる待遇を與ふるの捷徑なるを說き、

（二）刑務所の作業は出來得る限り受刑者自身、又は州立癲癇院の收容者の費消し得べき物品を生產すべしと提唱してゐる。これは今日官用制度（State Use System）と呼ばるゝに至つた所のもの、最初の提案である。當時に在つては此の意見は頗る進んだものと曰はなければならないのである。

已に一八二八年以來、ニューヨークのオーバン・プリズンは所長（ワーデン）パワーズ及びその後繼者の下に在つて、官用主義の財政上の可能を示したのである。この同じ年にはこの刑務所の總經費を一萬弗以內に切りつめることができて、パワーズ氏はその報告に於てこれ以上の豫算は將來必要ではあるまいと述べてゐる。已に一七九六年には、ニューヨーク州の議會では、ニューゲート・プリズンの公の市場に販賣せらるべき物品の製造に從事しることを規定する法律を可決したのである。一八一九年に至り、更にニューヨーク市、リツチモンド及びキングス郡の道路街道其他の土木工事に受刑者を使用するの權利を刑務所長に與ふるの法律が可決されたのである。一八二一年には刑務所に於ける受負作業（contract labor）が法律によつて許可されたのである。(九)

ペンシルバニア州の東部刑務所（Eastern Penitentiary）の獨房制に則り設計せられた處々のプリズンに於けるプリズン・レーボアの問題は全く別の問題である。各受刑者は自分の居房で終日暮さなければならないので、作業は居房で行はれ得る種類のものに限られてゐたのである。かゝる作業も機械による生產品がプリズンの製品と競爭しなかつた間は別に差支はなかつたのである。然し、產業革命の到來するに至つて事情は一變し、新しい狀態

が生ずるに至つたのである。

ニューヨーク州に於ける刑務作業に對して最初の抗議の生じてより、現在に至るまで勞働者團体の反對は繼續してゐるのである。合衆國に於ける刑務作業をして今日の制度あらしむるに至つたのは、斷えずこの反對があつたがためである。

(七)(八)(九) Lewis, Development of American Prisons and Prison Customs, 1776—1845, 1922, P34.

(Dr. Gillin, Criminology and Penology)

(未完)

海の彼方

□ 冬期に近づくと浦鹽の監獄は非常に繁昌する、その原因は浮浪鮮人達は、このまゝ暮してゐると、凍死するので、自ら刑に觸れて明春まで監獄で暮らすやうな手段をめぐらすのだそうだ。

□ 監獄に這入ると、スチームも通つてゐれば、三度の食事に事缺くこともなし、一週間に一度は酒も呑めるといつた具合で、恰度來春ボカ〳〵暖かくなつた頃放免になると云つた程度の罪を犯すのである。

□ 一例をあげると、鶏や豚の類を盜むものが多く、彼等はそれを浦へると其處から動かない、そして家族の者が驅ぎ出して、警官が來るのを待つてゐる。警官の方でも彼の下心を知つてゐるため、面倒くさく思つて放つて置かうとすると、犯人の方が仲々承知しない。

□ そこで止むなく現行犯のため連行せぬわけにも行かず、そしてまんまと彼等の希望通り監獄入りが出來るのである。

□ けれども最近はます〳〵このづるい手段をとるものが多いので、監獄も大入滿員で、迚も收容しきれないので、近頃では體刑放免の手段を取るやうになつたので、浮浪人連中は戰々恟々としてゐるとは昨年冬あちらから歸つた人の話

□ サンフランシスコの監獄で終身懲役をつとめてゐるヂョン・ゼー・ロウラーといふ男は獄中で現代著名文士著書の第一版を集めゴルスワージーメースフイールド、ドライサア、タリー、ターキントン等のいゝものをウント持つてゐるが今般監房が狹くなつたから廣い部屋に變へてくれと申出て斷られた。

資料

支那監獄を觀る

新義州 黒木生

本月五日午後一時から非番を利用し僚友六名と共に奉天第七監獄の參觀に出掛けた。途中安東縣の市街を距る約一里の地點（支那警察署前）の路上に淺葱色の襤褸服を纏へる老若男女三四百名が物哀れな姿して蹲まつて居るので車を止めて傍らの警官に尋ねて見ると山東省方面の動亂地域から遁れて來た宿るに家なき人々の集いであることが判つたが毎日斯樣な團体が幾組となく迫ひ立てられて安住の地を求むべく行先定めぬ流浪の旅を續けて斯く渡來するのであると。寔や國を統一するの權力者のない程悲慘なものはない、今私共は如實に此の情景に直面して惻隱の情禁し得ざるものがあつた、大日帝國に生を享けた吾等の榮光焉そ其れ加ふるもののあらんやである。

さて監獄は安東市街を隔る東方約一里半鴨綠江に沿つた平地に審判所（裁判所）と並び建つて居る。午後一時四十分頃私共の自動車が監獄の門前に停車するや看守長以下の出迎へを受け典獄長室（典獄室）に招し入れられ相互挨拶の後參觀を請へは典獄長は快諾し特有の鬚を持つ支那茶及コーヒーの接待等遠來の珍客?を遇するに吝かでなかつた。尤も昨四日當監獄より看守長三作業技士（作業助手）二敎誨師一名が我が刑務所を參觀したので其際當方から近日中に參觀を乞ふことに付て豫め承諾を得て置いたのである

典獄長か當監獄の概要を話して曰れた中に『御承知の通り支那は近年引續く內亂の爲に財政不如意に陷り從て監獄の配賦豫算も充分でない、改革すべき點は多々あるが經費の關係上殘念ながら改良は出來ない有樣である』との挨拶を聞いて洵に氣の毒に思つた、仄聞するところによれば職員の俸給も完全には拂へないさうである

奉天省から本年當監獄に配賦した總豫算は二万圓位で（勿論人件費一切を含むらしい）作業收入は年額二万圓位?の見込なりと而して假りに二万圓ありとせば其中約五千圓位が所謂作業賞與金に充てられ一ケ月二回宛就業者の働き高に應じて給與し自辨糧食の代價に使用を許すと又外役作業に出すこともあるが一人當の工錢は二拾錢位で作業時間は季節に依つて異り夏季は午前六時より午後五時迄であるとのことである。

信書及接見は被告人には無制限に許し受刑者には一週一回許す懲罰は接見禁止、屛禁、減食の三種類なりと。

賞遇は中華民國旗を象り五種に分ち行狀竝に作業の成績等に依り色別表示し一、赤色（行狀善良作業の成績優秀なる者）二、黃色 三、靑色 四、白色 五、黑色、但し現在は賞遇者は一名もない。

次に奇異に感じたのは五十歲以上のものには蓄髯を許すことである（一般支那人は五十歲以下では髯を蓄へない習慣である）

概要の話が終つて典獄長看守長看守部長の案內で構內を參觀し

矯正図書館

浴槽に浸み込む裝置になつて居て其の傍らには内地の魚屋に見る

十名位を收容する出張所の設備に同しく燃料は矢張石炭を使用して居る、浴場は中央に大きな湯釜があつて沸した湯を兩側の雜居

炊場浴場は一棟で極めて小規模であり我が刑務所に比すれは五

張をして居る。

のであるが其の裏山の高地に哨舍があつて此處に巡警（警官）が見

衛）を除く外裏門、通用門、等の要所には別に看守の配置はない

三の字体）就業囚は始と全部足鎖を兩脚に施され工場、受付（門

飲所等の設備あるも檢身場はない在監者には標番號を付し（二一

過ぎない。監房は何れも暖房設備（廊下に焚き口があるしのあるの

は其の設備を有せない吾等の目には嬉しくも亦羨ましく映じた。

管束所と同所々屬の工場とは接續して居て其の中間に洗面所湯

容力は四百名であるとのことであるが現在は百三十人を容るるに

隔たつて舊監一棟あり雜居の看守所即ち拘置獄である當監獄の收

東所（重罪囚を拘禁すべき獨房にして置間在房者なしにして更に

看守所（我か拘置監と同性質にして現在在房者あり正面凸部は管

如きものしがあり其の右翼監は雜居監置間在房者あり左翼監は

である。監房は凸字形にして中央に看守の見張所（中央看守所の

棟が第三課其奥の建物一棟が廊下を隔て右が典獄長室左が第二課

るものである。先つ正門より入つて右側の一棟が第一課左側の一

たが當監獄の制度設備處遇方法等大体に於て我國のものと彷彿た

（朝鮮治利彙報十月號より）

午後三時三十分參觀を終り厚く禮を述べて辭去した。

施療を乞ふたものでもあらうか。

だが之れは行路病者が入監の際携帶したものか、それとも病院の

物もない。壁に滿鍍施療部の紙を貼付てあるところは確に支那式

皮の類が雜然と積まれ其他煎藥道具と空瓶二個あるのみで他に何

器の如きもの一個あるのみであつて其の藥棚には紙包せる草根木

として机上に勿体らしく列べられた狹一個ピンセット一個耳掃除

あるが醫務室を見れば一隅に乏しき藥棚が二個あるのみ醫療器具

は一名も居ない、廊下を隔てゝ總硝子窓で採光換氣は中々充分で

次に病監を見たが寢臺には白布を覆ふてハイカツテ居た、患者

雇用して居る模樣で一週間の時間割表を掲げて居た。

吹き出したくなるのをヤツトこらへた。此處は又看守の教習所に

付けて居る、是れ計りはどう贔目に見ても玩具其儘であるので

如き佛像が安置せられ其の緣に「普海寶鉢」と記した紙片を張り

收容力を持つて居る、正面に密柑箱程の佛壇があつて中に土偶の

其れから教誨室は監房の中央見張所の二階にあつて五六十名の

きと白木綿總で機は舊式の足踏式のものであつた。

浴場の續きに小さな工場があつたが何れの工場でも作業は米俗

棟な中にも偶々こんな氣のきいた設備を見せてゐる所がある。

槽円形の大桶が三個ある、之れは病囚の浴槽であると、間抜け

指紋統計

指紋對照及前科發見拾年比較

司法省指紋部

種別＼年別	大正十五年	大正十四年	大正十三年	大正十二年	大正十一年	大正十年	大正九年	大正八年	大正七年	大正六年	平均
對照數	6.299人	5.994	5.203	4.777	4.936	4.191	3.902	3.412	3.282	3.245	4.524人
前科發見總數	2.893人	2.514	2.158	2.035	2.363	2.108	1.936	1.674	1.595	1.550	2.083人
新ニ受ケタル原紙	13.201枚	14.043	10.712	10.915	13.498	13.560	24.329	29.103	19.645	20.917	16.992枚
廢棄原紙	9.993枚	14.08	6.310	52	471	440	504	465	462	1.731	2.184枚
年末現在原紙	471.799枚	468.597	455.956	451.554	440.691	427.665	414.545	390.720	362.083	342.899	422.650枚
受刑追加人員	11.565人	12.052	9.619	9.41	10.135	10.869	11.970	14.403	15.971	15.858	12.125人

指紋法ハ明治四十一年十月十六日ヨリ施行セラレタルモノニシテ大正六年迄ハ懲役囚ノミナリシヲ其後禁錮囚ヲ又大正七年共通法施行ノ結果臺灣、朝鮮ノ內地人ヲ含ムコトヽセリ、而シテ陸海軍刑務所ニ於ケル受刑者ノ指紋ハ從來之レヲ除外シタルカ爲前科者ヲ逸スルコトアリ、刑事政策上實施ノ必要ヲ認メタルヲ以テ大正十三年十一月ヨリ海軍省所管刑務所ニ、同年十二月ヨリハ陸軍省所管刑務所ニ於テ指紋法ヲ實施スルニ至レリ。

指紋對照ニ依ル前科發見數百分比拾年比較

司法省指紋部

種別＼年別	大正十五年	大正十四年	大正十三年	大正十二年	大正十一年	大正十年	大正九年	大正八年	大正七年	大正六年	平均
對照數	6.299件	5.994	5.203	4.777	4.936	4.191	3.902	3.412	3.282	3.245	4.524件

刑政第41巻第1号

發見數	2.448件	2.355	2.053	1.956	2.201	1.946	1.792	1.502	1.470	1.420	1.91枚
指紋對照ニ百ニ對スル前科發見數	39人	39	41	41	31	45	46	43	45	44	42人

本表ニ依レハ大正十五年ハ前年ニ比シ増減ナキモ大正十二年及同十三年ニ比シ二人ヲ減シ大正九年及同十年ニ比シ七人ヲ減少シ大正六年以降十箇年平均數ニ比較セハ三人ヲ減ス斯ノ如ク前科發見率ノ減少シタルハ指紋對照數ノ増加ニ起因スルモノトス。

指紋對照及前科發見竝指紋原紙取扱累年比較　大正十五年　司法省指紋部

種別＼年別	指紋部原紙整理中前科發見數	及發見指紋對照 刑務所ヨリ對照 對照數	刑務所ヨリ對照 發見數	檢事局ヨリ對照 對照數	檢事局ヨリ對照 發見數	警察署ヨリ對照 對照數	警察署ヨリ對照 發見數	其他ヨリ對照 對照數	其他ヨリ對照 發見數	合計 對照數	合計 發見數	前科發見總數	指紋原紙 新ニ受ケタル原紙	指紋原紙 廢棄原紙	年末現在原紙	受刑追加人員
自明治四十一年至大正四年	781	2.802	677	722	276	4.924	1.784			8.448	2.731	3.515	347.797	45.265	302.532	55.599
同五年	90	569	147	266	102	2.055	809	9	1	2.895	1.059	1.149	22 727	1.546	323.713	17.292
同六年	130	597	193	168	76	2.470	1.144	10	7	3.245	1.420	1.550	20 917	17.31	342.899	15.858
同七年	125	528	174	175	63	2.621	1.230	9	3	3.282	1.470	1.59[illegible]	19.645	462	362.082	15.371
同八年	142	437	184	119	51	2.765	1.297			3.412	1.537	1.674	29 103	465	390.720	14.403
同九年	144	307	167	148	61	3.317	1 564			3.902	1.792	1.936	24.329	504	414.545	11.970
同十年	162	305	98	83	34	3.792	1.810	11	4	[illegible]191	1.94[illegible]	2.108	13.560	440	427.665	10.866
同十一年	162	240	92	97	43	4.585	2.062	14	4	4.936	2.201	2.363	13.497	471	440.691	10.135
同十二年	79	300	128	78	34	4.21	1.739	183	55	4.777	1.956	2.035	10.915	52	451.554	9.441
同十三年	105	420	175	130	57	4.171	1.656	485	161	5.20[illegible]	2.053	2.158	10.712	6.310	455.956	9.619
同十四年	159	352	137	131	64	5.383	2.123	121	31	5.994	2.355	2.514	14.043	1.40[illegible]	468.591	12.052
同十五年	445	417	177	218	84	5.427	2.145	237	42	6.299	2.448	2.893	13.201	9.9[illegible]	471.799	11.565
合計	2.527	7.501	2.353	2.235	939	45.720	19.363	1.079	303	56.591	22 96[illegible]	25.490	540.446	68.647	471.799	194.141

『醫師後藤新平』　子爵後藤新平氏が先頃或事件の證人として東京地方裁判所へ出頭した。係りの豫審判事が子爵に向ひ「職業は」と訊いたので、子は「醫師です」と即答した。すると判事は「醫師です？　開業もしてゐないのに醫師は可笑しいですな」「イヤ」でも醫師ですが、世間から病人が顧みもせんから」「醫師ですから」「でも現在やつて居ないだけです」と斯様な愚にも附かぬ押問答。

百姓より　俺が村には「素ズ作ズリ」といふ言葉がある。「社會と人生」より　人間の業作りの中が出來ることを廣れると稻の出來ることを廣れると稻の出來ることを廣れると稻の

外から觀た刑務所

謂ゆる水平問題に關する雜考

石清水矢塵

刑務所を本當に知る爲には、受刑の体驗を經るのが一等近道であるかも知れない。が未だ其機を得ない自分共に「外から觀た刑務所に就て何か書いて見ろ」と言はれるからには、所論若し當らずとしても、大方許されるだけの餘裕を惠まれての事と推察する。

と言つても、萬更でたらめ許り書いて責をふさぐ譯に參らない。依つて、自分のさゝやかな經驗と、最近釋放されたN君の話とを中心にして、この隨感を綴つて置かう。

私は止むに止まれない私の立場から、いつも謂ゆる水平問題と刑務所關係に就て注意を怠らない。それにの體驗を經るのが一等近道であるかも知れない。が未だ其機を得ない自分共に「外から觀た刑務所に就て何か書いて見ろ」と言はれるからには、所論若し當らずとしても、大方許されるだけの餘裕を惠まれての事と推察する。

と言つても、萬更でたらめ許り書いて責をふさぐ譯に參らない。依つて、自分のさゝやかな經驗と、最近釋放されたN君の話とを中心にして、この隨感を綴つて置かう。

私は止むに止まれない私の立場から、いつも謂ゆる水平問題と刑務所

差別なしと言ひたい。だが、それだからと言つて現在の刑務所内に、謂ゆる部落民に對する差別事實なしと斷言する事は出來ない。一般受刑者は平氣で刑務所に差別の陋習を持ち込んで來る。其處には部落出身の受刑者もゐる。又失禮な言ひ分だが、差別問題に對して白紙であり得る人々のみが共處に勤めてゐられるのではない。

卽ち今日のわが部落問題が、些かでも社會的に殘存する間は、たとへ刑務所内とはいへ、本問題を考慮せずに受刑者に對されないと言つて差支へがないと思ふ。

◇

近い話が、某刑務所長の失言問題にしてもさうである。當局者として既に問題を惹起してゐる。

私は今玆で斯うした事件の一々に就て云々しやうとするのではない。唯刑務所當局者に希ひたいのは、今少しく問題に對して正當な理解を持つて欲しいのである。

私たちは總ての人々に對して敢て問題解決の第一線に立つて戴かうとは思はない。又勿論、部落出身者だからと言つて特別の處遇を得るのは尙更心良い事ではない。唯當局者として、些かでも差別事相のある事を認めた場合は、よく問題の實狀を理解せられ、眞に被差別者の心情を察し、處遇の上に惡差別なく敎化の上に誤りなく、刑政の全き効果を期したいと希ふのみである。

◇

言ふ迄もなく刑務所内差別の中心を爲すものは、受刑者仲間に起る差別問題であらう。少しく注意の眼を怠らないならば、恐らく何處の刑務所に於ても其事實を見出すに難くないであらう。私は嘗てある受刑者の被差別苦を書いたものを讀んだ。その一節に、

——暑苦しい眞夏の日、激しい營繕工事から歸つて、夕食迄の少時間をほつとした氣持で休むでゐると、間もなく誰かの足音が近附いてきた。ふいに監房の戸が開けられた。私たちの仲間として、新入監者が送られてきたのだ。皆の者は思ひあはせたやうに、注意深い眼付きでかれをみつめました。私もまたその方に視線をむけた。ちらと一眼みた瞬間、私は心の裡で「しまつた！あゝいけない!!」と叫んでゐた。それは新入者が、私の鄕里の者であるが故の困惑に外ならない。その日から、平和だつた私の監獄生活にも灰色の雲が掩ひ初めた。不安な日が幾日か續いた。

果せる哉、かれは旬日を經ない間に「一〇七號は部落民だ」と言ひふらして終つたのである。同じ監房でも私が一等成績が良いので、窃かに妬むでゐた一同は恐らく「さうか、大体あれは〇〇の癖にたまいきな」などと言ひ交はした事であらう。かれらが娑婆での習慣だつた部落民差別の因襲が、その儘この狹苦しい監房のなかに遺憾なく迷ひ込んで終つたのである。

だが考へて見ると、何といふ醜惡さであらう。同じやうにどん底に呻きながらも、他人を踏みにぢつて果敢ない優越觀を充たさねば氣の濟まない人間が隨分と多いのだ。俺たちは何時も、さうした醜い根性の犧牲

にあげられるのだ。恐らく此世の最後の土地であらう監獄に於てさへ、斯うして痛ましい賤視差別の繋縛から逃れられないではないか——と。斯うした被差別者にとつては、同じ受刑の仲間から部落民として差別の虐遇を受ける事は、苦しい監獄生活を續ける事より以上に堪えがたい責苦であるのだ。それは其立場を持つた者の体驗ならでは解らない事かも知れない、が尠くも其心情の幾分でも汲んで貰ひたい。

何によつて此亂された氣持を落着かせる事が出來やうか。果して又、何人がよく其苦惱を洗除して呉れやうか。遂に自暴となり、自殺をさへ試み、脫獄者を出したと言ふ事例さへ屢々耳にする。受刑者間の爭ひから出來た犯則の幾パーセントかゞ、此差別が生んだ結果だと言つても言ひ過ぎではあるまい。

この點に着眼して、差別者をして人間性の本然に歸らしめ、同胞愛の体感を味はしめ、被差別者の受刑生活をして其事の爲に過度の惱みを加へしめぬやう、適當の處置を支拂はれたい。

◇

教誨の場合に於ても、個人、集合何れの機會でもよいが、問題に關する適當の教示を與へて貰へば結構と思ふ、臘れ物に觸る氣持で、問題のある事を認めながら、話さうと試みられないより、話して理解させた方が勝つてゐる。

現に受刑者の閲覽する圖書の內にも問題の載つてゐるのが尠からずあらう。「新時代の親鸞教」中の水平運動と親鸞教徒の如きその一例である。之を講演や說話の題材に用ひて差支へないのは無論の事であらう。

又問題の解き方や、話し樣にしても、直接的か間接的かを問はず、幾らでも方法のある事と考へる。要は、斯うした問題に對して、態度を誤らないだけの心持を、受刑者の胸裡に明確に意識づけ植えつけて終へばよい譯である。それに依つて受刑者も社會人として一つの精神的な試練を經た譯である。

なほ受刑者の閲覽圖書中には、問題に關する差別的言辭を用ひたり、讀者に對してよき反響を與へない樣な部分のあるのが、絕對にないとは言へないであらう。之等も圖書選定に際して特に注意を願ひたい。

私共の手によつても、其種の出版物を每月一、二冊は認めて訂正や廢棄を出版者に要求してゐる。從つて數多い刑務所備付の圖書中に見落しがないとは言はれまいと思ふ。現に刑務所で閲覽を許してゐる福澤桃介氏の「自敍傳」などにも、同氏の母

親が貧しい人達にも親切であつたと言ふ例話の處でひどい差別的言辭を弄してある。之も出版元である時事新報社では昭和二年版から其節を抹殺して出してゐる。が、刑務所ではそんな事を知らぬ顏に平氣で古いのを讀ませてゐる。

N君の話に據ると、M刑務所で讀んだ福澤桃介著「自敍傳」（時事新報社出版）、京都某著「御詠歌解說」（大正十五年出版）、小菅刑務所發行「窓光餘映」前編、K刑務所で讀んだ「佛教お伽噺」等には、勿論部分的ながら面白くない言辭が用ひられてあつたと。即ち、「自敍傳」の前述の個所に、「窓光餘映」では前編に揭載の實話で、ある獰猛な累犯者が放免されたものゝ社會は彼を前科者として排斥するので、遂に世間から差別をうけてゐる○○の仲間に入り、心安く商をしながら落着く事が出來たと言ふ處に、「佛教お伽噺」では釋尊が印度の四姓中最下等の者にまで慈悲を及ぼされたと言ふ節で、わざ〳〵日本の○○を引合に出してゐる等である。と、まだ他にも可成り多い事と思ふ。

一般社會でも出版物にあらはれた不當な言辭は、極力削除に努めてゐるのだから、萬一さうした個所のあるものは、敎化を本意とする刑務所として絕對讀ませない樣にして戴きたい。

最後に保護會當事者に對して同じ樣な事を申して置きたい。刑務所關係より以上に、深い社會的交涉を持つてゐる保護會の當事者が、萬一にも無理解であるならば、問題關係者の不幸この上もなしと言はねばならない。しかも保護會に關してもなほ尠からず差別事例を擧げ得る事を遺憾とする。

希くは刑政の事業を全からしむる爲に、一は又全國民の上に同胞親愛の信條を植付け人類社會の平和と福祉とを招來する爲に、本問題に對してより深い理解を惜まざらんことを。壁の外から眺めた刑務所の一隅、幸にして事實に相違する處甚だ遠いものあらば誠に幸甚である。

—二、一一、二七日—

新年川柳

狸の嫁芝居の夢をたべたがり
ひつたくる樣に嫁菜を姑つみ
近縣旅行その實は內に居る
扇箱鳴らして見てはのしを附け

或る看守の手記

▲△▲手紙に現はれた收容者の愛國心▼▽▼

市谷 すゞ蘭生

雨の土曜日！

看守長殿はもう退廳してしまつた。昨夜から降り續く雨は尚止まずに盛んに落葉をたゝいている。机に向つてペンを走らせている私は一日少なくも二百通近い手紙を檢閲するので退廳時間の接近と共に倦怠を感じだした。しかし自分の勤務の如何に責任の重大であるかを思ふとき山と積まれた手紙の一ツ一ツにも絶えず微細の注意と考察の瞳を注がねばならなかつた。手にとつた手紙それは收容者のMから出したもので宛名は帝國飛行協會と認められてあつた。變んな所へ手紙を出すな……なんの用事かしらとこうした疑問を抱きながら半紙數枚に記されてある文句を讀み始めた。一行二行と讀んでいく私の瞳には明らかに嘲笑と侮蔑にみちていく、そうして一枚は二枚とよんでいく私の瞳にはもはや侮蔑や嘲笑の影は打ち消されただ感激にみちた露の一滴を宿していた。單に囚れ人のくせにと云ふ淺間敷い先入觀念からして熱誠のこもつた此の手紙と……美しい收容者の心に思いを走せたとき余りに官吏としての自分の輕卒に恥入つた燃ゆるが如き情熱にかられ眞心を吐露して書き綴られた美しい手紙に對してかりそめにも嘲笑や侮蔑の瞳を投げた自分を情けないとも恥かしいとも譬へがたなき自責の念にかられた。再讀！それは私をして益々感激と美の極致に引き入れていきました。手紙には次の樣な事が書かれてあつた。

□

私は只今重罪を犯して市谷刑務所の未決に收監されて居る者であります。一昨日刑務所新聞「人」にて此の度帝國飛行協會に於て大平洋横斷飛行を敢行されると云ふ事を拜見いたしました。何んと云ふ勇ましい事でしようか。しかも世界最初の横斷飛行であるとは實に私達をして肉躍り血湧くの感を與ふるものであります。大西洋横斷に比べて數倍增しての大難行を敢行せられんことの大壯擧に對し滿腔の感謝と健全なる御成功を祈禱再拜する者であります。誠に此の度の御計劃こそ世界飛行界に特筆大書すべき歷史的大壯擧であります。ひいては我大日本帝國の最大の面目であります。私しに罪惡なく社會にある善行の者でありましたら此の大壯擧の御壯途に御見送りいたし御祝禱のいたされますものを一朝の心得違いより世にも恐しき重罪を犯し鐵鎖の暗黑に繋るゝ恥しき身となりました。かゝる憎惡すべき目なき次第であります。かゝる憎惡すべき所より祝すべき所に此の一文を差上げます事は如何かと幾度か考慮し幾度か止まらんといたしましたがたとい大惡人となりましてもやはり私も日本人であります以上此の度の大計劃に何んで平々凡々としていられましようか。しかも歷史的に意義ある大壯擧に私しは私の躍る心をどうしても抑る事が出來ませんでした遂いに意を決しまして不禮をも省みず此の一文を差上げました次第であります。又同封の金一円五十錢こそは誠に恥かしき程の小金では御座いますが何卒此の度の御壯途にガソリンの一勺なり御經費の一片に御使用下さいますれば此の上もなきしやわせで御座います。私の如き惡人からの送金嘸ぞかし御疑念も御座いましようが此の御金は母が病の手を運ばして晝夜內職をいたしまして得た金でありますす母は私しのような不幸者のためにパンである物としてほこる事が出來る。然らば明治初年の拷問がどんなに慘酷であつたか又どんな風にして行はれたかを述べて見樣。

拷問

拷問制度は德川氏のお定め書百ケ條によると、四種の拷問法があつた「笞杖」「石抱へ」「海老責め」「釣責め」の四ツで海老責と釣責めは特に重罪の者に許された。此の制度が明治の御政體書に「萬事舊慣による」といふ一句があつた爲め其儘明治政府に繼受されたが

拷問

を行ふ時は監督官臨に一應伺ひ書を出す事になつてゐた。

更に其後「新律綱領」といふ法律で訊杖（——德川氏笞杖と同樣）といふ拷問方法が規定され、明治六年には「斷獄則例」が頒布されて「算板責め」が規定された。これは大體石抱へと同一ゞ算板と稱する洗濯板樣の板の上に被告を正座させ「其の膝の上に伊豆石の石板（縱三尺、横九寸、重さ八十斤）をのせるのであつて、遂には被告の肉に算板の凹凸が喰ひ入るといふ慘酷な方法である。かうした拷問は獄舍又は裁判所の廊下等で

拷問廢止のころ

明大教授
大谷美隆氏談

明治大帝の三大御治蹟と云へば王政維新と憲法發布及び拷問の廢止の三つである。然るに

世人

は前者二つに就いてはよく承知してゐるが、もう一つ重大な御治蹟である所の拷問裁判廢止の顚末については一向承知してゐないのは殘念である。實にこれは法制史上非常に重大な事柄で、二千年來の陋習を根本的に廢止したのであつた。明治九年五月廿三日、此日は元老院に於て「拷問廢止に關する斷罪依證律」の議定せられた日であつた。畏くも明治大帝は元老院に御臨幸になり、元老院議官は聖前に於いて、此革命的の法律を議定した、學者はこれを無血革命と云つた。諸外國が

血に

よつて得たそれを平和裡に獲得した事は我歷史上最も光輝

も買て食べよと差入て下されました。聖い尊い御金であります、父は日露の戰役の時に旅順口に於て戰死をいたし其の後の私しを頼りとし限りなき慈愛の下に二十八年の今日迄不自由乍ら育てゝ下さいました。其の恩を忘れ此の度の犯罪御母さんの身にとりましては如何に悲しい事でありましようか。八ツ裂きにしてもあきたらない私しを御見捨もなくパンでも食べよと差入れて下されました此の御金如何に馬鹿者の私しでもどうしてこれが平氣で費ふ事が出來るでしようか私しは毎日尊さと悔いとに慟哭いたしました。其の後一昨日刑務所新聞「人」によつて此の度の壯擧を知り恥しき不禮さをも省りみず此の一文と共に御送付いたした次第であります何卒〳〵以上の如き尊き御金に御座いますれば御經費の一片に御使用下さいますよう幾重にも御願申します。母も此の事をきゝますればどんなに喜ぶ事でしよう。くどくどしく書き立てまして誠に申譯も御座いません終りに望みまして帝國飛行協會の御發展と偉大なる使命を遂行される操縱士皆樣の光輝ある御成功とを御祈りいたします。

□

こうした手紙を見た私はたゞ感激に誘れて流れる涙をどうする事も出來ませんでした。一字は更らに一句と情熱に燃ゆる愛國の至情は美しくも清い閃きを見せています。よしそれは世の同情を求むる詐術であり單なる賣名的慾望にかられた行爲だと人は云つても私は彼れの眞心を信じます。そうして私しが彼れの詐術に陷り唯一片の手紙に認められた一收容者の筆の跡に限りなき感激の涙を流したことが私の洞察力の鈍き意思の淺薄を證據だてるものとして人の嘲笑をまねいても私しは此の手紙によつて得た心の收獲に感謝しなくてはなりません。

一亞米利加人は大西洋を横斷しました。人々は其の成功に絶大なる賞讃の辭を投げています。然し私達は拍手を送る前、胸に手をあてる事を忘れてはいけません。空の脅威！大平洋の浪は永遠に靜かでない事を思いませう。偖々數臺の飛行機は數時間の裡に東京を灰とする事が出來ると識者は口外

容赦

なく行はれ世人も亦長い習慣とて別に不思議と思ふ者もなく、止むを得ない制度と考へてゐたのであつた。然るに明治政府の法律顧問だつた巴里大學教授ボアソナード博士は當時「明法寮」といふ法律學校にて毎日午後一時より法律講義をしてゐたが、明治八年四月十五日、今の鍛冶橋畔にあつた上等裁判所（控訴院）を通り抜けて明法寮に行かうとして、折しも一人の被告が當に笞板責にあつて、悲鳴をあげてゐるのを目撃したボ博士は、狂氣の樣に被告の膝の上の石を取除かうとした。裁判官は「何をする」といふと檢座（廷丁）に命じてボ博士をつまみ出さうとした。博士は

狂人

の如く廊下を走つて行くと、折よくも名裁判官として知られた玉乃世履氏と司法省書記官名村泰造氏に逢つたので、名村氏の通辯で拷問制度の廢止すべきを力說した。そこでボ博士はこれより寢食を忘れて拷問廢止意見書といふ堂々たる論文を作つて、これを時の司法卿大木伯（遠吉伯の父）に奉つた他、極力文筆

しています。燒野となつた帝都に未だ復興の斧は響いています。それだのに多くの人々は日に奢侈を追ひ大和魂は蝕ばまれようとしてゐます。唯、盲目的に新文明を謳歌して善惡分ちなく外來思想を丸呑みにして自ら時代の先覺者と稱する徒輩の續出する事を私は當に悲しく思つて居ました。

萬邦に冠絶し比類なき皇室を戴く私達は如何なる時、如何なる時代と云へど皇統連綿たる皇室を中心とする忠良なる國民でなくてはならないと思ひます。

こうした事を想つて居る私にとつて此の一收容者の手によつて書き綴られた美しい心の閃きに私は或る力强さと感激に全身の筋肉の躍るのを感じました。

□

罪を犯してもやはり日本人だ一枚の新聞「人」に記載された記事の一片はよく一人のつみ人をして改悟させる事が出來ました。

私は今迄二度も三度も刑務所に入てくる彼等をして彼には良心はないものだ彼

一日の存在は國家社會の損害であると思つていましたそれがこうした事に直面して私の考への誤りであつた事を悟りました。人を導くそれは嚴めしい官服でもなく長いサーベルでもないたゞ彼等の心の底にある琴線に觸れる愛と熱とにみてる一言で澤山であると思ひます。百の敎誨も千の說法もこの心の琴線に觸れないなら馬の耳に念佛有から左へと筒抜けしていくばかりで少しも彼れ等をして本然の善に日睹めさせ忠良な人民として送り出すことは出來ないと思ひます。

こうした感激にみちた私は此の雨の土曜日を最も樂しく過すことが出來ました。そうして私は此の尋薄な現時にしかも囹圄より美しく咲き出でようとしてゐる忠良な國民の一人に限りなき希望と感激の瞳を捧げました。私は一收容者の手紙によつて今後收容者に接する上に偉大な收獲のあつた事を心から感謝してゐます。

（二、十一、五、）

言論に其非を訴へ「若日本が此の制度を廢さなければ故國に歸る」とまで云つた。此眞劍さと議論の正しい事である事に元老院議官も感動して順次其意見が强くなり、殊に元老院幹事陸奥宗光氏の如きは

熱心

に各議官を說き廻つて、遂に大多數の同意を見るに至り、明治九年三月元老院は拷問廢止の上奏案を議決して陛下に奉つた。陛下におかせられても非常に御感動相成つたのと見え、速かに其手筈をなすべき旨仰られた。そして前申した通り斷罪依證律が議決されたのである斷罪依證法とは即ち罪を斷ずるは證據に據るといふ意味で、從來の如き口供結案（自白による裁判）の裁判を廢された。かくて拷問制度が廢止されたのである。拷問裁判は事實上此時を以つて廢されたが、明かなる條文は明治十二年に制定された。

我々

は今日の光輝ある文明の歷史として且は明治大帝の御威德として長く記憶すべき事と思ふ。

（ラヂオ講演より）



☒表門勤務に就て

長崎　諫今生

監獄の名稱も刑務所と改名せられたる所以は、今更駄辯を要する迄もないが、玆に昔日の牢獄氣分を一掃すると云ふ事に對しては、其の改名と共に表門勤務者の劍及び拳銃の廢止も必要ではあるまいか。

表門は受刑者の出入所は勿論なれ共社會より出入する者は、ヨリ以上に頻繁なる場所にして、亦實に、刑務所内の表現でもあらねばならぬ、樞要なる場所なるが故である。

此の樞要なる場所に勤務する者は、一般社會から内部にまで渉りて理解を與へ得なければならぬ使命は必然であらねばなるまい、斯く思ふ時、牢番見た樣な威嚇的な劍又拳銃を廢止したならば、社會は充分なる理解を容易に認め得る事と信じて疑はない、此處に帶劍し、其の上拳銃を背負ひたるは、矢張り昔日の監獄時代は依然として其の儘である事を痛切に感ずるのである。

折角の改名も牢獄氣分は失ふと雖も、牢番氣分は決して一掃されるものではないと思ふ、此の壯嚴なる表門に、揭けられてある文字を讀み又勤務者を覗いて見る者に、異樣な眼の輝きを私は認める、其の異樣な眼の輝きは、ソレ恐怖にして何であろうか、只勤務者の劍及び拳銃の威嚴の爲に威嚇せられるのであろう。

此の樞要なる場所の勤務は、劍及び拳銃を捨てゝも充分盆ふし得られるものではあるまいか。完

☒臭氣を去りたい

T生

掃除のよく行屆いて居るのは、刑務所と軍隊丈けである、その家の内に一種の特臭のある、が又不思議である、軍隊の兵舍内の臭氣は革製品が多いのと、若者の身体に滿々た汗の着類ににぢんだもので洗濯も隨分するけれども、洗濯能率よりも出る汗の量が過多であるからで、演習といふ肝心なものがある以上洗濯にかゝつても居られまいし、兵器の革を取去る譯には行くまい。刑務所の臭氣は兵士と同じく汗が作業衣に乾き付たものと、その作業によつて生ずるものであろふ、勿論薄暗い部屋や廊下を拭ひ立てるその水氣が發散せぬ爲めに蒸せいきれた空氣から臭氣を生ずることもある。然しこれは改良されて明るくなりつゝある居房設備等によつて消えるが、この作業から來る臭氣は考へなければならぬと思ふ、一番苦しい臭氣を作るものは学麻の加工作業ではなかろうか、製糸工女が蛹臭やうにこの作業などは臭氣を去る上には研究の余地があり、それと汗から生ずる作業衣の臭氣をどうかせなければならぬ、これは軍隊と稍存在を異にするから、洗濯部を擴張出來ないことはあるまいかと考へられる。内部の者は臭覺が馴れて居るが、他からの參觀者などには特に甚しく感ぜられることゝ私は思ふ。

☒能率と能率增進に就て

西大門　鈴木生

能率とは一定の時間内に仕事の結果を能ふ限り、有效に發揮する割合にして、如何なる作業若しくは事務に於ても一定の時間内に爲すべき分量又は一定の分量の仕事を爲し得べき時間の標準を豫め定め、その標準に遲せざるものは早く遲するやうにし、既に遲したのもは更にその標準より上に出るやうにする。此を稱して、能率の增進と言ふのである。

然るに能率增進の意味を履違えてゐる徒輩や、そうした感念の低級なものの多いことを遺憾に思ふ、長時間に亘る作業若しくは執務を以つて直ちに能率增進の一方法と考へたり、何等の計畫もなく、只單に機械的に働くことに依つて、以つて之を能率增進の眞策なりと思料する?? 現在少なくとも我刑務界には斯る舊式思想に捉はれて、平然たるものの如何に多きかを、吾人は目前に之を眺め、痛感しその無能と舊思想を笑ふと同時に、吾刑務界のため悲しまざるを得ない次第である。

能率增進には二途ある、先づ消極的には無駄な運動、無駄な材料、無駄な疲勞、無駄な手續、無駄な雜談、無駄な仕事、其他我々の生活から除かねばならぬ無駄は少くない、此れ等の無駄を省き、更に積極的に進んでその仕事の上に如何なる改良を加へ如何なる方法を講ずる事に依つて最も簡捷に、最も效果ある收獲及結果をみることが出來るか、之れは實に各人の手腕に期待せねばならない、能率を增進することは、目的地に向つて急ぐと同じで、早く目的地に着ふと思ふ眞心は勿論無ければならぬが、而しその目的地への近道を知らねばならぬ、近道を知ることは即ち知識である。此の知識に、更に科學的加工を施し、之を有效に使用することが必要である、言ひかえれば人間を活かすことが必要である、此れには人格的要素を目的とし誠心、誠意であらねばならぬ、此を發達せしむるには敎訓を必要とし修養を條件とする、此れが能率增進の根本義である。

近頃能率の標準化と言ふ言葉をよく耳にするが、此れは能率の標準を定めて實際の成績をそれと比較して、その比例を割り出したものであつて、此の標準を定めるについて必要な、總ての手續を言ふのであろう。

☒嗚呼此友情

岡山　岡井生

……歌にも詩にも淋しきもの悲しきものと定められ候秋の旅にこれはまたわけて樂しき旅を致し候は全く貴兄のこよなき友情によるものに有之候、乏闕の椽に腰を打ちかけ埃の靴を脱ぎながら『到底も

大した歓待だつたよ、友情ほど有難いものはないなア……』と、これが歸宅第一の言葉なりし程……全く感謝の辭も只今思ひ當らず候、錦帶橋の結構、吉香公園の美景、さては宮島の佳景いづれも忘れ難きもの丶一つに有之候へ共それにもまして一入忘れ難く忘れ得ぬものは貴兄の厚き友情に有之候……』

右は私が先般岩國少年刑務所へ出張の際特に御厄介になつた練習所同期の某君に出した禮狀の一節である、美しい景色よりも山海の珍味よりも嬉しかりしものは寄宿舍時代を語る飾らぬ友情であつた、勿論私は御馳走を友情と言ふのではない、歓待を友誼といふのではない、其の精神の溫泉から湧き出る至情!!それを指すのである。

然るにどうも此節は所謂友情なるもの形式的表面的になつて昔のやうな厚く溫い友情の話を聞かぬのは喜ぶべき現象ではないと思ふ、特に私達のような職にある者は友人相互の間が兎角形式的になり易い嫌があるも甚だコゼツケのようであるが親しかるべき友人間が親しかり得ないようでは情に冷たき歓容者を敎導することが出來るかと言ひたくなる。此意味に於て御互は隔意なき友情の交換を情まぬやうにしたいものであると思ふ。岩國出帳に際しての印象の一片をその儘茲に貴兄な紙面を汚した譯である。

親友と語る夜月の屋根越へし
越じ橋も山も紅葉の錦かな

◇愚　感

大　分　三重野三岳

一、私は嘗つて、學と德と知識と人格。この兩者は、如何なる場合にも、相伴ひて併行すべきものと思つてゐた、今では徒事であつた樣に考へられる、そして此二者を相伴はしむるには、更らに加ふるに、克己自制の連絡を保持する事の須要なるを痛感した。

一、其の爲すときは相當の研究考査を遂げ先づこれなればと思つてした事でも、事後審きに再考するとき、案外へマな失態を演して居た事を往々にして發見するのであるが、これが若し何の計畫も無く、準備もなくして行つたならば、其結果の不味さはどんなだろうか……。總てに於て杜撰な私は事に當る前、必ず此の一種恐怖的な緊張を覺へる。

◇見學の一日

練習生　露　香

吾々の課目の中で一番樂しみにして居る土曜日の見學の日は彌〳〵來ました昨日から降り續けた、雨は朝になつても未だ歇みません、何と云ふ無情な雨ではありませんか雨は旅行や見學には尤も禁物であるからです。然し吾々は定められた時間に池袋の驛へ集合しまして、西武鐵道に乘つて川越少年刑務所へ見學に行くべく雨の日の汽車に一時間程搖られて川越へ着きました。全所の所長は一同に刑務所の沿革や收容者の狀況を委しく懇切に話してくれました、其の上實地に案内をして頂いて、彼等少年の學校敎育を受ける處や、工場の作業振り等を見ました、そして特に感じた事は一般の成年受刑者と違ひ學業を受ける少年は學校氣分である事、彼等少年は無邪氣で實に肥へて居ること、又皆の淺黄服は職工氣分であ

る事等で是れ等が再犯率の相當高い受刑者生活の玉子であるとは意外な感しに打たれて見ました。そんな事で見學を終つて、中食の御馳走に川越名物の芋や豆なぞ情味の籠つた御饗應で滿腹する迄御馳走に成つて而して午後一時の汽車で歸りましたが雨はまだ歇みません遂に今日一日雨の旅で終つたのでありました。（二、一一、五）

大皿の芋に主客や秋の雨
滿開の菊に二日の雨ありて

◇運動會の日

宮城　南條正巳

十一月三日前日の密雲一掃され一點の雲なく只た見ゐる秋天高き青空のみ、回顧せば十一月三日明治大帝の天長節幼年時代より此日に限り晴天ならざるはなく實に大帝の御稜威による事と感を深ふせり、本日は明治節を制定せられたる初日にて諒闇ながら國民の大に祝すべき日なり、國旗を門戸に掲け、午前八時登廳刑務官吏二十五年勤續者十五年皆勤者に對し刑務協會總裁よりの表彰傳達授與式を擧け所長より職員一同に對し本日の佳節に際し表彰せられた人々は刻苦精勵の結果なり諸君も精勵努力表彰せられん事を希望の旨訓示的挨拶あり、式終了後敎誨堂に來集一般在所者に明治節に付き所長の訓示あり、後當山先生の明治大帝大御心に付有益なる講演あり、終りて午後零時半一同仙臺驛より電車の人となり電笛一聲東に向ひ發車せり、窓外を眺むれば西は曠漠たる宮城の原頭春なれば名だゝる萩の花滴る丶青草にて大海原に見へる原も今や枯野原に化し只老若男女の喜々として散策するを眺め、紅葉に包まる丶四聯隊兵營榴ケ岡公園を北に見て原の町福田町驛歷史に名も高き多賀城跡をあとに見る、當城跡は往古坂上田村麿將軍東夷征伐の折築城せしものにして今は殆んと城跡を止むるのみ、西方數丁にして野田の玉川末の松山等歷史的名勝舊跡多く、車中昔日の面影を連想ながら窓外に萬山の紅葉を眺めつ丶鹽釜港に着したるは午後一時を過ぎる十分、灣口には群集せる大小の汽船煙りを吐き出入するを右手に眺めつ丶一路公園地會場に足を運べば、各委員に依て準備全くなり余等の到着を鶴首して待てり、會場は鹽釜社の後方公園の中央にして全園紅葉に包まれ風景眺望絶佳の場所前方を眺むれば松島の諸島點々として遙かに見へ吾等を迎ふるが如く其の雄麗なる姿

いつ來ても眺めは儘きぬ松島や

を即吟しつ丶會場内に入り席に就く、所長は起立して開會の辭を述ぶ「天麩かなる此の佳節日を期し日本三景の一關門たる鹽釜港に於て運動會を催し平常の疲勞を此の一日の清遊によりて一掃され益々英氣を養へ職務に努力せられ度一旨挨拶有りて杯を擧げて佳節を祝し風光を愛づ興酣なるに及び詩を吟する者、謠ふ者など各々十八番を演ずること數刻、太陽西山に傾けば陽光灣の松島に映じ金波銀波は風のまにまに飛躍する樣筆紙に盡し難く飽ぎぬ眺めに名殘を惜みつ丶三々五々電車の人となり時に歸る鳥の聲を聞きつ丶家路に着き旅裝を解きたるは午後五時頃なり。（以上）

◇岡崎便り

それがし

秋晴の十一月三日午前九時岡崎少年刑務

所に於ては、刑務協會の依囑により看守部長柴田喜一郎氏の滿二十五年勤續表彰傳達式を擧行した、其順序は次の通りである

イ　開式の辭　ロ　表彰狀及紀念品授與

ハ　所長祝辭　ニ　教誨師祝辭

ホ　柴田部長答辭　ヘ　閉式の辭

即ち、中島所長は刑務協會會長代理として表彰狀及紀念品を授與し、柴田部長は之を拜受したる後別項の祝詞及答辭があり午前十時森嚴裡に式を閉ぢた、嗚呼二十五年勤續の功勞思へば實に偉い、其表彰を受くるものの光榮は勿論であるが、授くるものも亦大なる光榮である

中島所長祝辭　私は職員會長として一言御祝の言葉を述へたいと思ひます、明治の佳節に方りまして我刑務協會の依囑により玆に當所看守部長柴田喜一郎君の滿二十五年勤續表彰傳達式を擧ぐることを得まするのは、洵に欣幸の至りでありまして、御本人の名譽でありまするとと共に當所空前の光榮であるのであります、申すまでもなく看守の勤務は、他の多くの職務に比し餘程劇務でありまして多くの者は永年の勤務が出來ず甚しきは拜命後間もなく又は二三年にして退職の止むなきに至るものであります、如斯現狀であるにも不拘勤續二十五年と云ふ久しきに亘ることは、眞に意志の鞏固であるは勿論身體の健康が之に伴ひ同時に其家族の心懸も亦與つて力あるものであると私は信ずるのであります、偏くは自重自愛されて益刑務の爲に盡されんことを希望して祝詞とします

常盤教誨師祝詞　私は同僚に代つて御祝を申上ます、看守部長柴田喜一郎君は本日刑務協會より勤續二十有五年の功勞を表彰されましたことは誠に御芽出度次第でありまする、兎角輕佻浮薄なる現今の社會狀態に於てこの長年月間誠心誠意刑務の爲に百年一日の如く盡されましたことは實に他の龜鑑とするに足るものと私は信します。どうか此上とも幾多の御實驗を我々の前に揭示され永く活字引として刑務の爲に御盡し下さる樣切望して祝詞とします

柴田部長答辭　本日刑務協會から私の爲に御叮重なる表彰式を擧けられましたことを感謝します、誠に身に餘る光榮でありまして私一家の喜ひ之れに過ぐるものはありませぬ、顧みますれば私が當所の前身名古屋刑務所岡崎支所時代より引續き多年の間長官上官及先輩同僚各位の御庇護によりまして漸く恙を得ておりまする、然るに今日圖らずこの榮譽を荷ひまして感極まり答ふる言葉も出ませぬ只管恩寵の厚きに感泣するのみであります、玆に衷心より御禮を申上げます。（了）

——◇——

◇新年の壽

練習生　高森原水

東の空は白みゆき
　初日の光り新玉の
年壽ぎ祝ふ門松に
　常盤の綠りいやませば
庭の梅が香劣らじと
　綻び初めし今朝の春
朝日輝く旗の色
　羽子をつくなる乙女子の
戲るさまものどかにて
　松吹く風は千代うたひ

池のさゞ波さゞれ石
　巖となりて君が代を
祝ひ壽く芽出度さよ

彼方に遠き富士の嶺は
纏ふ衣も白妙に
　清き姿を現はして
雪さへ霞む此のあした

紫雲たなびく九重の
空に聞ゆる鶴の聲
　此方に近き森蔭は
綠もいとゞ鮮やかに
　仰ぐ代々木の大鳥居
輝く菊の御紋章

千代に八千代に薫るらん
げにや芽出度き初春の
　されば今日より吾々も
明け行く春と諸共に
　學の業にいそしまむ
いざ諸共に〳〵
　勤め勵みて怠らず
刑務の路をたどりつゝ
永遠に睦みて樂しまん

◇青春の夢より覺めよ

市谷　みのる生

夜警の鐘が近づいてくる。一つ二つ三つ……も次第に遠ざかつて、犬の遠吠えのみ時々寂寞を破つて聞に響く。戸の隙間もる夜の寒さは自ら火を攪きたてしむる。

夜は更けてゆく。そうして淋しさは刻々と迫る。支那蕎麥屋の笛の哀調……それは一入と身に滲みてくる。

こうした中にあたら青春は過ぎてゆく。僅かに目を擧げれば、壁には代悲白頭翁の詩が貼られてゐる。

寄言全盛紅顏子
應憐半死白頭翁
此翁白頭眞可憐
伊昔紅顏美少年
一句は一句人の肺腑を刳る。
宛轉蛾眉能幾時
須臾鶴髮亂如絲

何んとゆう淋しい詩だ。雲の如く過ぎ去り過ぎ來る青春の一日は、遂にはこうした歎を與へるであろう。

芭蕉は言つた。「昨日の發句は今日の辭世ぢや」わしの辭世の句も聞く人があつたら、日頃讀み捨てた句どれでもが、わしの辭世ぢやと言ふて下され」と。

果してこれ程の眞劍さが自分の昨今に見出せるであろうか。いつ倒れてもその日迄を切り離して、それがその人の目標でありそうして其處に清よい一生涯の精進が認め得らるゝ樣な熱のある人の歩みを私は望む。

考へてばかりゐることは、或る意味に於て退嬰である。

我々は飽くまでも實行の人でなくてはならぬ。

チクタクの時計の音……それは躊躇逡巡する魂に加へらるゝ鐵槌の如く强よく胸を打つ。

夜は深し。青春は正に夢たらんとす。けたたましく闇に響く汽笛は、更に魂の嗚咽をそそり惑溺の夢を破らんとす。

（一五、一二、一四、）

◇廻　る　　大分　自然

廻る廻るテク〳〵廻る
廻る廻る提燈さげて
廻る廻るサーベルさげて
廻る廻るグズ〳〵せずに
廻る廻るフラ〳〵せずに
廻る廻る落印せずに
廻る廻る重印せずに
廻る廻る廻らぬ時に油をとらる
廻る廻る廻らぬ時に手繦とらる
廻る廻る一人で廻る
廻る廻る二時間廻る
廻る廻る三風を廻る

◇刑務職員の表彰せらるるしをことぶきて　松本上條求

誉れある今日のよき日をことほぎて
菊も紅葉も色に出でけり
幾年をおのが職務にいそしみて
薫りゆかしき菊の一本

◇静岡監機會詠帥　戸田別荘大人選

をくら山霧立ちこめて見えね共かすかにしかのこゑそきこゆる　蘇正
まくらへにかよふ鹿の音幽かにてあはれ身にしむ秋のよはかな　令濤
島山とはるかに見えて和田の原やへのしほちを雁なきわたる　機月
月の夜に海原とほく行く雁はいつこの秋を訪はむとすらむ　碧水
沖遠くなかむる宿の月影につらをみたして雁そわたれる　皓月

◇旭川土曜會句集　西原洒々先生選

息に曇る硝子障子や朝寒き　静水
落葉焚く人に夕闇迫りけり　長笑
馬小屋に蹄張りけりはつ時雨　龜遊
冬近き軒に雀のふくれ居し　城月
朝寒や虫の落ち居る枕もと　龜遊

◇熊本松風句集（驛川報）　驛川

引潮や子鳥の聲も遠ざかる　蒼村
氷る夜や只寂として更くる街　昇月
身輕さや逆巻く浪に浮く千鳥　直人
ボーナスや噂さ賑ふ休憩所　自然
入船に追はれて戻る千鳥かな　菊邨
花足袋や爪先迄も親の恩

◇名刑二葉會俳句（潮風報）

トンネルを出るや暫は溪紅葉　望洋
行秋や夜毎に變る風の音　溪舟
行秋を腕拱いて獨りかな　花瓢
山の雲皆雨となる紅葉かな　一遊
頸とれた案山子小畔に捨てゝあり　牛歩
一羽づゝ雲に消え行く雁の竿　漂舟
行秋や破障子の裏長屋　葛葉
暮れゆとる湖畔に雁の落ちにけり　旭濤
友呼べば谷の向ふや茸狩　翠香
苦はねて雲見て居れば雁渡る　兒鶴
行秋や無果花ポタリ庭に落つ　古樂
山一つ寺より宮へ紅葉せり　角人
藁火して灰とる人や暮の秋　召圭
行秋や梢に殘る柿一つ　喜笑
別れるとなく別れたり茸狩　三玉
處々紅葉の目立つ雜木山　一葩
谷川の流を染めし紅葉哉　洋波

◇神戸菊水句會（兎月報）

富む家は富んで忙しき師走哉　兎月
江戸火鉢臺屋の晝の靜かなる　博文
冴へ渡る大空の果海に入る　其月
よき仲と知らて火鉢のへたて哉　呑洋
江のほとり煙る時雨や鷺一羽　堂月
野狐の走り鳴く夜の時雨哉　竹郎
時雨るや愚師の櫂送る日に　宮兒
臼洗ふ井戸に師走のうす日哉　靈雪
冴へきつて警笛響く夜汽車哉　藤花

◇豊多摩水無月會句稿（廣陽報）

氷割る病室更けて夜寒哉　峯虹
雁啼くや柳に消ゆる二日月　秋堯
火事消えて金星光る夜寒哉　巴波
初旅の寢られぬ宿の夜寒哉　涼風
行く雁や雲に隱れて月のかさ　晴風
寄席を出て襟掻き合す夜寒哉　玉鳳
黄昏の空をかすめて孤雁啼く　果山
そば賣りの笛ばかりなる夜寒哉　曉星
竹垣を手繰りて覗く烏瓜　楠山
烏瓜だん〳〵夕映濃くして　ごん坊
洋服の襟立てゝ行く夜寒哉　東浪
雁金や鋤をかたけて懐ろ手　雅房
雁飛て子等やかましう日は暮るゝ　廣陽
夕暗の雨かも低ふ渡る雁　富岳
黍の穗の波うつ夕や雁渡る　靜夫
ポツネンと客待つ車夫の夜寒哉　湖月

募集俳句

毎月募集
題　冬・春季

兎の年は喪服と共に行きにけり　龍玉　新義州
雁鳴くや祖國の山河偲ばるゝ　芳勝　大分
鶏頭や籬の外はこぼれ種　夏村　嘉南
せゝらぎの音や身に入む秋の水　穂九　晋州
水涸れて落葉のたまる庭の池　あらた　宮城
ほゝゑみの床にこぼるゝ福壽艸　女福　秋田
一つづゝ消え行く星や除夜の鐘　淡海

元朝や枕障子に梅の影　裾花　長野
御無沙汰も添詫するや年賀狀　波筑　公州
福引や男のあてし駈道具　岳三　大分
はつ雪や吾息見ゆる硝子窓　波銀　新潟
舟唄もどもる寒さや冬の川
柴垣の繩新しや年迎へ
庭の落葉はきたる後にしまき吹く

社交絶つ櫺内淋し冬の月　人驚　早稲
皆振へ〳〵人氣も辰の年　兒月　神戸
若水を汲んで東方拜しけり　蕉雨　徳島
東海の日の出國より四方の春　玉秀　春月
威儀正し威儀亂しけり屠蘇の客　丸藤　下關
元旦や若水汲んで神まつり　雲八　指月
元旦や父も交はる歌留多とり　孤月　愛山
初春や松に壽く鶴の聲
元旦や床の飾りも福々し



家庭の頁

冬季休業中の 子供の生活

父兄の心得

年末年首は冬期休課で學校がお休みになるが、學校が休みであるからといつて子供のあそびたいまゝにあそばせて放縱な生活に流れさしてはならぬ、父兄は、學校が休みだとて安息させることを考へないで、家庭の手傳ひをさせ適當に仕事を與へ人間は働かねばならぬことを敎へ込むことは特に女兒には最も必要である。

働　かせよといふことは子供に過度な勞働をさせよといふのではなく、家庭の仕事で子供に容易に出來る適當な事を手傳はせるのである。どうしても勤勉、正確、活動的習慣を養はねばならぬから、寢る時間、起きる時間も正確にし、充分に睡眠させて夜ふかしや朝寢坊をつゝしませねば自然になまけものになる、休みであるからよろしいといふことが遂に習慣となつてなまけものになる、また

正　月の遊戯に勝負事に熱中させるのはよくない、常に何んの氣なしに遊んでゐるメンコ打ちの如きも家庭で充分に取締つて勝負事の習慣をつけぬやうにしたい、遊ぶにも上品な遊戯に導くやうに努め、休課中も學業の複習を怠らせてはならぬ。

學　校生活は規則正しいものゝ一眞面目であるが、社會生活は近頃やゝもすると父兄として考慮せねばならぬやうなことがある、そして休課中は自然に子供が社會生活の渦の中で遊んでゐるのだから、子供はどうしても眞面目な道を進ませるやう保護してやらねばならぬ、たとひお正月でも遊ぶことのみにふけらせないで、學ぶ習慣を忘れぬやうにする、わが國では正月に讀書初めとか書初め等のことが昔から行はれてゐるが、これ等の傳習はいつまでも無くしないで、子供に學ぶといふ習慣をまづ讀書

始　めから習慣づけたいものである。家庭が多忙だから子供を見捨てゝおく、自由に欲するまゝに遊ばせておくのは最も危險であると思ふ。

◇

電氣の使用

注意すべき感電と火事

△感電の虞あるもの

一、素手で觸れるな

二、濡れ手で電氣裝置を取扱はぬこと

三、電熱器の熱線に火箸やその他の金屬類でさわらぬこと

四、電線或はコードを濡らさぬこと

△火事を起す虞あるもの

一、電球を着物や布で包まぬこと

二、電線の在る場所を、素人ばかりで普請せぬこと

三、電熱器の傍に燃え易いものを置かぬこと（例へば油紙、セルロイド製品など）

四、アイロン等のスウイッチを切るのを忘れぬこと

五、電熱器の冷めきらぬまゝ

のものを仕舞はぬこと

六、電球を點火したまゝ押入等に入れないこと

△危險時の應急處置

一、危險と見た時は引込の兩切スウイッチを切れ

二、燥いた竹棒等で危險な電線を手早く除けること

三、事故が發生したら素人がいぢらずに直ぐ供給所へ知らせること

子の玩具

年相當のものを

文部省内玩具繪本改善研究會で調査研究した玩具繪本の選び方に就て大略を掲げて見ます

——◇——

『遊戯は子供の生命です玩具がなければ遊戯は出來ない。玩具は三歳以前には筋肉の運動を發達させ四歳乃至六歳には子供の空想想像の相手となり、七歳以後には獨創力科學思想の芽ばえとなります』この意味で年齢に應じてそれ〴〵適當の玩具を與ふべきです。

——◇——

▽…一歳から三歳まで……に與ふべき玩具は寢てゐる時代と、はひ歩く時代と、歩き始める時代その後三歳の四期に分けます。

寢てゐる時代は

眺める玩具では——風車、つるし紙風船旗のぼり、犬張子、つる猿の類、折紙鶴やふくら雀等で聽く玩具では——風鈴がら〴〵、でん〴〵太鼓、笙の笛、鳥笛、鳩ぽつぽ等です。

はひ歩く時代は

眺め聽く玩具では——ゴム、木、セルロイド製の人形、動物類、がら〴〵、でん〴〵太鼓、振鈴等で。玩ぶ玩具では——おしやぶり、動物や人形、まり、握り投げ、しやぶりつかむ爲の玩具等です。歩き始める時代は眺め聽き玩ぶ玩具では——ラッパ笛、達磨、人形、まり、がら等で運動用玩具では——大きなゴムまり、よりかゝる臺、乘物、押して歩ける遊具、達磨等です、その後三歳は眺め聽き玩び且つ變化を樂しむ玩具が必要で

前の玩具以外に

首ふり動物や人形、玉乘人形、兎の餅搗體操人形等、運動用玩具では——廻轉シーソー、木馬、椅子馬、其の場で乘り又は人に引いてもらふ乘物、砂場遊具等です

◇

▽…四歳から六歳まで……この時代はずつと進歩しますから、組立玩具を多くして獨創力を養ふこと、飾つて眺めるだけでなく活動を促すもの、實生活へのかけ橋となる玩具を多くすること特に

美術的で構造は

自然物に近い玩具程よい、眞似て遊ぶ玩具——軍隊遊び玩具、お祭遊び玩具、まゝごと遊び玩具、並べ人形、面、獅子頭、家族人形、木製牧場、鳥小屋、タンク、大砲車所道具、人形等工夫し組立てる玩具は——積木、色板ならべ、組木、折紙紙刺し、繼取り、切紙はり紙、豆細工、きびがらはめ繪等愛玩し又は美を樂しむ玩具では——雛人形、衣裳人形、毛絲人形五月人形、五色玩具、繪本繪畫、果實模形樂器玩具等變化を

樂しむ玩具は

秘密箱、びつくり箱、くらべ姿、變り屏風、重ねだるま、招き猫、變化こま、活動めがね、百色めがね等、物語につなんだ玩具は——兎の船、桃太郎、金太郎、兎の餅つき、花咲爺等運動玩具では——行進木馬、片足乘、三輪車、乘れる自動車、砂場遊具、浮び動物類等雜種玩具——子供畫帳、クレヨン畫帳、計數器等

です

——◇——

▽……七歳から十歳まで……この時代は科學的玩具學習的玩具を學ぶべきです、理化學應用玩具に——

ブリキ製の自動車、飛行機、ボート、軍艦 ゼンマイで動く玩具、磁石とんぼ、水鳶眞等工夫して組立る玩具は——手工道具、大工道具、刺繍裁縫編物用具、彫刻用具等運動し熟練する玩具——とび繩、輪廻し、竹馬射的、球入水輪投、羽子獨樂、まり、空氣銃、弓矢、お手玉、たこ、紙風船、竹とんぼ等競爭し勝負する玩具——おはじき、竹返し、球ころがし、魚釣り玩具、單語綸合せ、數字合せ、家族合せ等雜種玩具——印刷玩具寫生器、のぞき眼鏡、金庫、カード、切手、レッテル、測量用具、樂器、武者人形、偉人の肖像等です

——◇——

▽……十一歳以後……この以後は運動力が烈しくなり機械的記憶以外に論理的記憶も出來る樣になり學習力が最も強く現はれるから、油やアルコール電力を用ひる理化學玩具がよいのです

火傷の手當

これから火傷が多いことです。輕度の火傷の場合は赤くなつて刺す樣に痛みますから、この時は胡麻の油やオレブ油など、すべて有り合せの油類をぬります、もし油がなかつた時は、醬油でもアンモニア水でもよろしい。

◇

なるべく風にあてぬにやういたします。尙非常に痛むときはその部を水タルで冷します。油類や硼酸軟膏をぬつた處は消毒ガーゼを覆ふておきます。

◇

水膨れの出來ました時は針の先を焼いて消毒し、その針をもつて水膨れの皮をやぶり、內部の液をしぼり出し、その上にそつと亞鉛華粉をふりかけて、かるく繃帶をいたします。

◇

よくあるのは衣服から火のつくことです。その時はどうでもその人を倒し、ふとんでも莫蓙でもあり合せのものをかけて火を消し、衣服をぬがせます。火傷した處へ衣服がふれて痛むなら、そこだけ切り取ります。湯をうつたへれば水か湯かをあたへ、專門醫の來るのを待つのであります。

臺所ノート

◇御飯を炊く時にレモンの汁をちよつと落してごらんなさい、不思議に眞白に炊けてしかも御飯がねばりません。

◇臺所の空氣は兎角よごれ勝ちなものです。その時酢をちよつと燃やしてごらんなさい、室の空氣は大變奇麗になります。

◇卵を熱湯で二十分位ゆでます、すると黄味は粉をふいたやうになつて大變消化よくなりますし、味もまたよろしい。

◇ジャガイモはなまの時に皮をはがないで、そのまゝ料理した方がおいしくもありますし、また滋養分も多くあります。

◇カツヲ節を永く保存しようと思つたら、節全体へ酒を塗つて風通しのよい所へつるしておくかまたは灰の中へ埋めておきます。

◇天ぷらをあげてゐて、もし油の中へ火が入つた時には、水など用ひないで大根の葉でも何でも青い葉を入れると消へます。

◇象牙やその他骨類で出來たナイフの柄やハシなどのよごれた時は鹽で洗ふと落ちます。

短信

司法記者團の小菅見學

司法記者團左記の廿一名は去る昨年十月二十九日午後辻書記官の先導にて小菅刑務所を見學した。大野所長の案內にて監房、工場、並に新廳舍の建築場等隈なく視察し、所長室にて大野所長より挨拶あり、簡單なる晩餐を受け、それより辻書記官の紹介にて尾原敎誨師の說演あり、終つて記者團を代表して日日新聞安島記者より「近頃軍隊內に於ける禮式が從前の如く嚴肅に行はれざるに非るかの感あるに對し、刑務所內に於ける受刑者の禮式が命令的に非ずして精神的より現るゝ麗はしき光景を見たるは全く豫期せざる處なり云々」……答禮の辭を述べ、次いで東京第一辯護士會秋山副會長より『安島記者の所感に更に一語を附け度し』とて……今日所內の視察中上官より下僚に對して致さるゝ答禮も、受刑者に對して爲さる答禮も全く同一なるを見て眞に共鳴せざるを得ぬ云々』……の感話あり、所內主要の個所二、三、を撮影し夕刻歸途につけり。席上尾原敎誨師のなせる說敎の要旨は

一、社會の表裏
二、警察—裁判—行刑—保護の循環
三、刑務所內の分科及其關係
四、窓內美談と窓外美談
五、各方面より見たる受刑者一千人の統計

等にして、觀察團の一行左の如し。

東京第一辯護士會副會長	秋山	襄
報知新聞	秋山	忠治
日日新聞	安島	譽
上毛	赤地	汎
每夕新聞	福井	賢
朝日新聞	北條	憲政
聯合通信	瀧谷	質
中外商業	鳴尾景次郎	
上毛	横山	精
讀賣新聞	林	泉
やまと新聞	關澤	幹夫
萬朝報	廣野	友吉
國民新聞	藥師寺庄之助	
都新聞	青山	與平
時事新報	岩本	磐門
上毛	中島	龜次郎
電報通信	石渡	安躬
帝國通信	沖邑	品吉
法律新聞	石井	敬三郎
法律新報	黑澤松次郎	
帝國興信	園部	兆玄
東京夕刊	西島	五一

長崎より

所長江藤惣六氏發起となり修養會を每月十六日に行ふ事に決し第一回を來る十六日開催の豫定であるが氏は前任地福岡刑務所に赴任後一年八ケ間に理想のまゝに感化し得たる經驗もあり感化力には獨特の天才者であれば益する所は多大と期待されて居る(長崎新聞二·四)

三池より

刑務所演武場並に看守敎習所の開場式を十二月四日午前九時から同演武場內に於て行ふたが出席者は佐多大牟田警察署長を始め多數に上り式後は柔道劍道の型並に同刑務所大牟田警察署地方有志柔道劍道有段者の試合を行ひ頗る盛會であつた。

敎誨師研究會

明治神宮日本青年會館にて

刑務教誨事業研究所の事業の一つである教誨師研究會は昨年十一月十日より三週間開かれ仝月三十日無事終了した。今回の研究員を命ぜられたる各刑務所教誨師は左の如し。

△新潟刑務所教誨師　桂逢雄△京都刑務所教誨師　善井祐嚴△大阪刑務所教誨師　箕浦良緣△神戸刑務所教誨師　高田義褒△岐阜刑務所教誨師　川島靜吾△廣島刑務所尾ノ道支所教誨師　長谷川唯見△山口刑務所教誨師　山口龍乘△松江刑務所教誨師　森谷憲雄△松山刑務所宇和島支所囑託教誨師　宮崎秀圓△福岡刑務所小倉支所囑託教誨師　田村義祐△鹿兒島刑務所大島支所囑託教誨師　財部寂心△巢鴨刑務所教誨師　小室華雲△富山刑務所教誨師　川島立尊△札幌刑務所大通支所教誨師　柏原惠秀△網走刑務所教誨師　光弘靈雄△釧路刑務所教誨師　田代伏雷

【朝鮮】△釜山刑務所晋州支所教誨師　神崎禾念△平壤刑務所囑託教誨師　長島賢秀△西大門刑務所教誨師　澤野彰△元山刑務所教誨師　佐長秀雄

【臺灣】△臺南刑務所教誨師　寺町實順

本會の講目及講師左の如し。

松井行刑局長　行刑制度に就て
辻書記官　萬國行刑制度
岡部書記官　各國刑務所見
正木書記官　萬國教誨制度
赤羽書記官　陪審法
瀧川保護課長　思想問題
牧野法學博士　萬國刑事思想
曾我深量　眞宗學
高木俊一　眞宗學
近角常觀　信仰問題
春山文學博士　教育學
久留島武彦　雄辯學
岡法學博士　社會問題
各理事　教誨實務
河野顧問　教誨實驗
外數氏

尚以上講義の外に社會施設、教化文化其他各方面の見學に耳目の許す限り精勵努力精神的に實際的に研究を遂げた。

◇姫路より

姫路少年刑務所にては昨年十一月二十日の新嘗祭を卜し午前九時三十分より教誨堂に於て在所死亡者の爲に追弔法會を執せり所長以下職員殆ど全部參列するや導師として本派本願寺連枝大谷昭道師結衆を從へ、莊重なる奏樂裡に佛前に出仕、最も莊嚴なる法要を勤修せり、讀經中所長以下職員並に收容者總代の燒香ありて奏樂と共に讀經終る。夫より所長の祭文及敎務主任の表白文朗讀あり、後大谷連枝より收容者一般に對し最も眞摯懇篤なる親敎あり尚引續藤谷本願寺布敎師より適切なる復演をなしたるが滿堂寂として聲なく何れも感慨胸に迫るを認めたり、斯くして式を終了せるは午前十一時なりき。

因に當日は一般收容者に對し供物餅二個を配與せるに一同大いに感激せり。

原法相と教誨

頃日京阪地方巡視中の原法相は昨年十一月二十一日大阪刑務所視察の砌受刑者集合教誨に立會せん事を求めたが當日は教誨施行日でないため二十三日新嘗祭當日敎務主任苅屋哲公氏和歌山支所に於て敎誨の際立會する事となり當日午前十一時より支所井上、大須賀兩敎誨師勤式を司り次で苅屋敎務主任「復興の第一義」と題する敎誨を爲せるを法相は隨員と共に熱心に聽聞し頗る感動の狀があつたといふ。（文化時報より）

貴族院議員の小田原少年刑務所視察概況

昨年の十月二十八日貴族院議員四條侯爵外十二名は黒住參與官松井行刑局長佐々木秘書課長岡部書記官の案内にて小田原少年刑務所視察のため來原あり。來廳の目的は少年刑務所の實際竝に刑務所に於て始めての試なる漁撈作業を規察せらるゝにありき當日は折惡く前日の好晴に引きかへ小雨時雨の天候となりしに拘らず所定の時間午前十時四十五分小田原驛に下車所長案内のもとに七臺の自動車に分乘午前十一時轍を連ねて正門に到着せられたり

直に事務所階上に休憩、休憩中所長より挨拶を兼ね當所の概況竝に特異の點につき報告し十一時三十分食卓に案内午餐に移りたり。

席は相模灘箱根の展望を擅にする階上にして富士屋ホテルより特に出張を乞ひたる洋食に午餐を採られ歡談數刻、東園子は議員を代表して鄭重なる挨拶を述へられ所長之に答へて遠路視察の勞を謝したり。

午後零時三十分所長先導局長書記官の案内にて運動場に於ける收容者體操の狀況、尋常四、五年の算術竝に緩方敎授の實際等を初めとして居房工場病舍等を逐次巡視せられ視察中は勿論巡視後の休憩中にも熱心に且一々につき質問を發せられ局長書記官竝に所長よりの詳細なる說明に耳を傾けられ其眞摯なる態度に所員一同敬服せり

聽て天候は益々險惡となりしも其內五名の方は折柄の雨をものともせず、漁撈の實際を視察すべく申合されたるにより午後二時半局長を初め書記官嚮導のもとに靑鷗丸碇泊地たる眞鶴港に出發せられたり

他の八名の各位は當所員につきて詳細なる質問を續けられ且所感を披瀝せられて所員を稗益せらるる所多かりしも午後三時二十分發列車にて歸京せらるる

一方漁撈視察の一行は自動車にて約四十分惡路を走りて眞鶴港に到着直に收容者の操る艀より本船に乘込まる、之よ先靑鷗丸に於ては朝來一回の漁撈作業を終へ漁具其他を準備し來乘を待ちたる際とて直に港を出帆せむとす、然るに天候は益不良となり殊に平穩なる灣內の今日に限り艀連絡すら風浪の爲困難を感するの程度にして灣內を出て船の進むに從ひ巨濤襲ひ來りて船を打ち船の動搖亦たしかくするうち眞鶴岬三ツ石附近に差懸るや風雨益加はり剩へ船には横濤襲ひ懸り波濤デッキを洗ふはかり船は宛然木の葉の如く動搖し此先進航するも漁撈作業視察の困難を痛感したる爲直に廻航を命するの止むなきに立至りたり

依て灣內に引返し朝來の作業に漁獲したる鯖、烏賊、カサゴ等を一覽に供したるのみなりしも議員各位か滿足の意を表せられしは不幸中の幸にして直に上陸四時五十七分眞鶴發列車にて歸京せられたり

此の如くにして折角の漁撈作業視察は其目的を達する能はさりしも各方面の援助により遠く郡會を離れたる僻地として視察議員各位の滿足を購ひ得たるは何よりの幸運なりき

因に當日來臨せられたる議員の氏名左の如し

侯爵　四條隆愛
子爵　戸澤正己
同　秋元春朝
同　大河內輝耕
同　森俊成
同　花房太郎
同　西大路吉光
同　渡邊七郎
同　木場貞長
同　東園基光
同　池田正時
同　吉田正風
同　樋口誠康

（和田小田原刑務所長報）

會報

十五年以上皆勤者

明治節に本會から表彰した十五年以上の皆勤者中左の二名を追加し五十名となつた

青森　看守部長　長崎　與市
三池　看守長　延原　簡一

東京在住前典獄招待會

松井會長は十一月十六日午後五時在京前典獄を刑務界の功勞者として日比谷公園松本樓に招待し懇談會を催したるが、出席者は伊集院彦七、芋川正義、和田千松郎、永田包雄、野口謹造、松山爲治、藤澤正啓、四王天數馬、森元祐、島田榮造、住江敬義の前典獄と松井會長、有馬、大野、辻、佐藤、岡部、香川、の各理事にて懇談湧くか如く和氣藹々裡に午後九時散會。

當夜の高齢者は藤澤正啓氏(七十八歳)にして一同を代表し會長に謝辭を述べたり

第五區演武大會　優勝　柔道は福岡　劍道は大分

刑務協會第五區(九州、山口、沖繩各刑務所)第三回聯合演武大會は十一月十二日午前八時から福岡市赤阪門武德殿で開始された、定刻小橋川福岡支部長の開會の辭ありて前年度劍道優勝組久留米刑務所柔道優勝組三池刑務所より優勝旗の返還審判員の注意、柴田、三角氏の劍道型、藤野氏(捕)渡邊氏(受)の柔道技型あり午前九時半から試合に移り柔道では一等福岡、二等熊本、三等三池、の各刑務所劍道では一等大分二等福岡三等宮崎の各刑務所の成績で二時半試合終了した

斯くて小橋川支部長から柔道優勝組福岡刑務所へ優勝旗、銀盃紀念狀熊本刑務所へ銅盃紀念狀三池刑務所へ木盃紀念狀劍道優勝組大分刑務所へ優勝旗、銀盃、紀念狀福岡刑務所へ銅盃紀念狀宮崎刑務所へ木盃紀念狀、劍道個人優勝者福岡刑務所橫尾次郎一氏に本阿彌寄贈の關兼元の銘刀一口を授與併せて一場の挨拶をなし最後に審判員の講評あり午後三時閉會した

定例茶話會

例會の十一月茶話會は、廿六日午後二時協會講堂で開かれ、大審院判事尾佐竹猛氏の「死刑の沿革」なる講演は非常に參會者を喜ばせた、仝四時散會

叙任辭令

叙正六位(特旨追陞)從六位勳五等故　鈴木重靜(典獄)
叙從七位　成田德太郎(保健技師)
仝　勳八等　平多修司(看守長)
正八位勳八等　山中鐵一(仝)
叙勳六等授瑞寶章　正七位　尾原靜乘(教誨師)
叙從六位　正七位　藤居大威(仝)
仝　正七位勳六等　尾原靜乘(仝)
叙正七位　正七位　富井隆信(仝)
仝　從七位　佐藤作治郎(保健技師)
仝　多田隈建雄(仝)
仝　安田正一郎(仝)
叙從七位　正八位　佐竹靈瑞(教誨師)
仝　川本達深(仝)
仝　本多龍馬(仝)
叙從六位　正七位勳六等　中澤亮雄(教誨師)
仝　正七位　高橋久丸(仝)
仝　教山祐馨(仝)
仝　朝山勘一(保健技師)
叙從七位　勳八等　神本直助(典獄補)
叙勳七等授瑞寶章　仝　荒館覺次郎(看守)
仝　從七位勳八等　西岡三郎(典獄補)
叙從七位　正八位勳八等　二瓶伊七(看守長)

叙正七位　從七位勳六等　川村次郎(典獄補)
補東京地方裁判所檢事　典獄　秋山要(市谷)
命秋田刑務所勤務　高等官三等　三級俸下賜
命山口刑務所勤務　看守長　賀內利吉(山口)
補市谷刑務所長　仝　阿部年吉(秋田)
補廣島仝　典獄　津路嘉十郎(廣島)
補長崎仝　四級俸下賜　仝　根本仙三郎(長崎)
補福岡刑務所長　仝　江藤惣六(福岡)
補靜岡仝　仝　小橋川昭慶(前橋)
補宇都宮仝　仝　吉川三雄司(宇都宮)
仝　長野區裁判所檢事　仝　兒島三郎(靜岡)
任典獄　補前橋刑務所長　高等官四等　谷內庄太郎
命大分刑務所勤務　看守長　二級俸下賜
命三池仝　仝　馬場治作(大分)
叙勳七等授瑞寶章　勳八等　荒館覺次郎(金澤看守)
仝　從七位勳八等　西岡三郎(典獄補)
叙正七位　從七位勳七等　金澤公炳(看守長)
叙從七位　多田隈久(保健師)
叙勳七等授瑞寶章　勳八等　池田作太郎(秋田看守)
仝　仝　青木正司(高知看守)
仝　從七位勳八等　出口米吉(千葉看守長)
叙勳六等授瑞寶章　正六位　谷口庄太郎(典獄)
叙勳八等　齊藤信一(看守長)

矯正図書館

刑務令

◎司法大臣訓令

（昭和二年十月二十七日司法省訓令第四號）

大正十二年十月司法省訓令第七號行刑統計報告例及樣式中第十一表作業表ニ附表請願作業表二及三ヲ追加シ從來ノ附表ノ一ト改メ昭和二年度分ヨリ施行ス

附表ノ二　請願作業表　昭和何年度（何）刑務所

作業名	禁錮囚就業延人員	拘留囚就業延人員	被告人就業延人員	計
何工	男　人			
	女			
何工	男			
	女			
何工	男			
	女			
	男 人	人	人	人

附表ノ三　請願作業表　昭和何年度　（何）刑務所

	不就業延人員		合計									
	男	女	男	女	人	人	男	女	男	女	男	女
四月												
五月												
六月												
七月												
八月												
九月												
十月												
十一月												
十二月												
一月												
二月												
三月												
計												

備考　一記載方ハ總テ本表ニ準スルコト。一死刑確定囚ノ分ハ被告人欄ニ合算シ朱書再掲ノコト　尚被疑者ハ㊀印ヲ附シ再掲スヘシ。一作業名ハ官司業受負業委託業ノ各別ニ掲記スルニ及ハス。一本支所出張所合算ノコト。

	禁錮囚			拘留囚			被告人			合計	
	月末就業人員	月末不就業人員	業人員	月末就業人員	月末不就業人員	業人員	月末就業人員	月末不就業人員	業人員	男	女
男											
女											

備考　記載方ハ附表ノ二ニ準スルコト

◉行刑局長通牒

㊐收容者ノ寫眞撮影ニ關スル件

（昭和二年十月三十一日）
（行甲第一四九〇號）

受刑後永キニ亘リ父母、妻子其ノ他ノ家族ト接見ノ機會ヲ得ス又ハ收容者中是等ノ近親者重症ニ陷リタルトキハ受刑者ノ心理ニ大ナル衝動ヲ與ヘ煩悶ヲ誘起シ近親者モ亦受刑者ノ身邊ヲ案シ相

瓦悲痛ニ沈ムハ想像ニ難カラサル所ニ有之候處右ハ掏禁ニ伴フ餘儀ナキ事態ニハ候得共可及的之カ緩和ノ要アルモノト被存候間自今前示ノ場合ニ於テ特ニ必要ヲ認メ且本人ノ希望アルトキハ左記方法ニ依リ受刑者ノ寫眞ヲ撮影シ之ヲ父母妻子其ノ他ノ家族ニ送付セシメ以テ近親者ノ慰安ニ資スルト共ニ受刑者ニ對シテモ其ノ趣旨ノ存スル所ヲ說示シ徒ニ焦慮悲歎スルコトナク心身ノ修練ニ餘念ナカラシムル樣御配慮相成度候

記

一、接見ノ機會ナキ爲寫眞ノ撮影ヲ許ス場合ハ刑期三年以上ノ受刑者ニシテ行狀不良ナラス入所後二ケ年間本文近親者ト接見ノ事實ナキモノニ限ルコト

前項以外ノ受刑者（行狀不良者ヲ除ク）ニシテ近親者ノ居住地遠隔セル等特別ノ事情アリテ在所中接見ノ見込ナキモノ又ハ近親者重症ノ爲必要ト認ムルトキハ特ニ寫眞ノ撮影ヲ許スコトヲ得

二、寫眞ハ刑務所職員ヲシテ撮影セシメ其ノ費用ハ受刑者ノ自辨タルコト

三、寫眞ハ手札形トシ必要ノ枚數ニ止メ受刑者一人ニ付三枚ヲ超エサルコト

四、撮影ノ際ハ成ルヘク自衣ヲ着用セシメ且掲呼番號ヲ附セサルコト

五、撮影ノ際ハ特ニ受刑者ノ容姿ニ注意シ不紀律ニ流レシメサルコト又二人以上ヲ同一版ニ撮影セサルコト

六、舍房其ノ他收容ノ場所ヲ撮影セサルコト

七、被告人ヨリ寫眞撮影ノ出願アリタルトキハ裁判審理上支障ナキ場合ニ限リ本文ニ準シ之ヲ許可スルコトヲ得

（昭和二年十月廿二日）
（行甲第一四六五號）

㊐蓄音器「レコード」ニ關スル件

受刑者敎化用蓄音器「レコード」別紙ノ通追加指定致候

追テ本「レコード」ハ便宜刑務協會ニ於テ取纏メ購入送付ノ見込ニ付購入希望ノ有無來ル十一月十日迄ニ當局ヘ御申出相成度候

種類	曲名	演奏者	レコード別番號
ヴアイオリン獨奏	ジョスランの子守唄	辻吉之助	一〇六四 A
〃	スコットランドの青い鐘	岩淵繁造	〃 B
新日本音樂	清水樂	吉田晴風	一六三六八 AB
		宮城道雄	ニツポノホン

〃	湖邊の夕	宮城道雄 吉田晴風 牧野喜代子	〃	一六四八五 AB
童謡	雞の唄「コックコック」	巽京子	ヒコーキ	一四五二 A
〃	子守唄	〃	〃	〃 B
ヴアイオリンソロ	スプリングソング	カザリンハーラー	ニツポノホン	一〇〇二
〃	スーブニール	〃	〃	一〇〇二
管絃樂	安南王の行列	日東管絃團	日東	一九五 A
〃	羅浮仙	〃	〃	〃 B
〃	黄河、恩愛、黎明	松竹管絃團	ヒコーキ	一五八五 A
〃	サンテヤゴ	〃	〃	〃 B
支那樂	森林嘆、唱春調	帝蓄管絃團	ヒコーキ	一一九三 A
〃	天下樂譜、世春	〃	〃	一一九三 B
尺八獨奏	荒城の月	福田蘭童 伴奏 鈴木正一	〃	七二七五 A
〃	黄昏の唄	〃	〃	〃 B
管絃樂	國歌集、上（日・米）	日東管絃團	〃	一三二六 A
〃	下（英・伊・佛）	〃	〃	〃 B
ハーモニカ獨奏	コチロン	川口章吾	トーキヨー	二九九〇 A
〃	春のほゝえみ	〃	〃	〃 B
尺八獨奏	寄草待	福田蘭童 伴奏 鈴木正一	フジサン	七四七九 A
〃	旅愁	吉村伊十郎 杵屋米藏 外二名	〃	三九一一
浪花節	大高源吾	吉田奈良丸	ニツポノホン	自一五六二一 至一五六二三
薩摩琵琶	石童丸	永田錦心	日東	自六四四 至六四七
映畫說明	一太郎やあい	石井春波	トーキヨー	二九六三
琴曲	御代の光	荻岡松韻	ニツポノホン	一五三二九
長唄	鶴亀	吉村伊十郎 杵屋米藏 外二名	〃	三九一一

◎俸給及事務費過不足調提出方ノ件

（昭和二年十月廿九日）
（行甲第一四八七號）

標記調書左記樣式ニ依リ作成ノ上毎年二回（十一月三日迄ニ）（三月三日迄ニ）提出方御取計相成度候

追テ大正二年九月陸甲第八六一號通牒俸給及事務費仕拂豫算調書ハ自今提出ニ不及候

（何）年度俸給及事務費過不足調

科目	現豫算額	自四月至十一月 支出	自十一月至三月 支出	過不足額	備考
	（自四月至二月）減額	（三月中）見込額			
經常部					
俸給					
奏任俸給					
判任俸給					

事務費	俸給	(何)項	臨時部	雑費	被服費	看守女監取締被服及帯具費	傭人料	雇員給	給與	內國旅費	奏任及判任待遇者俸給	舊廳費各目合計	事務費	賞與	休職給

備考　一、過不足額欄ニ於テ不足ヲ生スル場合ハ朱書シテ其ノ事由ヲ備考欄ニ記載スルコト。二、豫算增減方ニ關シ上申中ニ屬シ若ハ職員ノ轉免等ニ因リ現豫算額ニ異動ヲ生スル見込ノモノニ付テハ其金額事由ヲ附記スルコト

附表

(何)年十(二)月末日現員現給調

事務費	看守	看守長	(何)項	臨時部	事務費支辨ニ屬スル職員及傭人	(二)保健技師及奏任待遇教誨師	(一)看守長及通譯	經常部	現員	月額

(二)ノ項計

(三)事務費支辨ニ屬スル囑託

◆不定期刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ假釋放ニ關スル件依命通牒

(昭和二年十一月九日 行甲第一五一七號)

假出獄少年ノ釋放ニ付テハ假出獄少年取締規則第三條ニ依リ少年保護司又ハ保護ヲ引受ケタル者ニ本人ヲ引渡スコトト相成居候ヘトモ判決當時少年ニシテ不定期刑ノ言渡ヲ受ケタル者ト雖釋放時十八歳ニ達シタルトキハ同規則ノ適用ナキヲ以テ單獨釋放ヲ爲シ得ヘキモノノ如シ然レトモ斯クテハ思慮分別未タ完カラス社會上ノ經驗ニモ乏シキ年少者ニ對スル保護トシテ遺憾勝カラス候ニ

付是等ノ者ニ對シテハ假令假出獄少年取締規則ノ精神ヲ酌ミ必ス保護者ニ引渡サレ度若シ保護者出頭致シ難キトキハ保護會ニ一時收容スルカ或ハ保護會職員ヲシテ同伴歸住セシムル等適當ノ方法ヲ講シ單獨釋放ヲ爲スカ如キコトナキ樣被致度尙保護者ノ選定ニ付テモ特ニ周到ナル注意ヲ拂ヒ過誤ナキ樣御取計相成度申進候

◎木工家具訓練ニ關スル件

（昭和二年十一月十五日）
（行甲第一五七〇號）

本年神戸刑務所ニ於テ實施シタル本工家具ノ概況別紙ノ通爲參考及送付候

（別紙）

本年五月ヨリ開所セル本工家具職業訓練所ハ實習夫二十名ニ對シ講師トシテ作業技師ヲ以テシ他ニ囑託一名ヲ是レニ專屬セシム

第一期二ケ月間一週四時ヲ二回ニ分チテ學課ヲ授ケ第二期以降モ印刷物ニヨリテ補足シ適時自修セシム當所ハ始ヨリ訓練期間中ハ實習夫ノミヲ以テ一ケ工場トナシ講師以外ノ指導機會ヲ絶對ニ與ヘサル樣同業種宮司工場ト離間シ必要ニ應シテ講師引率ノ下ニ他工場ニ於ケル工作狀況ヲ見學實驗セシメタリ

故ニ掃除等ノ雜用モ一名宛一日交代ヲ以テ自治的ニ行ハシメ本期間中ハ常日休憩時、休日等ニ於テ修養書以外ニハ可成工業書及教材トシテノ印刷物ノミ主トシテ讀修專ラセシメ技能ニ熟練センコトニ意ヲ注ギタリ

一、第一期間

工作ノ原理、圖法規矩術、工具器使及其應用法、木材ノ選擇及利用法等ヲ學術及基礎實習ニ於テ施シタルカ一般ニ學歷ヨリ學術ノ記憶退歩セルヨリ理解遲ク且難解ノ樣見受ケタルヲ以テ勉メテ安易ニ標本及實驗ニ依リテ習得セシメタリ而シテ此期間ニ於テ基礎加工ニ要スル工業材料ハ力メテ消耗ヲ防クヲ意トシ挽刺創、空明等ニハ後ニ使用シ得ルモノヲ充テ木口端切ヲ以テ構造教材トシテ豫メ備ヘヲキタル工作模型（繼手、組手、五十四種）ヲ手本トシ各自ニ夫レヲ全部模造セシメテ木取、仕口ニ關スル應用ノ基礎ヲ修メシメタリ

第二期及第三期間

一、此期間ハ豫定表ニ依ル製品ヲ作ラシム而シテ順序トシテ簡單ナルモノヨリ漸時複雜ナルモノニ移リ軟材ヨリ硬材ヘ粗大ナル仕口ヨリ細密ナル工程ニ移ル事ニ意ヲ注キタリ

一、短期ノ實習ニ於テハ勉メテ多クノ體驗ヲ積マシムル爲メ構造形式塗法等類似重復セサル樣製品原圖ヲ按シ材料ニ於テモ松、杉、欅、樅、楢等ノ針葉樹栓、黃櫨、樫、桐、塩地、槻、檜、柱、櫻等ノ闊葉樹、ラワン、チーク、果林、紫檀、黑檀等ノ輸入材等ヲ特ニ混用シ夫等材料ノ硬軟性、彈力ノ強弱等ヲ體驗セシメタリ、最初實習夫ノ最モ困難ナルハ木取ニシテ其材料ノ適、不適、所要ノ材料ヲ過不足ナク見積ムルハ難カリキ

工程順序トシテ

一、筥物 二、机卓子類 三、椅子腰掛類 四、臺類 五、棚物 六、箪笥類ノ六類ニ分チ以上一類ノ中ニテ一點以上數點ヲ作ラシム而シテ其規畫形狀ハ最モ標準的ナルモノヲ擇ヒ此ニ類スル異工變形ハ時々各部ニツキ口述ヲ以テ知ラシム亦同品目例ヘハ臺、棚箪笥等ニ在リテハ種類多樣ナレハ主ナル和式家具ト洋式家具トノ構造ニツキ交互ニ修得セシメタリ

一、工作進度ノ不揃ヲ緩和スル爲一課題ニ對シ劃一的ニ同型同材同仕樣ニ依リテ着手ヨリ完成迄個別製作セシメタレド時ニ或ハ二人宛組マシメテ合作ヲ行ハシメタリ此會ニ進度ノ過不足ヲ緩和スルノミニ非スシテ各自加工ノ長所）短所ヲ互ニ自覺セシムルニ有効ナリ

一、教程ニ依リ同種製品ニシテ他工場ニテ製出シタル優秀ナルモノヲ參考トシテ視觸セシメ此カ長短、適不適ノ說明ヲ試ミタリ總シテ推理力ナキ者ニハ實物ノ教材ヲ與ヘテ此カ解說ヲ行フハ最モ好結果ヲ生ミタリ第三期ノ終リ修了試驗トシテ十日以內ニ完了シ得ル見込ノ家具ヲ各自ニ自由設計製圖セシメ此ニ使用材ノ選定ト所要ノ見積及仕樣書ヲ書カシメタル處設計ニ於テハ從前ノ製品ヲ模倣シタル圖樣數種アリタレト見積及仕樣書等ハ殆ント正確ナルモノナリキ而シテ此期間ハ講師ハ直接指導ヲセズ彼等ノ要求ニ應シテ暗示シ適宜之レヲ處理シタリ右期間自己カ設計書ト完成ニ伴フ加工自力ヲ誤算シ成工稍遲レタル者四名アリシカ內三名ハ製作日數ニ不足ヲ告ケタルト一名ハ塗方ニ失敗シテ再三塗替ヲ爲シタリ

◎農事表樣式ノ件

（昭和二年十一月十一日）
（行甲第一五一六號）

大正八年一月監甲第一三號通牒農事表樣式別紙ノ通改正致候間昭和二年度分ヨリ本樣式ニ依リ調製提出相成度

（別表略ス）

昭和二年七月中入出監並月末在監人員 （△ 減）

Prison Population during the Month of July 1927

		越員	入監	出監	現員	前月末日現在	前年同月末日現在	増 前月比較	減 前年比較
受刑者		37,197	4,006	3,925	37,278	37,197	39,920	81	△ 2,642
刑事被告人		3,475	3,688	3,926	3,237	3,475	3,281	△ 238	△ 44
勞役場留置者		364	463	501	326	364	273	△ 38	53
乳兒		11	4	3	12	11	15	1	△ 3
總計	男	40,198	7,906	8,085	40,019	40,198	42,564	△ 179	△ 2,545
	女	849	255	270	834	849	925	△ 15	△ 91
	計	41,047	8,161	8,355	40,853	41,047	43,489	△ 194	△ 2,636

備考　内朝鮮人受刑者男723人、刑事被告人男46人、女2人。支那人受刑者男105人、刑事被告人男16人、女1人。露西亞人受刑者男2人。伊太利人受刑者男1人アリ。

昭和二年七月末日現在々所人員表

The Number of the Inmates During the Month of July. 1927.

刑務所別 Name of Prisons	受刑者 Prisoners sentenced			刑事被告人 Prisoners Accused			勞役場留置者 Prisoners in "Roeki-jo" (Place of labour in lien of fine or penalty imposed)			乳兒 Babies in Prison			合計 Sum Total		
	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total
小菅 Kosuge	1,092	—	1,092	—	—	—	—	—	—		—	—	1,092	—	1,092
市谷 Ichigaya	170	27	197	734	9	743	18	—	18	—	1	1	922	37	959
豐多摩 Toyotama	970	—	970	—	—	—	2	—	2	—	—	—	972	—	972
巢鴨 Sugamo	1,951	—	1,951	—	—	—	3	—	3	—	—	—	1,954	—	1,954
横濱 Yokohama	511	1	512	76	1	77	12	—	12	—	—	—	599	2	601
千葉 Chiba	766	—	766	25	2	27	4	—	4	—	—	—	795	2	797
水戸 Mito	462	—	462	36	1	37	7	—	7	—	—	—	505	1	506
宇都宮 Utsunomiya	343	137	483	39	2	41	1	—	1	—	—	—	383	139	522
前橋 Maebashi	944	—	944	53	—	53	7	—	7	—	—	—	1,004	—	1,004
靜岡 Shizuoka	585	—	585	76	2	78	9	—	9	—	—	—	670	2	672

矯正図書館
刑政第41巻第1号

甲府 Kōfu	635		635	22	3	25	7	—	7	—	—	—	664	3	667
長野 Nagano	662	11	673	34	1	35	7	—	7	—	—	—	70?	12	715
新潟 Niigata	443	8	451	31	2	33	4	—	4	—	—	-	47?	10	488
京都 Kyoto	811	136	947	28	2	30	7	—	7	1	1	2	847	139	986
大阪 Ōsaka	2.817	3	2.820	469	9	478	38	1	39	1	—	1	3.325	13	3.338
神戸 Kobe	1.360	1	1.361	118	2	120	2	—	27	—	—	—	1.505	3	1.508
奈良 Nara	565	—	565	19	—	19	2	—	2	—	—	—	586	—	586
滋賀 Shiga	332	—	332	30	—	30	5	—	5	—	—	—	367	—	367
德島 Tokushima	474	13	487	9	—	9	7	—	7	—	—	—	49	13	503
高松 Takamatsu	758	2	760	38	2	40	1	—	1	—	—	—	797	4	801
高知 Kōchi	651	6	657	49	2	51	9	—	9	—	—	—	709	8	71
名古屋 Nagoya	1.581	72	1.653	136	2	138	14	1	15	—	—	—	1.731	75	1,80
三重 Mie	668	—	668	41	2	43	7	—	7	—	—	-	716	2	718
岐阜 Gifu	502	—	502	38	1	39	3	—	3	-	—	—	543	1	544
金澤 Kanazawa	605	21	626	29	1	30	4	—	4	—	—	—	638	22	660
廣島 Hiroshima	1.082	60	1,142	81	1	82	14	—	14	—	—	-	1.177	61	1.238
山口 Yamaguchi	532	—	532	41	—	41	1	-	1	—	—	—	574	—	574

(110)

岡山 Okayama	725	6	731	123	6	129	24	1	25	—	—	—	872	13	885
松江 Matsue	586	17	603	64	3	67	1	—	1	—	—	—	651	20	671
松山 Matsuyama	499	2	501	38	1	39	11	—	11	—	—	—	548	3	551
長崎 Nagasaki	822	—	822	51	1	52	3	—	3	—	—	—	876	1	877
三池 Miike	1.289	-	1.289	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.289	—	1.289
福岡 Fukuoka	1.529	81	1.610	101	3	104	19	—	19	2	—	2	1.651	84	1.735
大分 Oita	334	—	334	28	2	30	2	—	2	—	—	—	364	2	366
熊本 Kumamoto	928	1	929	48	—	48	5	—	5	—	—	—	981	1	982
鹿兒島 Kagoshima	458	14	472	36	2	38	3	—	3	—	2	2	497	18	515
宮崎 Miyazaki	308	—	308	21	2	23	2	—	2	—	—	—	331	2	333
沖繩 Okinawa	329	10	339	5	—	5	2	—	2	—	—	—	336	10	346
宮城 Miyagi	774	61	835	21	—	21	2	—	2	—	—	—	797	61	858
福島 Fukushima	316	—	316	44	1	45	6	-	6	—	—	—	366	1	367
山形 Yamagata	246	—	246	21	—	21	1	—	1	—	—	—	268	—	268
秋田 Akita	447	—	447	13	—	13	2	—	2	—	—	—	462	—	462
青森 Aomori	259	—	259	26	2	28	—	—	—	—	—	—	285	2	287
札幌 Sapporo	1.082	56	1.138	70	3	73	5	—	5	3	—	3	1.160	59	1.219

(111)

矯正図書館
刑政第41巻第1号

函館 Hakodate	372	—	372	27	2	29	2	—	2	—	—	—	401	2	40
網走 Abashiri	523	—	523	5	—	5	3	—	3	—	—	—	531	-	531
釧路 Kushiro	275	—	275	14	—	14	1	—	1	—	—	—	290	—	290
小田原(少年) Odawara (for juvenile delinquents)	227	—	227	14	—	14	—	—	—	—	—	—	241	—	241
川越(同) Kawagoe (ditto)	250	—	250	—	—	—	—	—	—	—	—	—	250	—	250
姫路(同) Himeji (ditto)	422	—	422	57	2	59	4	—		1	—	1	484	2	486
岡崎(同) Okazaki (ditto)	224	—	224	19	2	21	—	1	1	—	—	—	243	3	246
岩國(同) Iwakuni (ditto)	284	—	284	3	—	3	—	—	—	—	—	—	287	—	287
久留米(同) Kurume (ditto)	362	—	36:	23	—	23	2	—	2	—	—	—	387	—	387
盛岡(同) Morioka (ditto)	169	—	169	26	—	26	1	—	1	—		—	196	—	196
北海(同) Hokkai (ditto)	130	—	130	—	—	—	—	—	—	—	—	—	130	—	130
八王子(同) Hachioji (ditto)	91	—	91	7	1	8	1	—	1	—	—	—	99	1	100
總計 Sum Total	36.532	746	37.278	3.157	80	3.237	322	4	326	8	4	12	40.019	834	40.853

(112)

歳	入所時	5.09尺	5.09	5.08	5.09	5.06	5.09	5.10	5.02	5.03	5.09
	増減	分	±	±	±	+2	+2	+11	+6	+9	+9
拾七歳	調査人員	190	179	186	170	118	19	61	55	43	11
	調査時	尺	5.13	5.14	5.13	5.13	5.18	5.14	5.12	5.17	5.09
	入所時	5.11尺	5.13	5.13	5.12	5.10	5.14	5.11	5.08	5.09	5.01
	増減	尺	±	+1	+1	+3	+4	+3	+4	+8	+8

胸圍		收容時	晝夜獨居一月	晝夜獨居二月	晝夜獨居三月	晝夜獨居六月以下夜間獨居三月以下	晝夜獨居各六月以下ヲ經過シテ雜居ニ入リ晝夜獨居夜間獨居三月以下	六月以下	十二月以下	十八月以下	十八月以上
拾四歳	調査人員	52	52	46	46	38	9	14	18	12	10
	調査時	尺	2.42	2.43	2.44	2.44	2.45	2.47	2.52	2.50	2.61
	入所時	2.41尺	2.41	2.41	2.41	2.40	2.39	2.39	2.43	2.40	2.46
	増減	分	+1	+2	+3	+4	+6	+8	+9	+10	+15
拾五歳	調査人員	118	114	115	90	73	11	36	37	34	26
	調査時	尺	2.47	2.48	2.48	2.50	2.47	2.52	2.52	2.55	2.58
	入所時	2.48尺	2.47	2.48	2.48	2.49	2.47	2.49	2.47	2.48	2.50
	増減	分	±	±	±	+1	±	+3	+5	+7	+8

(113)

拘禁生活ヘ衛生等的觀察 (其三續)……(記)

矯正図書館
刑政第41巻第1号

拾六歳	調査人員	173	164	168	149	110	18	33	55	38	14
	調査時	尺	2.55	2.55	2.55	2.54	2.52	2.54	2.56	2.58	2.62
	入所時	尺 2.56	2.56	2.56	2.55	2.54	2.52	2.51	2.51	2.51	2.57
	増減	分 −1	−1	−1	十	十	十	+3	+5	+7	+5
拾七歳	調査人員	190	179	186	170	118	19	61	55	43	11
	調査時	尺 2.62	2.62	2.61	2.60	2.60	2.61	2.60	2.60	2.62	2.64
	入所時	尺 2.63	2.62	2.63	2.62	2.61	2.55	2.59	2.57	2.58	2.57
	増減	分 十	−2	−2	−2	−1	+6	+1	+3	+4	+7

第三章　身體發育ノ觀察

上記ノ第十四表ニ基キ、先ツ少年受刑者ノ收容時ノ發育狀態ヲ知リ次デ其体重、身長、胸圍ノ狀況、体重ト身長トノ關係、身長ト胸圍トノ關係及獨居拘禁並ニ雜居拘禁ノ身体發育ニ及ボス影響等ヲ觀察セバ以下ノ如シ。

第一節　收容時ニ於ケル發育狀態

(a) 十四歳者ノ收容時ニ於ケル平均體重ハ、一〇、三一〇貫、平均身長ハ四、八二尺ニシテ其比ハ二、一四ナリ。平均胸圍ハ二、四一尺ヲ示シ正ニ身長ノ半數ナリ。

(b) 十五歳者ノ收容時ニ於ケル平均體重ハ一〇、九六四貫、平均身長ハ四、九二尺ニシテ其比ハ二、一三ナリ。平均腕圍ハ二、四八尺ニシテ身長トノ比ハ〇、五〇四ナリ。

(c) 十六歳者ノ收容時ニ於ケル平均體重ハ一一、一三三貫、平均身長ハ五、〇九尺ニシテ其比ハ二、一八ナリ。平均胸圍ハ二、五六尺ヲ示シ身長トノ比ハ〇、五〇ナリ。

(d) 十七歳者ノ收容時ニ於ケル平均體重ハ一二、九五一貫、身長ハ五、一一尺ニシテ其比ハ二、五三ナリ。平均胸圍ハ二、六三

ヲ示シ身長トノ比ハ〇、五一五ナリ。

之レヲ文部大臣官房文書課ノ發表セル學生生徒兒童身長、体重、胸圍比較表

第十五表　收容時身長、体重、胸圍比較表

	身長					体重					胸圍				
	社會人	受刑者	社會人ト受刑者トノ差	一歳間ノ差		社會人	受刑者	社會人ト受刑者トノ差	一歳間ノ差		社會人	受刑者	社會人ト受刑者トノ差	一歳間ノ差	
				社會人	受刑者				社會人	受刑者				社會人	受刑者
十四歳	四、八三尺	四、八二尺	一			一〇、三五〇貫	一〇、三一〇貫	四〇			二、四一尺	二、四一尺	〇		
十五歳	四、九〇五	四、九二	一三	三	一〇	一一、八〇	一〇、九六三	九一六	一、四五〇	九九〇	二、四六	二、四八	二	一	七
十六歳	五、一九	五、〇九	一〇	一四	一七	一一、八七〇	一一、一三三	七三七	一、〇九〇	九一六	二、五六	二、五六	〇	一	八
十七歳	五、二五	五、一一	一四	一	六	一二、九五一	一二、一九九	六〇九	一、一八	六四四	二、六三	二、六三	〇	一	七

	胸圍					體重				
	社會人	受刑者	社會人ト受刑者トノ差	一歳間ノ差		社會人	受刑者	社會人ト受刑者トノ差	一歳間ノ差	
				社會人	受刑者				社會人	受刑者
十四歳	二、三五尺	二、四一尺	(+) 六			二、一四	二、一四	(−) 〇		
十五歳	二、四六	二、四八	(+) 二	一一	七	二、三三	二、三六	(−) 二	一	七
十六歳	二、五六	二、五六	〇	一〇	八	二、四八	二、三六	(−) 七	一四	七
十七歳	二、六三	二、六三	(+) 一	七	七	二、五九	二、三三	(−) 一	一一	七

即チ十四歳ニアリテハ、受刑者ト社會人トノ間ニ殆ンド差違ヲ認ムル能ハズ、唯胸圍ニ於テ、特ニ社會人ヨリ發育宜シキヲ認ム。

十五歲、十六歲、十七歲者共其身長ニ於テハ、社會人ニ比シ一—一、四寸低ク体重亦六〇〇—九〇〇匁ノ少キヲ認ム。然ルニ胸圍ニ於テハ或ハ社會人ニ等シキカ或ハ却ツテヨリ大ナル數ヲ示ス。即チ受刑者ハ身長及体重ノ發育ニ於テ社會人ヨリ劣リタルモノ多キヲ認メ、胸圍ハ却ツテ發育ノ宣シキヲ思ハシム。其原因何處ニアリヤハ更ニ綿密ナル調査研究ヲ要スト雖興味アル事實トナスヲ得ベシ。

而シテ身長ヲ以テ体重ヲ除シタル商ハ、十四歲者ヲ除ク外ハ、イヅレモ社會人ニ劣リ、十五歲者ニ於テハ最モ著シク〇、一二ノ差アリ。一般ニ收容時ノ受刑者ノ營養狀態ハ社會人ニ劣ルヲ思ハシム。コレ英國ニ於テ有名ナルゴーリング博士（Dr. Charles goring）ガ受刑者ニハロンブローゾ氏ノ所謂犯罪人型ト稱スル如キ者ハ證明セザルモ犯罪人ハ平均、社會人ヨリ肉体並ニ精神ノ健康ニ於テ、低下セルヲ認ム。即チ詐欺犯ノ場合ヲ除キ、犯罪人ハ非犯罪者タル公衆ヨリ、其平均身長ニ於テ、一—二吋又平均体重ニ於テ、三—七、五ポンド少ナキコトヲ發見スルノ報告ノ後段ノ事實ニ一致スルモノナリト云フヲ得ベシ。

然ルニ身長ノ二分ノ一ト胸圍トノ差ハ社會人ニアリテハ常ニ胸圍ハ身長ノ半ニ達セズ、十四五歲者ハ七分、十六歲者ハ四分、十七歲者ハ一分少ナキニ係ラズ、受刑者ニアリテハ、常ニ胸圍ハ身長ノ半バニ達シ十五歲者ハ二分、十六歲者ハ一分、十七歲者ハ七分多キヲ見ル。コレ收容時ニ於ケル受刑者ハ、社會人ニ比シテ体格ニ於テ却ツテ優レルモノタルコトヲ覩ハシムルモノトイフヲ得ベキカ。

第二節　体重ノ增加狀況

（a）十四歲者ハ第一月ヨリ既ニ增量ノ傾向ヲ示シ、三年後ニハ二、五〇二貫ノ增量アレドモ第二月ヨリ增量シ、二年半後ニハ一、四八六貫ノ增量ヲ見ル。

（b）十五歲者ハ第一月（晝夜獨居一ケ月）ニハ三五八匁ノ減量アレドモ第二月ヨリ增量シ、二年半後ニハ一、四八六貫ノ增量ヲ見ル。

（c）十六歲者ハ收容後一ケ年間ニシテ雜居三ケ月以下ノモノ迄ハ收容時ニ比シテ體重低ク晝夜獨居三ケ月目ノ體重減量最大ニシテ一六五匁ヲ示ス。收容後一ケ年間ニシテ雜居三ケ月以上ノモノニ至リ初メテ收容時ニ比シ三一二匁ノ增量ヲ見ル。二年半後ニハ九〇四匁ノ增量ヲ認ムルノミ。

（d）十七歲者ハ收容後一ケ年迄ハ收容時ニ比シテ體重低ク、十六歲者ト同樣晝夜獨居三月ニ於ケル體重ノ減量最大ニシテ四六三匁ヲ示ス。

體重ノ恢復ハ十六歲ヨリ更ニ三ケ月遲レテ收容後一年半（雜居期間六月以上ニ至リテ）初メテ四七二匁ノ增量ヲ認ム。二年半後モ僅ニ六五三匁ノ增量ニ過ギズ。

コノ關係ヲ社會人ニ比較シテ曲線ニテ示セバ第十六表ノ如シ。

（卷末に附す）

即チ十四才者ニアリテハ、收容受刑ニヨリ体重ノ減少ヲ見ルコトナク經過スルモ、社會人ノ体重增量ニ比シテ流石ニ第一年間ハ增量高少ク、第二年三年ニ到リ稍著シキ增加ヲ見ル。然レドモ、二年半後ノ体重增加量ガ、漸ク社會人ノ二ケ年間ノ增量ニ畧一致シ、二ケ年半經過中約七〇〇匁劣ル。

十五才者ニアリテハ、最初一ケ月ハ、休重ノ減少ヲ見、六月間ハ極ク僅ニ增量セルヲ認ムルノミ。次デ雜居期ニ入リシ第一年迄ハ、可ナリ增量ヲ來シ爾後社會人トハ稍低キ處ニテ平行ニ近キ曲線ヲ畫キテ增量ス。二ケ年半ノ間ニ社會人ニ比シ約六百匁少シ。

十六才者ニアリテハ、晝夜獨居及夜間獨居ノ間ハ体重減量シ、收容滿一ケ年ノ際僅三一二匁ノ增量ヲ認ム。社會人ノ一年間ノ增量高六九〇匁ニ比シ約半數ナリ。爾後殆ンド同一ノ傾向ニ增量シ二ケ年半後ニハ其增量高ニ約七〇〇匁ノ差アリ。

十七才者ニアリテハ、雜居期間ニ入ルモ、收容時ノ体重ニ增量セズ。晝夜獨居三ケ月ノ最少量ヨリ漸次增加シテ一年半後ニ漸ク四七〇匁ノ增量ヲ認メ、二年後モ略ボ同樣ニシテ二年半後ニハ、稍社會人ニ近接ス。社會人ノ增量高ニ劣ルコト二五〇匁ナリ。

此等各才ニ於ケル年々ノ体重增加量ヲ當該年齡ノ收容時平均体重ニ加算シテ社會人ニ比較スルニ第十七表ノ如シ

第十七表　拘禁中ノ体重增加比較表

項目 / 年齢	社會人	受刑者	十四才ニテ收容セルモノ	十五才ニテ收容セルモノ	十六才ニテ收容セルモノ	十七才ニテ收容セルモノ
十四才	一〇、三五〇瓦	一〇、三二〇瓦				
十五才	一一、八八〇	一〇、九六〇	一一、〇九〇瓦	一一、六六〇瓦		
十六才	一二、八七〇	一二、一三〇	一一、九一〇	一二、三六〇	一二、四五〇瓦	
十七才	一三、五六〇	一二、九五〇	一二、八二〇	一二、四五〇	一二、八四〇	一二、八四〇瓦
十八才	一四、〇三〇				一三、〇四〇	一三、四三〇
十九才	一四、三二〇					一三、六〇〇
二十才	一四、四五〇					

上表ニ因リテ觀ルニ、受刑者ハ收容時既ニ、社會人ニ比シテ其体重ノ劣レルノミナラズ、收容後ノ增量ハ社會人ノ夫レヨリ僅少ニシテ到底社會人ノ平均數ハ勿論、當該年齢受刑者收容時ノ体重ニモ達スル能ハズ。拘禁生活ノ体重增加ニ如何ニ大ナル影響ヲ齎ラスカヲ知ルニ足ラン。

第三節　身長ノ增大狀況

（a）十四才者ニアリテハ、收容第一月ヨリ增大ヲ示シ遂ニ二年半後ニハ二寸三分ノ成長ヲ示ス。

（b）十五才ニアリテハ、十四才同樣收容第一月既ニ增大ヲ認ムルモ、其增大率低ク二年半後ニハ一寸九分ノ成長ヲ見ル。

（c）十六才者ニアリテハ、收容後三月間ハ身長ノ增大ヲ見ズ、第六月目ニ至リテ初メテ二分ノ成長ヲ認メ、二年半後ニ僅ニ九分ノ成長ヲナスニ過ギス。

（d）十七才ニアリテハ、收容後第一月ハ發育ヲ見ズ第二月ヨリ漸ク成長シテ二年後ニハ八分ノ成長ヲ認ム。

コノ關係ヲ社會人ニ比較シテ曲線ニテ示セバ第十八表ノ如シ（末尾ニ附ス）

第十八表　拘禁中ノ身長增大量比較曲線表

即チ十四才者ニアリテハ、收容後第一月ヨリ僅少ナガラ增大ヲ初メ、一ケ年後ニハ一寸三分ノ成長ヲ見ルモ、社會人ニ比シ九分劣リ以後成長差程著シカラズ二年半後ニハ二寸三分ノ成長ヲナシ社會人ノ約一ケ年間ノ成長ニ一致スルヲ認ム。

十五才者ニアリテハ、十四才者同樣收容ノ翌月ヨリ、增大ヲ初メ、一ケ年後ニハ、一寸ノ成長ヲ認ムルモ、社會人ニ比シ四分劣リ以後社會人ト始ント平行シテ成長シ二ケ年半ニ一寸九分ノ成長ヲ遂グ。社會人二ケ年間ノ成長ニ匹敵ス。

十六才者ニアリテハ收容第三月即チ晝夜獨居三ケ月間ハ身長ノ增大ヲ認ムル能ハズ、六月後ニ至リテ二分ノ成長ヲ見、二ケ年半後ニ九分ノ成長ヲ成ス、社會人ノ成長ニ比シ僅カニ二分劣ルノミ。

十七才者ニアリテハ、收容第二月ヨリ成長ヲ初メ一年後ニハ三分二年半後ニハ八分ノ成長ヲ遂ゲ其間ノ成長ハ社會人ニ比シテ二分高シ。

此等各才ニ於ケル年々ノ身長增大量ヲ當該年齢ノ收容時平均身長ニ加算シテ社會人ニ比較スルニ第十九表ノ如シ

第十九表　拘禁中ノ身長增大比較表

項目 / 年齢	社會人	受刑者	十四才ニテ收容セルモノ	十五才ニテ收容セルモノ	十六才ニテ收容セルモノ	十七才ニテ收容セルモノ
十四才	四、八三尺	四、八二尺				
十五才	五、〇五	四、九二	四、九五尺	五、〇二尺		
十六才	五、一九	五、〇九	五、〇二	五、〇九	五、一三尺	
十七才	五、二五	五、一一	五、〇五	五、一一	五、一八	五、一四尺
十八才	五、二九					五、一九
十九才	五、三一					五、一九
二十才	五、三一					

上表ヲ觀ルニ受刑者ノ身長ハ体重ト同様ニ收容時既ニ社會人ニ比シテ劣ルノミナラズ、收容後ノ增大不良ニシテ、社會人ノ夫レニ比シテ僅少ナリ。爲ニ到底社會人ノ平均數ニ到達スルハ勿論、當該年齡受刑者收容時ノ身長ニモ達スル能ハズ。拘禁生活ガ少年ノ身長發育ニモ、不良ナル影響ヲ及ボシツヽアルヲ知ルニ足ラン。

第四節　胸圍ノ發達狀況

(a) 十四才者ニアリテハ、收容第一月ヨリ發達ヲ示シ漸次增加シテ二年半後ニハ一寸五分ノ增加ヲ示ス。

(b) 十五才者ニアリテハ、收容後約一年間ハ胸圍ノ增加ヲ認メズ。一年後僅カニ三分ノ增加ヲ示シ二ケ年半後ニハ八分ノ增加ヲ見ル。

(c) 十六才者ニアリテハ、收容第一、二月ハ胸圍ノ減少ヲ認メ其後數ケ月ハ收容時胸圍ト變化ナク、一年後ニ至リテ初メテ三分ノ增加ヲ見ル、二年後ニハ七分ノ增加ヲ認ム

(d) 十七才者ハ收容第一月ハ變化ナキモ第二月、第三月ハ收容時ニ比シ二分減少シ、收容第一年ニ漸ク一分ノ增加ヲ認メ、二年半後ニハ七分ノ增加ヲ認ム。（末尾ニ附ス）

コノ關係ヲ社會人ニ比較シテ曲線ニテ示セバ第二十表ノ如シ

即チ十四才者ニアリテハ、收容後第一月ヨリ遞次的ニ增加シ第一年間ハ可ナリ發達著シキモ第二年間ノ發達ハ可良ナラズ、二年半後ノ發達ハ社會人二ケ年ノ發達ニ劣ルコト六分ナリ。

十五才者ノ社會人ニアリテハ其ノ一ケ年間ニ一寸ノ增加ヲ見ルニ係ラズ、受刑者ノモノニアリテハ僅カニ三分ノ發達ヲ見ルニ過キズ、其ノ發達モ社會人ノ夫レニ比シテ著シク低クシテ二ケ年半間ノ發達ハ八分ニシテ社會人一ケ年間ノ發育ニ劣ルコト尙二分ナリ。

十六才者ニアリテハ收容第二月迄ハ却ツテ胸圍減少シ六月迄ハ無發達ノ狀態ニアリ。一年後漸ク三分ノ增加ヲ認メ二年後ニ七分ノ增加ヲ見ルニ過ギス、社會人二年後ノ增加一寸三分ノ約半數ナリ。

十七才者ニアリテハ收容第六月迄ハ減少シテ收容時ノ胸圍ヲ保タズ、一年後僅カニ一分增加シ二年半後ニハ七分ノ增加ヲ示ス。社會人ノ二年間ノ增量ニ一致ス。

要スルニ年齡ノ少ナル程胸廓ノ發達ハ社會人ニ比シテ劣ルモノヽ如シ。

此等各才ニ於ケル年々ノ胸圍發達量ヲ當該年齡ノ收容時平均胸圍ニ加算シテ社會人ニ比較スルニ第二十一表ノ如シ。

第二十一表　拘禁中ノ胸圍發達比較表

項目 / 年齡	社會人	受刑者	十四才ニテ收容セシモノ	十五才ニテ收容セシモノ	十六才ニテ收容セシモノ	十七才ニテ收容セシモノ
十四才	二尺三五	二尺四一	二尺四九	二尺五一	二尺五九	二尺六四
十五才	二、四六	二、四八		二、五五	二、六三	二、六六
十六才	二、五六	二、五六	二、五一	二、五六	二、六二	二、七〇
十七才	二、六二	二、六三	二、五六			
十八才	二、六七					
十九才	二、六九					
二十才	二、七一					

上表ヲ觀ルニ、受刑者ノ胸圍ハ、收容時ニ於テ社會人ノ夫レニ優ルト雖、既ニ收容スルヤ、其發達甚ダ不良トナリ收容後年ヲ經ルニ後ヒ、社會人ノ平均値ニ遠サカルノミナラズ、受刑者ノ收容時ノ胸圍ニスラ達スル能ハズ身長、体重ト相俟チテ少年受刑者ノ胸圍ノ發達ニ及ボス拘禁生活ノ不良影響ヲ察知スルニ足ラン。

第五節　体重ト身長トノ關係

收容時ニ於ケル受刑者ノ体重ト身長トノ比ガ社會人ニ比シテ劣ルハ前述セシガ如シ。而シテ收容後ト雖其比ガ到底社會人ノ夫レニ達スル能ハザルハ第二十二表ノ示ス所ニヨリテ明カナリ。尙收容時ニ於ケル受刑者ノ夫レニ比シテモ十四歲ニテ收容セラレシモノヽ外ハ凡ヘテ其比ノ値ハ少ナリ。而シテ其比ノ値ノ變化ヲ曲線ニテ表ハシタルモノハ第二十三表ナリ。

刑政第41巻第1号
矯正図書館

第二十二表拘禁中ノ体重身長關係比較表

年齢	体重 身長	社會人		受刑者		十四才ニテ收容セシ者		十五才ニテ收容セシ者		十六才ニテ收容セシ者		十七才ニテ收容セシ者	
		全上	体身長	全上	体身長	全上	体身長	全上	体身長	全上	体身長	全上	体身長
14才	体重（貫）	一〇、三五		一〇、三一〇									
	身長（尺）	四、八三		四、八三									
15才	体重	一一、八〇	三、一四	一〇、九六〇	三、一四	二、一四							
	身長	五、〇五		四、九三									
16才	体重	一二、八七〇	二、三五	一一、一三〇	二、三三	二、三三		一一、〇九〇	二、二四				
	身長	五、一九		五、〇九				四、九五					
17才	体重	一三、五六〇	二、四八	一一、九七〇	二、四三	三、三八		一一、九一〇	二、三七	一二、〇六〇	二、三三		
	身長	五、二五		五、〇九				五、〇三					
18才	体重	一四、〇三〇	二、五九	一二、三六〇	二、四三	二、五三		一二、三六〇	二、四四	一二、四五〇	二、三九		
	身長	五、二九		五、〇九				五、〇三		五、〇九			
19才	体重	一四、三一〇	二、七〇	一二、四五〇	二、四四	二、五五		一二、四五〇	二、四四	一三、〇四〇	二、五三	一二、六〇〇	二、五三
	身長	五、三二		五、一一				五、一一		五、一八		五、一九	
20才	体重	一四、四五〇	二、七三	一三、一四〇	二、七四	二、七四		一三、一四〇	二、七四	一三、一四〇	二、七四	一三、四三〇	二、七四
	身長	五、三三		五、一三				五、一三		五、一八		五、一九	

第二十三表（末尾ニ附ス）

而シテ此ノ第二十二表ヲ第二十三表ト比較對照シテ觀察スルニ興味アル事實ヲ見出ス。即チ十四歳者ニアリテハ、其比ハ小ナガラモ尚ヨク社會人ト略ボ同一傾向ヲ以テ体重ト身長ノ發育スルヲ見ル。十五歳者ニアリテハ、身長ニ比シ、体重ノ增量社會人ニ比シテ少ク二年後ハ体重ノ增加甚タ僅少ナル爲其比ハ殆ント變化ナク其比ノ値ハ社會人ニ比シ著シク小ナリ。



鼠小僧心願

東京松竹座額見世月狂言
◇そのあらまし◇

第一場

麻布一本松

正月二日の夜半過ぎ、雪を持つた空は星の影さへない、おし詰る様な靜かな中に、遠くで犬のなく聲が聞える、ガヤ〳〵人聲がして、博奕に負けた四五人の者の中に鼠小僧次郎吉も交つてぶら〳〵とやつて來る。愚痴話が出る。

甲「餘程いけませんでしたか？」

次郎吉「なあに、五拾兩ばかりだ」

甲「茅場町の兄貴が五拾兩負けたと云やあ百兩はたしかな所だ、併し何だな、百兩取られやうが、二百兩取られ樣が、物に動じねは所が、兄貴の身上だな、一つ太十でも伺ひやせうか」

次郎吉「ハ、、義太夫か、おれが次郎太夫になる時は、何時も出來の悪い時で、まあ淨瑠璃と線を切れりあ已れも出世をするだらうよ」

丁「おう、皆これからどうするんだ」

丙「どうするつて歸るより仕方がねえぢやねえか」

丁「さうかぢや出掛よう……が、茅場町のはどうなさいますね」

次郎吉「已れも、歸るより仕方がねえのさ」

甲「ぢやあ、御一所に參りませう」（と先へ行きかける）

乙「おう、そつちへ行くのか？」

甲「だつて道ぢやねえか」

乙「冗談ぢやねえ、そこの角は、傳長寺ぢやねえか、己らあいやだよ、其處を曲りあ首絞りの松ぢやねえか……」

甲「あゝさうか——（とすかし見て）成ほどさうだな」

乙「正月の二日だつてのに、此始末だ、こんな晩に首くゝりの松の下でも通つて見ねえ、上から繩が下つて來て吊し上げられるか分りあしねえ、只でさへあすこの下を通ると何でもね

えものまで、死に度なると云ふ位だ」

丁「それが、其死神つて奴に取り付かれるんだよ――死神に取り付かれると、どんなしつかりした者でも、ふらふらと死に度くなる事があるそうだ、自分ぢやあ、大變だ〳〵と冷汗をかいて逃れ樣としながらも、体は段々崖の方へ引づられて、思はず知らず飛び込んで仕舞ふんだつてんだが、そんな時にやあ、死神が、悉うぼろ〳〵の旗を振て、こんな工合に呼んでる相だ……」

（此話の中に妙にしんとなると突然、丙がえらいくしやみをする、一同驚く）

甲「えゝ、吃驚するじやねえか」

丙「ハヽヽヽ、死神よりや風の神が已らの命を取るかも知れねえ、うゝ寒い、さあ行からぢやねえか」

甲「行かう、ぢや親方、お別れしませう」

丙「ぢや御免なすツとくんなさい」

次郎吉「おゝ、行くのか、じやあ、お前之を着て行きねえ」（と半纏をぬいでやる」

丙「えゝ、有難う御座んす、なアに、それ程でもありませんから」

次郎吉「然し風邪をひいてもよくねえからよ」

丙「へい、まあよう御座んす、私の樣な人間ならどんなこけた風体をしたつて、誰も何とも云ひませんが身分の有る人が、すつぽろけな風をしてゐると、尾羽打ち枯らした樣でいけません、それにそんな物を私が着てちあ、古渡唐棧に申わけがありませんや」

甲乙丙丁「ぢや御免なさい」

一同去る、一陣の風が吹き去ると、淋しい鐘の音が聞えて來る、次郎吉は思はず身ぶるひをする。

長い間思ふ樣にならないので、恐ろしい神經衰弱に陷入つてゐる次郎吉は、此頃ふいと突拍子もない事を考へる後からすぐ之を打消すと云ふ二つの考へが頭の中で戰ふのが常で、今も首くゝりの松とか死神とか云ふ事からふいと自分が死んで仕舞つたらどうといふ考へに囚はれた、とんでもない事だと、無理に自分を押し付けて考を他に轉じ樣とすると、今度は「已れは大泥棒だ」と大聲で云つて見度くなつた、云つたら大變だと云ふ氣持、云ひ度いといふ慾望、此二つが、かなり激しく戰つに揚句、冷汗がぐつしより出て、ふら〳〵になつて、ぢつと立つ。

次郎吉「あー、あいつ等は皆已れの事を只の魚屋だと思つてゐやがるんだ、あいつら許りぢやねえ、世間の奴は皆已れを物の分る親切な男だと信じ切つてるんだ、善人許りに取圍まれて皆に大切にされれるのが、おれは苦しくてたまらなくなつて來た、好人だと思ひ込んでゐる奴等に、已れが悪人だつて事を知らしたら、どんなにがつかりするか知れやしねえ、知らしたくねえ、おれあ此儘の人間で終りてい……然し、どうで一度は殘らず知れるに定まつてるんだ……おれあ悪人だ……おれあ盜人だ……おれは、鼠小僧次郎吉だ（とはつきり云つて）あゝ誰も聞いてやあねえんだ、已れが盜人だつて事は、世の中の誰も知つちや居ねえんだ、已れが此儘死んじまへば、世の中が無くなる迄も、已は只の人間て事で通るんだ、世の中なんてつまらねえもんだ、已れが若し首を縊つて死んだとしたら、皆は已れが氣狂ひになつたとは思ふかも知れねえが、已れが、こんな心持だつたつて事は、誰一人知らねえんだ、已れは此處に居るんだぞ、鼠小僧は此處にゐるんだぞ……あゝ靜かだ、ハヽヽヽ、

と全く放たれた氣持に醉つて色々の事を云つたりしたりする、四方は極めて靜かである。

次郎吉、あゝ、已れが今此處で、此んな事を考へてゐる事は、已れの女房も知らずに居るんだ……人間は、皆一人きりだ、さうだ、一人の始末をすりあいゝんだ……（と考へて）死んでやらう……

ふいとかういふと、再び自分の考へが恐ろしくなつて、どうかしてそれから逃れ出やうとしてゐる時上手の蔭で「母ちやん、死んぢやいやだよ、母ちやん……」

といふ子供の聲がする、

次郎吉は思はず、きつとなつて、向ふを見て本能的に其方に走り出す、蔭にて、次郎吉と女との爭ふを引つぱり出して來て、次郎吉一人の女（おつや）聲、やがて次郎吉に引つぱり出して來て、無理に押し坐らせる、後から子供が泣きながら出て來て母親の後に付從ふ、

次郎吉「とんでもねえ不量見な事を……あゝ、危ねえ所だつた、若し私が見付けなければお前さんは、あの儘死んで仕舞ふ所だつた……」

おつや「はい、見苦しい所を御覽に入れて、面目次第も御座いませんがどうでも生きては居られません……どうぞ御見逃しを願ひます……」

次郎吉「內儀さん、死なうとなさるお前さんと、助け樣とする私とが、何時まで話をして居た所で、芝居の身投げのせりふの通りだ……まあ御待ちなさい、此樣な身成りをして居ますが、人情丈はあふれてゐる人間でさあ、實はねえ、あの首縊りの松の所じやあ私が先へ死なうとして居た所でした、今考へりあ、自分で自分が分らなくなりますが、俗に云ふ死神が取り付いたとでも云ふ奴か、全く私も死ぬ氣になつて、とぼ〳〵と歩いて行く所へ、この坊ちやんの泣聲で、思はず我にかへりましたが、あすこであなたが死なうとなさらなけりあ、私の体はとつくの昔に冷たくなつてゐたかも知れねえんです、あなたが彼處へ來なすつたのが私に取つては命の親で、其亦私があなたをお助け申したのも命の親と考へて見りあ、不思議な緣とでも云ふのでせう、內儀さん、私アあなたに厚く御禮を申したいと思ひます……取るに足らぬ奴と思召すかも知れませんが、私は自分の力で出來る事であなたの命が助かるならどんな事でもする氣ですから、ねえ、どうして死ぬ氣におなんなすつたか、どうかお聞かせなすつておくんなさい、話ですむか金ですむか、場合によつて力づくでも、私はきつと、あなたが死なずにすむ樣に致しますから何でも一つ打開けておくんなせいまし、金は天下のまわりもの、人の命は大切だ、まして此んな可愛いゝお子さ

ん迄あるお体で、何んで死なゝきあならねえのか、ねえお内儀さん、一つ云つて見て下さいませんか」

おつや「色々御親切に有難う存じます實は私は、但馬の出石、仙石伯耆守様の御家來、篠原幸次郎と申す者の家内で御座いますが、良人ははからず主家を退身致しまして只今は麻布我善坊に浪人住居、元々貯へとてもなく唯もう歸參の叶ふ日を頼みに致して居りましたが、良人は先頃より病の床につき只今ではもう其日〳〵の物にも事缺く程になりました上、良人の病の藥代、手當の代りやもう、お話し致す様なものでは御座いません、——家の中には、もう金に代へる物は無く、寒さを凌ぐ炭も無く、素より此子の口に這入るものさへ無くなくなつて仕舞ひまして、途方に暮れた或晩の事、所詮此病は本復覺束ない、なまじ生き永らへて居ればる丈お前の苦勞を增す許り、藥も飲まず壽命を待たう、それがお前への體心だ……と覺悟の見へた夫の言葉に——何の〳〵例へ私はどうなつてもきつと全快さゝずにおきませぬ、やがて御歸參が叶ひますれば今の苦勞も笑ひ話しと、口先丈けでなぐさめても、後から〳〵涙が出て二人手を取つて泣き明したので御座います、と、或人の申しますするに夫の病に大層よい藥がある、兎に角それを買ひとらしたらと御親切な御言葉に飛立つ様に思ひましたが、どうする事もなりませんので御恥かしい、事ながら、此所が一つの運だめしと家重代の腰の物を手離す事に致しました、それで夫の藥を買ひ何卒して本復さしたいと喜び勇んで參りますと、何處をどう聞き知つてか惡者共に後をつけられ命の綱の其金子をうばひ取られた始末で御座います……人のお金を盜む者から見ましたら、誰のお金も同じ事かも知れませんが、血の出る様な其金を、盜み取るのはあんまり非道で御座います、私の様な者のお金を盜まず共、まだいくらも御座いませうに、あんまりで御座います……もう夫に顏向もならず、さりとてどうする事も出來ませず面目なきに、死んでお詫をする氣になつたので御座います、御言葉に甘へまして、お恥かしい一伍一什、どうぞお察し下さいまし——」

次郎吉「聞けば聞く程御尤もなお話だ、が詮じ詰れば金ですむ事の様に思はれますが其御金はどれ丈ですか」

おつや「はい、其金子は、あの五兩なので御座います」

次郎吉、「五兩？…成程なア金は五兩でも五百兩でも、つき詰めた氣に異りはねえんだ、あゝ勿體ねえ話だ、私ア、おまはんの心持に泣かされました、失禮ながら、其五兩は私に貢がしていたゞきませう」

おつや「でも……」

次郎吉、「まあ御待なせい、見ず知らずの者に、金を貢がれる筈はねえと仰有るかも知れねえが、他に思案が有ればの事、何もいはねえ、どうか私にまかしておくんなせえまし、——と云つて、今持合せが有るぢやなし……今夜に限つてぢれつてい……

（と考へて）よしツ、内儀さん、永くつて一ト時の間だ、狸穴の夜明し茶屋で待つて御くんなさい、金はきつと用立ます……さあ、私が案内致しますから、安心して待つてゝ下さい……あゝゝ、今日は正月二日の晩だ……樂しい嬉しい初春の、裏は悲しい地獄の姿……（と氣を變へて）さあ、行きませう、

第二場

塀外

奥には、松の立木數本あり、上手寄りに、辻番小屋の灯が見える、何となく郎内さわがしく（向ふへ逃げた！）（そつちだ）等といふ聲がする、次郎吉、塀の上に立現れあたりを窺ひ、いきなり往來に飛び下りると、辻番中村甚五兵衛、いきなりとび出し次郎吉を縛り上げて仕舞ふ。

次郎吉「しまつた、御番人、己れが惡いんだ、すまねえがどつか勘辨して御くんなせい、今己れが此處でふん縛られると親子三人の命にかゝはる事が出來るんだ、勝手な事を云ふ樣だが、用を濟まして直ぐ來るから、暫くの間此繩をほどいておくんなさい、御願ひだ、己れあとはつかねえんだ……御慈悲だ、見逃して御くんなせい」

甚五「默れ、そんな勝手が通ると思ふか、神妙にしろ」

次郎吉「御番人己れの云ふことが分らねえのか、己れあきつと歸つて來ると思ふといつてるぢやねえか」

甚五「そんな事が開けると思ふか、己れは只の辻番ぢやねえ、掛つたら好い加減に往生しろ」

次郎吉「御番人、だからよ、御願ひだ己れの眼を見ておくんなせい、己れあ本當に親子の命を助けなければらねえんです、一生一度のお願ひだどうか助けさしておくんなさい」

甚五「惡い事をして、人を助けて何になる……默れ〳〵」

次郎吉「ぢやどうしても駄目なんだな」

甚五「駄目だ」

次郎吉「さうか、それぢやあ已らあ手荒な事をしなきあならなくなるんだぜ、濟まねえが手向はなきやあならねえんだぜ」

甚五「生意氣な事を云ふな」

次郎吉「よし御番人、勘辨してくんねい」（といろ〳〵と身悶へると、何時かふつつりと繩が切れる。甚五兵衛が、捕へ樣とすると、ぽんと一けりして、何れともなく逃げ去つて仕舞ふ）。

第三場

夜明し茶屋

五十格好の茶屋の主人は、板場の方で居睡りをしてゐる。

家の隅に、以前のおつやと子供が不安氣にふるへながら待つてゐる。

次郎吉大急ぎでやつて來る、

次郎吉「あゝ御待遠樣でした、當にしにしてゐた友達が留守で存外手間取りましたが、此處に三十兩ありますからこれで早く藥を買つて上げなせい」

おつや「はい、有難う存じます、親身も及ばない色々の御親切、其上こんな大枚な金子を頂きましては、御禮の申し樣も御座いません、それでは一時御拜借致す事に致しませう、御恩は一生忘れません、どうぞ御住所と御名前とをお聞かせなすつて下さい」

次郎吉「冗談ぢやありません、さつきも云ふ通り私は次郎吉てえやくざ者で、商賣と云やあ博奕打、人間らしい名前の有る者ぢやありません、又御緣があつたら何處かでお目にかゝりませう、くれ〳〵も御病人を大切に御養生を願ひますぜ、人間は七轉八起とさへ云ひますから、こんな事

から御運が開けて行く様なら私も本望と云ふものです、さあ早く其金を仕舞つてお出掛なすつて御くんなさい」

（おつやは色々と禮の言葉を殘して立去る。次郎吉冷酒を二三杯引かける、そこへ表から丑松といふ博奕打が來る）

丑「おう、親分ぢやありませんか」

次郎吉「丑か——今時分どうした」

丑「正月早々からつきし駄目で、夜の明けるのを待つて、ほう〳〵の体で逃げて來ました」

次郎吉「もう夜が明けたか……丑、手前はあの山崎の辻番を知つてるか」

丑「いゝえ、そいつがどうしました」

次郎吉「なアに、どうもしやしないが、大層強い奴だといふからよ……一体どんな面をしてゐやがるか己らア一度しみ〴〵見に行きていと思ふんだがお前一所に行かねえか」

丑「へい、親分のお供なら何處へでも」

次郎吉「よしぢや來いよ」

雪ちら〳〵と降り來る、次郎吉は丑松をつれて去る。

第四場

辻番小屋、あたり一面の雪、辻番を中心に町の人々、買ひ出しに行く魚屋又は青物商多勢の者が重なり合つて、辻番の中をのぞき込んでゐる、何れも無言、ここへ、次郎吉と丑松とが出て、何事ならんと人込の中を覗く、と奥から、人を制する聲がして邸内から用人等が出て來る、と群衆は一齊に左右に開く、そこで初めて辻番の中が見える、辻番甚五兵衛は、小屋の中で立派に切腹して死んでゐる、役人等居並ぶと、

近藤「甚五兵衛の書置きが御座ります」

高木「お讀み下され」

近藤は甚五兵衛の遺書を讀み上げる

高木は思はず、つか〳〵と甚五兵衛の側に寄りあつばれ美事な武士の最後をほめる。一同水を打つた樣に靜かになる、次郎吉は何時しか姿を消してゐる。

高木「お上の有難き思召し……甚五兵衛の死骸は、此儘御邸内に移し、手厚く供養致せとある、各々方、甚五兵衛の儘に御邸内につれ參れよ」家來共多勢甚五兵衛をかき抱き奥に去る。群衆も其後より去る。暫らくして次郎吉丑松を連れて登場

次郎吉（獨言の樣に）己れが名乘つて出た所で、死人が助かる譯ぢやねえ、さうだ、生きてる者を助けるのがせめてもの己れの功德なんだ——（つぶやは出來ねえんだ、」

丑「親分、怎うかなすつたんですか」

次郎吉「丑松、己らあ、今迄、神佛に願を掛けた事は一度もねえが今日こそは、一生一度の心願をかける事が出來たんだ、……お前もよく覺へてゐてくれ、己れが年貢を納める時はあの辻番の伜の繩に掛かる氣だ、それが次郎吉の心願なんだ、——丑あの辻番の伜の年は幾歳だか、國から江戸までが幾日の旅だか、お前行つて、それとなく訊いて來い、」

丑「でも……」

次郎吉「早く行つて訊いて來い」

丑松去る、

次郎吉「あの辻番の伜といふのが國から江戸へ出て來る迄が、婆婆に居られるおれの壽命だ、……あの辻番は、武士らしい形をつけた、田舍者にや珍らしい、本筋の一生を了はつたんだ、盜人はしても己れも眞小僧次郎吉だ、伜の繩にかゝるのが、己れに取つちや本筋の事なんだ、きうだ、それが本筋なんだ」

（次郎吉は、ぢつと思入り、雪が、又一としきり降つて來る）

——幕——

謹賀新年

昭和三年一月元旦

刑務協會

原嘉道　小原直　松井和義　辻敬助　岡部常　有馬四郎助　大野數枝　佐藤乙二　津路嘉十郎　香川又二郎　住江敬義　島田榮造　近藤亮雅　同　職員一同

定價	冊（稅共）	金二十錢
六	冊（稅共）	金一圓二十錢
表	十二冊（稅共）	金二圓四十錢

廣告料		
五號活字半段一行		金一圓
一等一頁		金五十圓
二等一頁		金四十圓
普通一頁		金三十圓

注文

●御注文は總て前金のこと
●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但なるべく振替を利用せられたし口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること
●御注文の際は必ず送附先明記のこと從つて轉居の際は新舊住所を御屆下されたし

規定

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和二年十二月二十日印刷
昭和三年一月一日發行

東京市麹町區西日比谷町一番地
發行兼編輯人　香川又二郎
東京府豐多摩郡野方町新井三三六番地
印刷人　五島林太郎
東京府豐多摩郡野方町新井三三六番地
印刷所　刑務協會印刷部
東京市麹町區西日比谷町豐番地
發行所　刑務協會
電話　銀座二三四四、三八二五番

刑政第41巻第1号

矯正図書館

lume XLI Number 1

THE KEISEI

The Journal of the Japanese Prison Association

January 1, 1928

PRINCIPAL CONTENTS

New Year—New Hope . . . . . (*Editorial*)

A German View of Our Criminal Law . . . . . T. Tokita

Prison Labour in England and America . . . . . Dr. Gillin

On the Chéf-System of Prison Officials (*continued*) . . . . . S. Arima

Current Issues . . . . .

Prison Statistics . . . . .

Prison Life viewed from the Hygienic Standpoint (*continued*) . . . . . Dr. Akutagawa

Published
By
"KEIMU KYOKWAI"
(The Japanese Prison Association)
Near Department of Justice, Nishi Hibiya-machi Kojimachi,
Tokyo, Japan.